

生活福祉委員会記録

○開催日時

令和3年3月10日 午前9時58分～午後4時55分

○開催場所

第3委員会室

○出席委員（9人）

委員長	帯田裕達	委員	下園政喜
副委員長	落口久光	委員	阿久根憲造
委員	瀬尾和敬	委員	犬井美香
委員	福田俊一郎	委員	溝上一樹
委員	井上勝博		

○その他の議員

議員	屋久弘文	議員	坂口正幸
----	------	----	------

○説明のための出席者

市民福祉部長	小柳津賢一	税務課長	佐多誠一
市民課長	西田光寛	収納課長	山口隆雄
環境課長	上口敬子		
課長代理	原暢幸	消防局長	中村真
主幹兼生活環境グループ長	村岡実	消防総務課長	田中清総
保険年金課長	山元茂	警防課長	濱田浩
国保グループ長	森山一美	予防課長	石原浩之
高齢者医療グループ長	外山律子	通信指令課長	坂口勝彦
高齢・介護福祉課長	中俣賢一郎		
介護指導グループ長	福留慎一	水道局長	新屋義文
保護課長	新川皇祐	水道管理課長	今井功司
子育て支援課長	遠矢一星	専門職	横山満
医療福祉対策監	平原一洋	水道工務課長	永田一朗
市民健康課専門職	内田ひとみ	課長代理	有田秀夫
障害・社会福祉課長	南輝雄	下水道課長	今村淳一
主幹兼障害福祉グループ長	福永美代		

○事務局職員

事務局長	道場益男	課長代理	久米道秋
議事調査課長	堀ノ内孝	議事グループ員	芦谷仁美

○審査事件等

付 託 事 件 名	所 管 課
議案第20号 北薩3消防本部消防通信指令事務協議会の設置について 議案第29号 令和3年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	消 防 総 務 課 警 防 課 予 防 課 通 信 指 令 課
議案第29号 令和3年度薩摩川内市一般会計予算 議案第30号 令和3年度薩摩川内市温泉給湯事業特別会計予算 議案第39号 令和3年度薩摩川内市水道事業会計予算 議案第40号 令和3年度薩摩川内市簡易水道事業会計予算 (所管事務調査)	水 道 管 理 課 水 道 工 務 課
議案第29号 令和3年度薩摩川内市一般会計予算 議案第31号 令和3年度薩摩川内市浄化槽事業特別会計予算 議案第41号 令和3年度薩摩川内市下水道事業会計予算 (所管事務調査)	下 水 道 課
議案第29号 令和3年度薩摩川内市一般会計予算 議案第36号 令和3年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算 (所管事務調査)	市 民 健 康 課
議案第16号 薩摩川内市社会福祉施設条例を廃止する条例の制定について 議案第29号 令和3年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	障 害 ・ 社 会 福 祉 課
議案第29号 令和3年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	市 民 課
議案第29号 令和3年度薩摩川内市一般会計予算 陳情第1号 ゼロカーボンシティ宣言に関する陳情 (所管事務調査)	環 境 課
議案第15号 新型コロナウイルス感染症に感染した薩摩川内市国民健康保険の被保険者等に対する傷病手当金に関する条例の一部を改正する条例の制定について 議案第29号 令和3年度薩摩川内市一般会計予算 議案第35号 令和3年度薩摩川内市国民健康保険事業特別会計予算 議案第38号 令和3年度薩摩川内市後期高齢者医療事業特別会計予算 (所管事務調査)	保 険 年 金 課 (税 務 課) (収 納 課)
議案第17号 薩摩川内市上甌総合センター条例を廃止する条例の制定について 議案第18号 薩摩川内市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について 議案第19号 薩摩川内市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について 議案第29号 令和3年度薩摩川内市一般会計予算 議案第37号 令和3年度薩摩川内市介護保険事業特別会計予算 (所管事務調査)	高 齢 ・ 介 護 福 祉 課 (障 害 ・ 社 会 福 祉 課)
議案第29号 令和3年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	保 護 課 子 育 て 支 援 課

△開 会

○委員長（帯田裕達）ただいまから、生活福祉委員会を開会します。

本委員会は、本日と明日の2日間の審査を予定しておりますが、お手元に配付の審査日程により審査を進めることとし、本日は可能な限り審査を進めることとし、進捗状況により、後ほど判断したいと考えております。ついては、そのような審査を進めることで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）御異議ありませんので、お手元に配付しております審査日程により審査を進めます。

ここで、3名から傍聴の申し出がありますので、これを許可します。なお、会議の途中で追加の申し出がある場合にも、委員長において随時許可します。

△消防局の審査

○委員長（帯田裕達）それでは、消防局の審査に入ります。

△議案第20号 北薩3消防本部消防通信指令事務協議会の設置について

○委員長（帯田裕達）まず、議案第20号北薩3消防本部消防通信指令事務協議会の設置についてを議題とします。当局に補足説明を求めます。

○消防総務課長（田中清総）それでは、議会資料を御覧ください。

国は、昨今の災害の事故の多様化及び大規模化、住民ニーズの多様化と消防を取りまく環境の変化に対応するためとして、また小規模の消防本部は、組織管理や財政運営面での厳しさがあることなどを踏まえて、市町村の消防に関し、広域化を進めております。

しかし、消防の広域化をするまでもなく、消防業務の一部についての連携、協力についても、財政措置を講ずるなど、連携、協力も進めております。

このことを受けまして、今回、本市、さつま町及び阿久根地区消防組合の3団体で、消防業務の一部である消防通信指令事務について、協議会を設置し、共同で運用しようとするものです。

今回、お諮りする規約を定める協議会の名称は、

北薩3消防本部消防通信指令事務協議会です。規約につきましては、協議会の目的、名称等のほか、協議会の組織や会議等の基本的な事項について定めるものとなります。

この協議会で担任する事務は、消防業務のうち、項番3の(1)災害通報の受診及び出動支援に関する事務、次に(2)の通信統制及び情報の収集、伝達に関する事務及び協議会の目的を達成するために必要な事務であり、いわゆる消防の通信指令業務のみの事務となります。

協議会の事務所は中郷町にあります消防局内におきまして、今後構築いたします消防指令センターも同じく、現在の通信指令センターの隣のスペースに設置する計画です。

施行期日は令和3年4月1日で、今後のスケジュールですが、令和3年4月に事務協議会を設置し、令和6年度までに消防指令センター等を整備し、令和7年度から消防指令センターの共同運用を開始したいと考えております。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）消防の広域化の一環というふうに、私はどうしても捉えるわけですが、これ出水市が確か抜けたんだと思いますけど、出水市が抜けた理由というのはどういうことでしょうか。

○消防局長（中村 真）出水市が抜けたということでの理由の御質問でありましたけども、抜けたということではなくて、この協議会を設置するに当たり、事前に協議の場を持ったときに、参加しないということの方針で聞いております。あくまでも出水市側の事情ということで、詳細については、特に申し上げるところはございません。

○委員（井上勝博）分からないということですが、やはり広域化すると、この間も心配すると言いましたけれども、どうしても地理的には広がってくるわけで、適格な指示というのが、本当にできるのかどうかということが、もちろんそうならないようにされるんでしょうけれども、ただやっぱり、地域は狭くあったほうが、迅速な指示というのが、私はできると思うわけですが、

先ほどの国のほうの理由としては、財政的な問題を言っていますので、私はこれはやっぱり消防

の合理化ではないかというふうに思うんですが、その辺についてのお考えはございますか。

○消防局長（中村 真） 合理化ということの御質問かと思いますが、確かに合理化という部分はないとは言いません。しかしながら、やはり人口減少等も進んでくる中で、消防業務については、市民の負託に応えるためには、資機材含め人員体制そういったところの整備というのは、引き続きとっていかないといけないというところがございます。

そういったところも勘案しながら、広域的にやる中で、そういったところもカバーし、また懸念されている部分、通信指令等に関して足りない部分が出てくるんじゃないかというような御意見でございますが、今後のこの協議会を設置し進める中で、そういったことにならないように進めていくということで考えておりますので、御意見としては承りまして、そういった点、今後の中で、そうならないように進めていきたいというふうに考えております。

○委員（井上勝博） 逆にお聞きしますけれども、薩摩川内市が、いわば中心となっていくわけですよ、そういうふうに考えてよろしいですか。指示する基地というか、そういうのは薩摩川内市にあると考えていいんですか。

○消防局長（中村 真） 先ほども説明しましたように、事務所それから通信指令センターは、本市の消防局内におきますけれども、薩摩川内市が中心ということではなくて、それぞれ3消防本部の区域内になりますので、あくまでも設置する場所が本市であって、3消防本部均等に、そういった点はできるようにということで考えております。

○委員（井上勝博） それぞれの地元で詳しい方が集まってくるということで、そうすると、その建物の中に違う消防署の違う組織の人たちが混合するようなそういうところになると思うんです。そうすると、そこだけが組合みたいなふうになるんですけど、ちょっとその辺の確認なんですけど。

○消防局長（中村 真） 組合という組織ではなくて、今御質問にもありましたように3消防本部からそれぞれ職員の派遣というのはございますが、あくまでもその派遣された職員が、今度通信

指令業務に関しての業務を行うということになります。

やはり御質問にもありましたように、それぞれの地域の詳しい職員が来ますので、そういった点での対応というのは、今後十分、それを踏まえた体制的なものは作っていかないといけないというふうには考えております。

○委員（井上勝博） ちょっとまだよく分からないところがありますが、その指揮系統といいますか、要するに一つの指揮系統の中で、それぞれ本部があって、そして通信本部だけが、指揮系統というのは独立するというふうに考えていいんですか。

○消防総務課長（田中清総） 今回、協議会を作りまして行う事務、先ほど申し上げました3のところでございますように、災害通報を受信して、出場指令に関する事務としております。なので、出場指令を出すまでの事務であって、それ以降の災害現場における指揮系統は、今現状と変わらず、それぞれの団体で行うことになります。今回の協議会の事務は、あくまでも出場指令を出すまでの事務となります。

○委員（井上勝博） 実際現場にいないわけですから、イメージをつかむのがなかなか難しいわけですが、しかし出場指令をするという点で、例えば広域的な大災害が起こったとします。そういったときに出場指示をするのに、どちらを優先するのかどこを優先するのかという問題は出てくると。そうすると指揮系統的なところでは、ちゃんと一本化していないと、うちは優先だ、うちは優先だみたいになったりするわけですので、やっぱり独立した指揮系統というふうに、そうならなきゃ混乱するんじゃないかなというふうに思うわけですが、そこはどうなんですか。

○委員（福田俊一郎） 関連で質問します。いろいろと説明いただきましたけれども、今回、阿久根と長島町、そしてさつま町、そして本市ということで、それぞれのこの消防組合や消防局が通信指令室という形で、本市の中郷町の消防局にそういう部屋を設置して、それぞれの団体から来ていただいて、通信指令業務のうちの——通信指令とおっしゃいましたか、の事務を担って、そして職員にそこへ行ってもらって、通信業務をするというような形なんでしょうけれども、要は、今薩

摩川内市である通信施設を共有するというようなイメージでいいのでしょうか。それぞれの災害があった際に、今回、私どもデジタル化も進んでいる中で、中郷にある消防局の通信施設を、それぞれの団体に共有して使っていきたいというイメージが強いんですが、もうそういうことでもいいのでしょうか。

○消防局長（中村 真） まず、福田委員のほうからの御質問にお答えしますが、今ある施設を供用ということではなくて、やはり3消防本部を管轄するそういった機器を整備して、そして運用していくという形になりますので、どうしても薩摩川内市にある機器を共有するというイメージになるのかもしれませんが、3消防本部を管轄する新たな機器を整備して、それを共同運用していくということでお考えいただければと思います。

井上委員からの御質問ですが、先ほども課長のほうから説明があったように、あくまでも通信指令業務になります。受けたそのいろいろな情報を、それぞれの消防本部に振って、そしてその消防本部の中で、まずは動きますので、どの地域を優先してというそういうことでは、まずありません。それぞれの消防本部が、その管轄内の業務を、そのそれぞれの消防本部の中で、優先順位を判断して行動されるということになりますので、井上委員の御質問の、例えば薩摩川内市を優先してとかそういうことにはならないということになります。

しかしながら、広域的な災害があった場合に、被害の少ない地域から応援を求めていくという、そういった業務に関しては、今後の課題でありまして、通信指令業務の中では、そこまでは踏み込まない、まだそこまで踏み込んだ議論にはならないというふうに考えております。

○委員（瀬尾和敬） 私は、これまで隣接の消防組合と応援協定とか結ばれていますかというのを伺ったことがありました。大きな火災とか大災害のときには、自分のところだけでは手が足りないときに、お互いに応援し合うという、そういうのがあるというのは伺ってきたんですが、私は今回の提案された通信指令事務協議会の設置については、その集大成というか、体系づけられたものと、私は、応援協定が更に一歩高まったものだというふうに考えて、これなかなかいいことだ

と、少し遅かったなぐらいに思っています。

そんなとき少しネックになるのが、これまで言われていたのが、例えば一緒に消防組合が一つになるとすれば、人口の多いところは、多くの経費がかかたりするところが、少しネックかなというふうに考えていたんですけど、そういうところはどうか。

○消防総務課長（田中清総） まず、応援協定のお話が出ました。応援協定につきましては、現在隣接市町村と結んでおります。何かあったときに、応援協定に基づいて要請し、それで応援を受ける。今後協議会を設置しても、その部分は変わりません。協議会を設置して、通信指令事務を共同で運用することによって、応援協定を今まで実際災害があって、119番等を受けた後、その後応援協定に基づいて依頼をかけたり応援要請したりというのを、1か所で、その3団体についてはできることとなりますので、応援協定をより効率的により早く進めていくということができると思います。

あと金額の面ですが、これにつきましては、団体の規模、人口等がございますので、それに応じた配分にはなりますが、薩摩川内市だけが特別ということではなくて、それぞれの団体の規模に応じた負担という形になります。

○委員（瀬尾和敬） 私自身は、とてもこれはいい協議会の設置だと考えています。今後は、災害がどこでどういうのが起こるか分からない、そういう時代にも入って来ておりますし、この協議会が、更に一歩進んで充実することを、私は希望したいと思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。

井上委員とは、全然感覚が違うんですが、私自身は実際消防団員の経験者でもありますし、特にこういうことについては、市民の生命、財産を守るためには、とても大事なことです。これ一歩進んだと、私は高く評価したいと考えます。

○委員（井上勝博） 私は全く瀬尾委員と違う意見なんですけど、というのは、私も経験しているんです。大雨が降ったときに、車が岩に乗り上げて動けなくなってしまったときに、警察に電話したんです、110番に。そしたら冠岳ですといったんですけど、冠岳ってどこですかと言われてたんです。何であんな冠岳知らないですかってやった

ら、鹿児島市のほうにやっぱり行っているということが分かって、後で聞かれたんですが、消防だったら地元の消防のほうに行くから、地理に詳しい人が分かりますよって言われて、なるほどなと思ったんです。それが同じようなことが、警察のようなことが起こってくるのかなというふうに思ったものだから、これはちょっと簡単じゃないよなというふうに思ったわけです。

○消防局長（中村 真） 御意見として承らせていただきます。そういったことは十分想定されますが、そういったことは、やはり今後起きないように、十分体制を含めてしていきたいというふうには思います。

まだ、通信指令網でありましたり、いろんな機器が今高度化してきておりますので、携帯電話等スマートフォン等で電話をされた場合には、位置情報の特定というの、今大分できるようになってきておりますので、そういった点は、今後解消される方向にはなるというふうには考えております。そういった点も含めて、今後、協議会の中で、また詰められるところは詰めていきたいというふうに考えます。

○委員（福田俊一郎） 私は、もうポジションとしては、瀬尾委員の考え方ということで質問を聞いていただきたいと思います。さっき井上委員に関連して質問しましたが、考え方としては瀬尾委員の考え方で質問しておりますので、御了承ください。

先ほど、消防局長のほうからお話がありましたけれども、私は通信施設を3団体で共有していくのかなというふうなイメージを持っていたんですけれども、そうではなくて、この通信指令室に新たな機器をまた設置して、その3団体で使っていくんだというお話でした。

また、説明が先ほどありましたけれども、出火に対応じゃなくて、先ほど災害に対応という話をされましたけれども、先ほどからいわゆる国の方針として、広域にということで、今ある薩摩川内市のこの通信施設に足りない部分、いわゆる広域的な部分を新たに機械を整備して、その3団体と新たな機械を共有して一緒にやっていきたいと思いますというふうに捉えていいのでしょうか。

○通信指令課長（坂口勝彦） 先ほどの福田委員の質問ですけれども、足りない部分を足すわけ

ではなくて、新たに3本部で共有できる設備をつくるというようなことです。だから、どこの消防本部から入ってきても、同じようにそれを受けて同じように指令を出せるというような、新たなものを一からつくっていくという協議会になります。

○委員（落口久光） すいません、既にもう想定されていると思うんですが、いろいろと新しいシステムをつくるときに、今度は各拠点でいろんなシステムとか機器の更新とかあったときに、必ず互換性とかそういう問題が発生すると思いますので、基本的には各自治体のほうで単独でやられるんですけど、この手の防災関係については、今4拠点という話ですけど、そういうところで、ちゃんと互換性があるもの、なるべく同じものがないんですけど、そういうものを計画的に入れ替えていって、いざ運用のときにまたシステムのところで、ちょっと手を入れないと運用ができなくなるとかいうことにならないように、ぜひそこは情報共有しながら、全く違うものが置かれていて、それに合わせてまたインフラ整備をしないといけないということがないようには、ちょっと検討いただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

○通信指令課長（坂口勝彦） 先ほどの質問なんですけれども、互換性という言葉がございました。現在、3消防本部で使っているメーカーが、全て違うメーカーで、今のところそれを接続できるように機器は開発中ではあるんですけども、まだ開発中の段階で、まだ示されておられません。なので、今回5年後に使う新たな指令センターについては、もう同一メーカーで、各本部とも、それでちょうど更新時期にくるものですから、その10年の更新時期に同一メーカーで統一して、そういう指令に対してトラブル等が起きないようにする方向性で進めております。

○委員（井上勝博） 先ほどの話の中の確認なんですけれども、消防と警察というのは、やはり違うと言われたんですけども、その辺については、どういう通信というか指示なのか、そういうものはどういう違いがあるのですか。

○消防局長（中村 真） 違うという意味で説明したということでは考えておりません。通信の指令形態というのは同じようなものだと思います。今後整備をしていきますので、御質問のあったよ

うな点、そういった点が、今後起きないようにシステム構築ができるのか分かりませんが、そういうふうな、御質問にあったようなことにならないように、今後検討していきたい、整備を含めて、そういう方向性でいきたいということで、御説明させていただいたつもりでございます。

警察と消防のそういった通信の形態が違うということではなくて、基本的には同じようなシステムだと思えます。ですが、広域化といいますが、警察は鹿児島県全域のそういうシステムだと思えますし、今回整備するのは、あくまでも3地域、3消防本部の管轄内ということでありますので、そういった点、御質問のあった点を踏まえて、今後また調整はしていきたいというふうに考えます。

○委員（井上勝博） 本当に雨というものは大変なもので、スマホが使えないんです。いわば、濡れてる手でやるとスマホが使えないということが分かったんです。例えば、その人が自分の位置情報を分かるようにしとけばいいかもしれないですけど、さっきの話だと。だけど位置情報をプライバシーの関係で出していないというときに、スマホを操作してくださいと言われても、濡れている手でできないというのが現実にあるとしたら、そういう問題はやっぱり出てくるわけで、私は地理的に、どこどこで、私は今こういう状態になっていますというのが、位置情報じゃなくて、言葉で通じるという、そういうところが大事だというふうに思うんですが、その辺はどうなんでしょうか。

○消防局長（中村 真） 今あった御質問も、先ほどから繰り返していますが、そういった点を含めて、各消防本部から職員も派遣してもらいますし、そういった中で、御質問のあった点は、起きないように方向でできないかということは、今後検討させていただきたいと思えます。

○委員（犬井美香） 今現在分かっている各市町の負担割合というのが分かれば教えていただきたいのと、今皆さんのお話を聞いている中で、瀬尾委員が言われた応援協力体制という初動が早くなるということが、このセンターが一番持つ機能なのかなってちょっと考えたりはしたんですが、今のところ、通信というところで、人的な派遣をそのセンターの中に、各市町の現状を分かっている人を配置するというふうにさっき言われたんですが、各市町のところは、そのままの指令体制、人

数は、指令体制はそのままのままで、また1人ずつ分かった人を派遣するという形で、逆に人数は増えるということですか。それともスリム化できるということですか。ちょっとそこを教えてください。

○消防総務課長（田中清総） まず、負担割合につきまして、現在、令和7年度の本格運用に向けた負担割合については、今後の協議事項となっております。ただし、令和3年度、後ほど説明いたします当初予算につきましては、最初のパソコンであったりとか、最初の事務的な経費につきましては、予算の半分を均等割、残りの半分を人口割ということで、その部分については、決定しております。

それと、あとそのおっしゃいました、人員ですね、指令室というのが、それぞれの団体が持っております。これが、全て集まる形になりますので、人員のスリム化は、それぞれの団体において、一応可能だという前提で進んでおります。今の指令室を残したままで新しいものをつくるのではなくて、今の指令室の人間が、それぞれに集まってきて一つをつくりますので、スリム化はできると考えています。

○委員長（帯田裕達） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達） 質疑は尽きたと認めます。

これより、討論、採決を行います。討論はありますか。

[「討論あり」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達） ただいま討論の声がありますので、これより討論を行います。まず、本案に反対の討論はありませんか。

○委員（井上勝博） 消防の広域化という形で、先ほどは応援体制が、機敏にできるというお話がありましたけれども、それは協定の中でできることであって、指令室を一つにするという主な理由というのは、やはり私は合理化であるというふうに思います。広域になればなるほど、地理的によく分からない、案内ができないということが生じると、それがあつし、またスリム化するという点でも、私はやっぱり合理化であるというふうに思いますので、反対いたします。

○委員長（帯田裕達） 次に、本案に賛成の討

論はありませんか。

○委員（瀬尾和敬）市民の生命、財産を守りながら、なおかつその輪を三つの消防組合で大きくして、これから起こり得るであろう多くの災害に立ち向かおうとされる、この協議会の設置に、私は賛成するものであります。議員各位の賛同をよろしくお願いします。

○委員長（帯田裕達）次に、反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）次に、賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）これで討論を終わります。

採決します。採決は起立により行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに賛成する委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（帯田裕達）起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第29号 令和3年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（帯田裕達）次は、議案第29号令和3年度薩摩川内市一般会計予算を議題とします。当局に補足説明を求めます。

○消防総務課長（田中清総）それでは、予算調書216ページを御覧ください。

上段の常備消防一般管理費については、給与費をはじめとした消防局の全体的な事務管理経費で8,338万7,000円の増額となっており、この主なものは、令和2年度中に実施しました、消防指令システムの間接工事に係る機器のリース料5,911万円と電源立地地域対策交付金事業を活用しました職員111人分の防火衣一式更新整備費用3,455万5,000円です。

また、新規事業としまして、先ほど説明いたしました北薩3消防本部によります通信指令共同運用事業費として、142万円を予算計上しておりますが、さつま町と阿久根地区消防組合の負担金として、後ほど説明します歳入にも予算計上しております。

次に、下段の常備消防車両管理費については、3,655万5,000円の増額となっております。これは、前年度と同内容の常備消防車両49台分にかかります車検費用等のほか、南部分署に配備しております高所放水車につきまして、前回のオーバーホールから5年目となりますことから、オーバーホール費用3,935万4,000円を計上いたしました。

次に、217ページ上段の非常備消防一般管理費については、2年に1回開催されます消防団の消防ポンプ操法大会が、令和2年度に開催予定であり、予定どおりですと、令和3年度はポンプ操法のない年となりますが、令和2年度のポンプ操法大会が新型コロナウイルス感染予防の観点から延期となり、令和3年度に開催されることとなりましたので、前年と同様の予算計上となっております。

下段の非常備消防車両管理費では、非常備消防車両93台分の維持管理経費と同じく消防操法大会用の経費として、燃料費51万円を計上し、前年度と同内容の予算計上となっております。

次に、218ページ、上段の常備消防施設費では、上甌分駐所非常用発電設備改修工事の設計業務委託、それと西部消防署の非常用発電設備の改修工事の予算計上となっております。

下段の常備消防車両等購入費では、祁答院分署の水槽つき消防ポンプ自動車1台の更新整備費用の予算計上となっております。

次に、219ページを御覧ください。

上段の非常備消防施設費では、昨年大馬越分団車庫詰所の新築更新整備が完了いたしました。詰所移転をしたことから、旧大馬越分団車庫詰所の解体工事請負費と耐震性防火水槽2基の新設などを計上いたしました。

下段の非常備消防車両等購入費では、消防団の消防ポンプ自動車1台、小型動力ポンプ普通積載車1台及び小型動力ポンプ3台の予算計上しております。

次に、歳入について御説明いたします。

予算調書66ページを御覧ください。

消防局所管分の歳入は、消防使用料から雑入まで、このうち5段目の予算額1,509万6,000円の国庫補助金、消防費補助金は、昨年の計上はございませんでした。これは先ほど説

明いたしました祁答院分署の水槽付き消防ポンプ自動車更新整備にかかります、緊急消防援助隊設備整備費補助金で、水槽付き消防ポンプ自動車の基準額の2分の1の補助となっております。

また、雑入の2番目に記載の通信指令共同運用事業負担金、予算額62万6,000円は、今議会にお諮りしております、先ほどの北薩3消防本部消防通信指令業務共同運用協議会の初期的事務経費にかかる通信運搬費、備品購入費等で、さつま町と阿久根地区消防組合分の負担金となります。その他の歳入は、前年度と同様の予算計上としております。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）先ほどの説明の中で、防火衣を電源立地交付金で購入するとおっしゃったんですが、財源の中のどこで示されるのでしょうか。

○委員長（帯田裕達）井上委員、もう1回お願いします。

○委員（井上勝博）防火衣を電源立地交付金で購入するっていう話をされたと思いますが、それについてこの歳入の中でどういうふうに見ればいんでしょうか、どこで分かるのでしょうか。

○消防総務課長（田中清総）この予算書の中には、その部分については入っておりません。企画政策課のほうに入っておりますので、消防局の分については、入っておりません。

○委員（福田俊一郎）今回の常備消防一般管理費の中で、この防火衣の更新ということで、新規で実施していかれるわけですが、今回は3,455万5,000円ということで、111着、111人分と理解しているのかどうか、その辺も含めて、今後消防団員という位置づけで更新されていくのか、この辺をちょっと詳しく説明をいただきたいと思います。また更新計画があればいつまでにどれぐらい更新していくかというのをお示しただければと思います。

○消防総務課長（田中清総）今回の防火衣の更新整備につきましては、消防局の職員の156人分のうちの111人分であります。更新計画は、大体防火衣そのものの耐用年数がメーカー推奨でいきますと7年ぐらい、実際はそれよりも少し長く着ております。なので、更新計画は

その耐用年数に基づいて、今後計画していきます。

消防団員の防火衣につきましては、合併以降、徐々に更新してまいりまして、現在のところ新しいものを必要団員数等に応じて更新配備しておりますので、現在、一旦更新配備が終わったと考えておりますので、またこの後、更新時期が来た時点で、検討していきたいと思っております。

○委員長（帯田裕達）ほかにはありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（帯田裕達）次に、所管事務調査を行います。当局に説明を求めます。

○予防課長（石原浩之）それでは、私のほうから所管事務について御説明いたしますが、その前に資料の訂正をお願いいたします。タブレット内の資料につきましては、訂正してございますが、事前に紙ベースで配付してございました資料の表紙2につきまして、令和3年度消防出初式となっておりますが、令和3年消防出初式の誤りでございました。誠に申しわけございませんでした。

それでは、委員会資料の3ページを御覧いただきたいと思えます。

5NET119システムの導入につきまして、音声による119番が困難な聴覚、言語機能障害者が円滑に消防に通報を行えるように、NET119システムを導入し、2月1日から運用を開始したところでございます。現在の登録者数につきましては、27名でございますが、更なる登録者増に向けて、周知、広報等を行っていききたいというふうに考えております。

続きまして、5ページを御覧ください。

9東日本大震災写真パネル展について、東日本大震災から10年を迎えるに当たりまして、災害を風化させることがないように、当時の被災の状況、緊急消防援助隊鹿児島県隊の活動を記録した写真パネル展を実施しているところでございます。

また、市内業者の協力によりまして、防災グッズ、非常持ち出し品や非常食など、約100点を展示しているところでございます。昨日現在で、

市内外から約150人の皆様方にお越しいただいております。見学された方からは、「震災から10年、テレビ等の特番はありましたが、身近でこんな展示があるとは思いませんでした。映像、涙が出てきました」などのお声を頂いているところでございます。議員の皆様方におかれましても、ぜひとも御見学のほうよろしく願いいたしたいと思っております。

続きまして、10ページを御覧ください。

16令和2年火災、救急の発生状況につきまして、御説明いたします。

(1)の表になりますが、令和2年は、火災は40件発生いたしまして、対前年1件の減、救急につきましては4,114件で、対前年321件の減となっております。特に急病が242件と大幅に減となったところでございます。

(1)の右側の小さい表になりますが、火災による死傷者でございますが、死者は平成20年以降毎年発生しておりましたが、昨年は一人も発生しておりません。負傷者は6人で、対前年と同数となっております。

(2)から(5)の地域別、月別の火災救急の状況は記載のとおりでございますが、火災の種別では、建物火災が15件で、対前年同件数となっております。種別で最も多かったのは、その他火災で17件となっております。対前年3件の増となっております。そのうち、10件が枯れ草焼きの不注意による火災となっているところでございます。

救急の種別では、急病が55.3%で、転院搬送及び一般負傷を含めると全体の90.1%を占めているところでございます。搬送されました傷病者は3,700人で、うち65歳以上の高齢者が2,555人で69.1%を占め、そのうち75%が75歳以上の高齢者となっているところでございます。

また、程度別では、医師の初診時において、軽傷、いわゆる入院を必要としない方の割合が30.6%で、前年より3.6ポイント減少しているところでございます。

今後も引き続き救急車の適正利用について、更に周知・広報等に努めてまいりたいというふうに考えております。

(5)の表の下段にあります、ドクターヘリの

要請状況でございますが、昨年は156件要請しております。うち74件が、救急隊が到着後の判断、天候不良、重複要請等でキャンセルとなっているものでございます。

○委員長(帯田裕達) ただいま当局の説明がありました。これを含めて所管事務全般について、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員(犬井美香) 今、救急搬送のことも御説明いただいたんですけど、昨年よりも減ってきているということで、これはいいことだとは思っておりますが、75歳以上のやはり救急搬送というのが、ほとんどを占めていることを考えると、その方々はどのような要因、原因で運ばれているのかということ。あと、救命率というのがもし分かれば、教えていただきたいと思っております。

○警防課長(濱田 浩) ただいま質問のありました75歳以上の救急搬送の原因になりますが、原因等については詳細なデータはちょっと分析はしておりませんが、基本的には高齢者の方については、それぞれ基礎疾患があった中での悪化あるいは自宅での転倒といった一般負傷というのが大多数を占めております。

また、もう一点の救命率については、昨年心肺停止の患者さんを68名搬送しております。その中で蘇生された方については7.4%の方が蘇生、社会復帰まで行かれた方が3人ということで、3名の方が元どおりの普段どおりの生活に戻っていただいたという状況になります。

○委員(犬井美香) ありがとうございます。その中で、昨日の一般質問の中でもちょっとAEDについてありましたけれども、やはり初動体制ということでAEDの普及というのはすごく大切な、この救命率にも少し関わってくる部分ではあるのかなというふうに考えます。今いろいろAED講習とか本当によくされていると思うんですが、昨日の御答弁の中ではAEDを実際使った件数はゼロということをお答弁されたと思うんです。

今後、消防局の中でAED使用についてももう少し掘り下げた講習、とても大変な講習だったと私も記憶しているんですけども、何かもう少し普及するような、各いろんなところの施設に置いてあるのは分かるんですが、意外と置いてあるだけのような気も少しするので、その辺の工夫とかいうのは何か考えていらっしゃいますでしょうか。

○警防課長（濱田 浩）昨日の議会の中でもAEDについては説明を局長のほうでしたところでございますが、AEDについては現在消防局のほうで調査している数は、こちらの防火管理協会あるいは鹿児島県安全協会に入っている事業者等を対象しておりますので、個別に小規模な事業所について設置されている分については、ちょっと把握できていない分がありまして、今現在、昨日申し上げた件数よりはかなり普及しているものと考えております。

そして、またAEDを設置された事業所については、設置しましたので普通救命講習を受講したんですがということで相談もありますので、設置されたところの従業員あるいは社員の方については取扱いはできるものと考えております。

AEDの使用について、4件の件数を昨日答弁させていただいたんですが、それについては従業員の方がAEDを実際貼っていらっしゃいますので、ただ、ショックに至らなかったケースが4件ということで、AEDの設置箇所については119番通報時に、昨日も答弁しましたが、通信指令課のほうである場所は把握しておりますので、把握していない部分については、聞き取りがあった中で「AEDありますか」ということで、あればAEDの取扱いを含めて心肺蘇生等も口頭で指示、アドバイスをするようにしておりますので、現時点では適切な対応をいただいているのかなと考えております。

○委員（井上勝博）それぞれの出動件数という点では、このデータの中でよく分からないんですが、去年1年間でそれぞれの署のどのくらいの出動件数かというのはわかりますか。

○警防課長（濱田 浩）それぞれの諸署における出動件数について述べさせていただきます。

現在、消防局の中では救急隊は7台、それぞれの署、分署、分駐所は甌島になるんですが、7台運用しております。

今のところ、昨年データになりますが、中央消防署が1,141件の全体の総数の27.7%、南部分署については1,594件、38.7%、東部消防署においては596件の14.5%、祁答院分署については191件、4.6%、西部消防署は340件の8.3%、上甌分駐所になります122件の3%、下甌分駐所は131件の

3.2%という割合で、それぞれの諸署の救急車が出動しております。

○委員（井上勝博）私は中央消防署、南部分署、東部消防署、祁答院分署、甌島はあまり記憶にないんですけども大体見て、南部分署は非常に狭いなど敷地が、訓練ができていないのかなというふうに。要するに東部消防署とかは広いグラウンドみたいになっていて、あそこでよく訓練されているのを見るんですけども、南部分署というのは非常に狭いなど。しかし出動件数というのは、1,594件と一番多いと。

だから十分な訓練ができない上に出動件数が非常に多いというのが、ちょっと気になるところで、もうちょっと移転して確保するというか、訓練の場所も確保する、人員も確保するという、そういうことも考えなければいけないんじゃないかなというふうに思っているんですが、そういうのは検討されたことはないですか。

○消防局長（中村 真）訓練ができていないのではないかとということでありましてけれども、敷地に関係なくて訓練は各諸署において計画的にやっておりますし、南部分署については中央消防署が近いので、中央消防署での訓練等もやっておりますので、そういった訓練が足りていないというふうには我々は考えておりません。

それから、南部分署のそういった敷地、設備的なものについては、今後の研究課題だというふうには考えております。具体的に今後どうするかというのは、まだそこまで踏み込んだものは持っておりませんが、今後の研究課題だということでは我々は考えているところでございます。

○委員（井上勝博）出動件数が非常に多いもんだから、訓練の時間自身もあまり取れないんじゃないかなと推測したわけなんです。しかも敷地も少ないということで、やはり研究課題というふうにおっしゃいますけれども、街の中で中心的に、街部にあるという点では非常に重要な場所にあるのが南部分署かなと思っておりますが、やっぱり研究課題というんじゃなくて、具体的にどうするかということは考えていく必要があるんじゃないかなと、意見として申し上げます。

○委員（下園政喜）消防団員になり手がないということで、よく報道されております。その中に新聞等によく出ております年俸と費用弁償、それ

が少ないんじゃないかというような話も聞きますが、ほかの市町村と比べて我が薩摩川内市消防局は、高いのか安いのかということをお教えいただきたい。

それともう一つ、年金制度があるということも聞きますが、私も消防団に30年おりましたけれども、それも知りませんでした。だから、そういうのがあって、もうちょっと救済措置があれば、ぜひそれを運用していただきたいという話。

もう一点です、すみません、消防の積込み車に乗れない免許証が発生していると、若い、新しい免許証です。トン数によって乗れない団員がおるというのが報道されておりますけれども、そういうのが今、我々の消防署でも発生しているのかということ、その3点お教えいただきたいと思えます。

○警防課長（濱田 浩） 3点の質問を頂きました。消防団員の報酬、費用弁償について、県内と比較してどうかということですが、県内43市町村の平均の報酬の支給額については4万2,300円となっております。薩摩川内市の消防団員の年額報酬は4万2,000円。あと各階級に応じて、そこは増額されていますので、国が示す基礎的な数字からすると高い金額を条例で決めているところがございます。当然、高いところがありますが、薩摩川内市としては県内では若干高めの設定になっていると考えているところです。

あと、年金の件に関しましては、消防団員の個人年金ということで、そういう制度がありますが、それについては各団員の方で加入していただくというふうになりますので、議員のおっしゃったとおり知らなかったということもありますので、今後また周知はしていきたいと考えております。

あともう一点の免許についてですが、平成29年の道路交通法が改正されて、改正後の普通免許で運転できる自動車が車両総重量3.5トン未満というところになったところです。現在消防団に配備している約90台の車両のうち25台が改正後の普通免許では運転できないこととなります。

該当団員については、現在10数名が在籍していると確認しているんですが、現時点では機関員、いわゆる運転をされる方についての確保について

は支障がないと考えております。

ただ、今後、世代交代であったり、新規入団であったり、道路交通法改正後の普通免許を取得された方が増加することは想定されますので、車両総重量が3.5トン未満の消防車への更新や国の特別交付税措置もありますので、助成制度の早期導入地域の情報を得て、免許取得が必要な団員に特に負担が増えないように今後対応したいと考えております。

○委員（下園政喜） 分かりました。年俸は言いましたけど、費用弁償については言われましたか。

○警防課長（濱田 浩） 新聞等で報道されている消防団員の出勤手当は、今特に7,000円というのが大きく報道されているところですが、その7,000円の大本について若干説明させていただきます。

各地方団体の標準的な水準における行政を行うために必要となる一般財源を算定するために基準財政需要額を算定して、標準的な収入に対し財政不足を国から交付される普通交付税で算定します。その内訳に消防団の出勤手当の算定基礎となる額7,000円を国が示しています。

算定に当たっては消防団員数が基となり、薩摩川内市の場合571人を標準団員数とし、標準的な市町村、人口10万人、消防団員数583人で約2,380万円が必要な出勤手当として示しておりますので、薩摩川内市としても同程度になるのかなとは考えております。

消防局としては例年出勤手当、費用弁償になりますが、約5,500万円をお支払いしているところです。

一方で、報酬の基礎数値としては、先ほども説明しましたが、国が3万6,500円を示していますが、薩摩川内市は4万2,000円とし、他の会計についても国が示すものより高い金額を条例のほうで決めているところなんです。

また、普通交付税は他の項目でも算定し、総額が交付され一般財源となりますので、使途については地方団体の自主的な判断に任されているというところになります。

平成29年4月、消防団員の処遇改善、入団促進のため、それまで一日当たり4,500円以内であったものを1回の出勤当たり5,200円以内、700円の増額をする条例改正を議会の議決

を頂きまして改正を行いました。

火災・風水害出動等の災害対応、各種研修、定期点検等を区分ごとに手当てしておりますが、実際入団促進にはつながっていない状況です。しかしながら、加入されている団員の処遇改善は消防団活動に対する士気、励み、やる気につながるものと認識しており、財政当局とも協議を進めながら、更に処遇改善は図りたいと考えております。

○委員（溝上一樹）下園委員とちょっとかぶるんですけど、消防団の件で。今現在消防団員の不足だったり高齢化が問題になっていると思うんですけど、今現在の新しい消防団員の平均年齢とちょっと分かれば年齢、年代の比率を教えてくださいませんか。

○警防課長（濱田 浩）現在加入いただいている消防団員の方の平均年齢は44.5歳です。

あと区分ごとに数だけ上げさせていただきますと、20歳未満が二人、20歳以上25歳未満が26人、25歳以上30歳未満が46人、30歳以上35歳未満が127人、35歳以上40歳未満が215人、40歳以上45歳未満が186人、45歳以上50歳未満が204人、50歳以上55歳未満が155人、55歳以上60歳未満が133人、60歳以上が97人ということで、消防団員の方についても御承知のように若い方の入団というのがなかなか進んでいないのが、もう数字的に表れているのかなと考えております。

○委員（犬井美香）今のことから言えるんですけど、消防団員確保というところは、この間も委員会の中で言わせていただいたんですが、アンケートをたしか昨年取られたと思うんですが、そのアンケートはホームページ上とかで集約したものとかは見れますでしょうか。

○警防課長（濱田 浩）委員のおっしゃったアンケートについては、消防団活動活性化等委員会のほうで各消防団の年代であったりあるいは階級であったりというところを無作為に抽出して取ったものになります。

現在、消防団活動活性化等委員会の中では、その集計作業とあとは分析に入るところまで話を聞いておりますので、ホームページ上での公表はまだされていませんし、公表についてもやっぱり消防団活動活性化等委員会の意見とあるいは消防団の意見を受けながらの、そこは対応になる

と考えています。

○委員（犬井美香）地域の実情というか、団員の声というのを知りたいなというふうに思うんですが、そこから見える課題というのが必ずあると思いますので、今後分析する中で、その課題が浮き上がってくると思いますので、ぜひそういう声をきちんと反映しながら、これからのやはり団活動というところを、これまで同様ということでは多分、だんだん少子高齢化になっていく中では難しいのかなというふうには考えたりしますので、活動の在り方全体をやはり見直すいい時期ではないのかなというふうに考えますので、ぜひまた検討していただければいいんですが、アンケートの結果は見れないということなので、どうすれば教えていただけるのでしょうか。

○消防局長（中村 真）先ほどから説明しましたとおり、消防団の中の消防団活動活性化等委員会の中で取りまとめた案件でございます。消防局として公開できる、できないというのは、そこは申し上げられませんので御理解いただきたいと思います。

ただし、委員会の中で犬井委員のほうからそういった御意見があったということは、消防団、それから消防団活動活性化等委員会の委員長、そちらのほうにお伝えはしたいと思います。

○委員（井上勝博）去年トンネルで事故があって、それが理由としては非常に道路が狭いところで、左に寄った車を追い越そうと思って事故が起こっている。事故が起こったということ、これはどちらが悪いとかそういう問題じゃなくて、ルール自身に問題があるというふうになちょっと思っているんです。そういう一つの車しか通れない場所で、左に寄って止まるということがいいのかどうかということについて難しい問題だとは思いますが、しかしやっぱり市民には、ここで止まっちゃいけないんだよということはやっぱり周知していかないと、みんな真面目に左に寄っていればいいんだということでもいいのかなと思うんですが、その辺のことについては御見解はありますか。

○消防局長（中村 真）委員の御質問は恐らく救急車が、高速道路のトンネル内で接触事故を起こした件での御質問かと思えます。

委員から言われた点は、ないとは申し上げません。ただし、やはり道路交通法とかそういったと

ころが関係してまいりますので、消防局だけの見解だけで済む問題ではないと思います。

やはりそこは法令等も含め、また警察等の御意見を聞くということもあるかと思っておりますので、この場でどうだという見解はちょっと差し控えさせていただきますと思います。

○委員（井上勝博） 高速道路のトンネル内がポールを立てて狭い道路になっていて、追い越そうと思って接触事故を起こした。私は妻と車の中で話をしている、ここで止まるということについて、常識的には止まらないでしょうというのが妻の意見で。しかし「止まれ」というふうになっているんじゃないかと。でも、そんなところへ止まったら通れないじゃないのという話で車中でけんかをしたんですけれども。

やはりそこら辺をきちっとしないと、今回の場合は接触事故だけが起こったけれども、現場に到着するのが遅れて大変なことになると、生命の危険があるという場合なんかも考えていけば、少しそのことは、ここでは議論できないという話ですけども、やはり検討して関係部署にはきちんと話をしていくということは必要だと思います。

○消防局長（中村 真） 御意見ごもっともだと思います。消防局内では、そういった場合の対応というのはどうしたほうがいいのかというのは、見解をまとめて職員には周知はしたいと思っております。

ただし、道路交通法を含めて対外的に消防局としてどうあるべきだとか、どうあったほうがいいのかというのは、そこは見解は差し控えさせていただきますという意味で申し上げたところです。局内ではそういった場合の対応というのは、どういうふうにしていこうという、そこは今後やっていきたいというふうに思っております。

○委員長（帯田裕達） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達） 質疑は尽きたと認めます。

以上で、消防局の審査を終わります。

△水道管理課・水道工務課の審査

○委員長（帯田裕達） 次は、水道管理課及び水道工務課の審査に入ります。

△議案第29号 令和3年度薩摩川内市一

般会計予算

○委員長（帯田裕達） まず、審査を一時中止しておりました議案第29号を議題といたします。当局に補足説明を求めます。

○水道管理課長（今井功司） まず、水道管理課分について説明させていただきます。

予算調書の256ページになります。

上段の温泉給湯事業費は、温泉給湯事業特別会計への繰出金であります。下段の飲用井戸等整備支援事業費は、ボーリング工事等の家庭用飲用井戸の整備に対しまして補助をするものであります。

257ページを御覧ください。

上段の水道事業費は、水道事業会計への消火栓維持経費の簡易水道統合に係ります企業債償還元金及び利子分の普通交付税算定見込額によりそれぞれの費目で計上しているものであります。

下段の簡易水道事業費は、児童手当措置分に係る経費や企業債償還元金及び利子、更に建設改良費に対しまして財政支援に係ります経費をそれぞれの費目で計上しているものであります。

○水道工務課長（永田一郎） それでは、水道工務課分について、まず歳出から説明いたしますので、予算調書の258ページをお開きください。

財産一般管理費は、入来町副田の旧工業用水道施設及び樋脇町市比野にあります下之湯の入る旧総合休養会館の維持管理等に係る経費で、施設内の除草業務が主な経費で前年度と同内容の予算計上となっております。

次に、歳入について説明いたしますので、前に返っていただきまして78ページをお開きください。

財産貸付収入についても、両施設の敷地内にある電柱等の貸地料で前年度と同内容の予算計上となっております。

○委員長（帯田裕達） ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達） 質疑はないと認めます。ここで、本案の審査を一時中止します。

△議案第30号 令和3年度薩摩川内市温泉給湯事業特別会計予算

○委員長（帯田裕達） 次に、議案第30号令

和3年度薩摩川内市温泉給湯事業特別会計予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○水道管理課長（今井功司） それでは、歳出予算の水道管理課分から説明いたします。

予算調書は266ページであります。

上段の温泉管理費の主なものは、水道局お客さまセンターに係る委託料や消費税、地方消費税に係るものであります。

下段には予備費として100万円を計上しております。

○水道工務課長（永田一郎） それでは、水道工務課分の歳出を説明いたしますので、予算調書の267ページをお開きください。

温泉管理費は、樋脇・入来・祁答院地域の温泉給湯事業の施設の維持管理に係る経費で、施設の除草業務や紫外線装置の保守・点検業務等の委託料、配湯管布設替に要する工事請負費等で、前年度と同内容の予算計上となっております。

○水道管理課長（今井功司） 歳入予算につきまして水道管理課分について説明いたします。前に戻っていただきまして、予算調書は264ページであります。

主なものにつきまして説明いたします。

使用料、分湯使用料は、樋脇・入来・祁答院の3地区分を計上しているものであります。

一般会計繰入金は一般会計からの財政支援分で、繰越金は前年度繰越金の見込み額を計上しているところであります。

○水道工務課長（永田一郎） それでは、水道工務課分の歳入について説明いたしますので、予算調書の265ページをお開きください。

温泉使用料は、入来の湯之山館等の敷地内にある電柱等の行政財産使用料で、雑入につきましては、原子力立地給付金で前年度と同内容の予算計上となっております。

○委員長（帯田裕達） ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達） 質疑はないと認めます。これより討論、採決を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達） 討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第39号 令和3年度薩摩川内市水道事業会計予算

○委員長（帯田裕達） 次に、議案第39号令和3年度薩摩川内市水道事業会計予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○水道管理課長（今井功司） それでは、別冊となっております、水道事業会計予算書の4ページをお開きいただきたいと存じます。

収益的収入及び支出のうち収入は、1款水道事業収益を1億8,182万3,000円とし、水道料金・給水負担金などの営業収益と一般会計補助金、長期前受金戻入、一般会計出資金などの営業外収益を計上しているところでございます。

5ページをお開きいただきたいと存じます。支出になります。

水道事業費用で1億7,208万7,000円を計上し、内訳といたしまして、営業費用の1目原水及び浄水費には浄水場及び各水源に係ります維持管理費を、2目配水及び給水費には配水管や給水管の維持管理費を、4目総経費にはその他の管理経費全般を、5目及び6目には減価償却費、資産減耗費を計上しております。

営業外費用といたしまして、企業債利息や消費税に係ります経費を計上し、特別損失には過年度水道料金等還付金を、4目には予備費を計上しております。

続きまして、6ページを御覧いただきたいと存じます。資本的収入及び支出予算について説明いたします。

まず、収入であります。資本的収入として企業債及び工事負担金を計上し、収入合計2億8,770万円であります。

支出におきましては、資本的支出の建設改良費では1目改良費に水道施設に係ります改良費を、

2目メーター費には新設水道メーターの購入費を、3目固定資産購入費には原水濁度計等の購入費を計上しております。

また、2項には企業債償還金を計上し、支出合計は10億8,407万8,000円であります。

支出に対し収入が不足する額7億9,637万8,000円につきましては、2ページになりませんが、予算第4条で定めようとしております、減債積立金過年度分、損益勘定留保資金等の財源で補填するものであります。

7ページ以降には、キャッシュ・フロー計算書などの所定の書類をお示ししておりますが、説明は省略させていただき、御確認いただきますようお願いいたします。

引き続き、改良工事の内容につきまして水道工務課長が説明いたします。

○水道工務課長（永田一朗） それでは、水道事業の改良事業について説明いたしますので、別冊となっております水色の表紙、令和3年度水道事業当初予算資料の1ページをお開きください。

平成28年度から水道施設事業計画に基づき、年間7億5,000万円の事業費を投じて、老朽管の布設替を含む水道施設の更新や、基幹施設の耐震化等を計画的に実施しているところでございます。令和3年度につきましても引き続き実施する予定としており、地域別の事業内容・事業費等につきましては、表に記載のとおりでございます。

2ページをお開きください。

総括して内容を説明しますと、まず、業務委託におきましては、本市の水道事業を効率的な事業運営の下で、将来にわたって安全・安心な水の供給と災害に強い水道を構築するなどの方向性を明らかにするための水道ビジョン策定を令和3年度中に、そのほか施設整備の実施設業務委託等4件を予定しております。

次に、基幹管路であります導水管、送水管、配水本管の耐震化のための布設替工事を3件で2,070メートル、配水支管の老朽管更新のための布設替工事を18件で7,510メートル、新設管の布設工事を3件で1,100メートル、合計で1万680メートルの管工事を予定しております。

また、施設整備においては、水源地の発電機の更新及び緊急遮断弁の設置並びに遠方監視設備の

整備工事を6件、最後に負担金工事におきましては、天辰と入来地区の土地区画整理事業や国・県・市道の改良工事等に伴い支障となる配水管布設替工事を行うこととしております。

以上が、改良事業の事業計画でございますが、この計画につきましては現時点での計画であり、諸般の事情により変更する必要があることを御理解いただきたいと思います。

○委員長（帯田裕達） ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達） 質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達） 討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第40号 令和3年度薩摩川内市簡易水道事業会計予算

○委員長（帯田裕達） 次に、議案第40号令和3年度薩摩川内市簡易水道事業会計予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○水道管理課長（今井功司） それでは、別冊となっております簡易水道事業会計予算書の4ページをお開きください。

収益的収入及び支出のうち収入では、1款簡易水道事業収益を3億1,204万円とし、水道料金・給水負担金等の営業収益と一般会計補助金、長期前受金戻入、一般会計出資金などの営業外収益を計上しております。

5ページをお開きいただきたいと存じます。支出になります。

1款簡易水道事業費用で2億9,962万7,000円を計上し、内訳といたしまして、営業費用として、1目原水及び浄水費には浄水場・

各水源地に係ります維持管理費を、2目配水及び給水費には配水管や給水管の維持管理費を、4款総務費にはその他の管理経費全般を、5目及び6目には減価償却費、資産減耗費を計上しております。

営業外費用として、企業債利息や控除対象外消費税等に係ります経費を計上し、特別損失には過年度水道料金等還付金を、4目には予備費を計上しております。

続きまして、6ページを御覧いただきたいと存じます。資本的収入及び支出について説明いたします。

まず、収入であります。資本的収入といたしまして、企業債、出資金、工事負担金、国庫補助金を計上し、収入合計1億1,410万5,000円であります。

支出におきましては、資本的支出の建設改良費では1目改良費に水道施設に係ります改良費を、2目メーター費には新設水道メーターの購入費を、3目固定資産購入費には漏水探知機の購入に係ります経費を計上しております。

また、2項には企業債償還金を計上し、支出合計は1億8,337万5,000円あります。

支出に対し収入が不足する額6,927万円につきましては、2ページになりますが、予算第4条で定めようとしております過年度分及び当年度分の損益勘定留保資金等の財源で補填するものであります。

7ページ以降につきましては、キャッシュ・フロー計算書などの所定の書類をお示ししておりますが、説明は省略させていただき、御確認くださいようお願いいたします。

引き続き、改良工事につきまして水道工務課長が説明いたします。

○水道工務課長（永田一朗） それでは、簡易水道事業の事業概要について説明いたしますので、別冊となっております桃色の表紙、令和3年度簡易水道事業当初予算資料の1ページをお開きください。

平成30年度から下甌地域の長浜地区において、下水道整備に併せて国の生活基盤施設耐震化等交付金を活用し、老朽化した配水管の布設替えを実施しているところですが、令和3年度も引き続き実施する予定でございます。

事業内容につきましては、既存の配水池の更新と、老朽化した配水管の布設替工事を約205メートル行うこととしております。

○委員長（帯田裕達） ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（福田俊一郎） 給水収益に係る有収水量の状況が、これからも大変減少していくということで位置づけられているところですが、また給水区域内の給水人口もますます少子化あるいは人口の転出によって減っていくという状況の中で、今回水道ビジョンを策定をされるということであります。

今後の水道事業について、こういった見通しというものをやはり考えていかなきゃならないと思うんですが、どのようにこういったものを捉えておられるのか。ウルトラCはないんですけども、固定費をどう削減していった水道料金に跳ね返らないようにしていくのか、その辺の大まかなことで結構ですので、経営方針等をお示しいただければありがたいです。

○水道局長（新屋義文） 簡易水道事業についての御質問でございますが、確におっしゃるとおり人口、給水件数等も減少しつつあります。したがって、給水量も減ってまいりまして、料金も減ってまいります。

今現在、更新事業も鋭意進めております。その中であって例えば口径100ミリの水道管を75、50ミリに減らしながら、需要に応じた更新を行う。もしくは先ほど水道工務課長が説明しました配水池につきましても、120トンから100トンに小さくしながら、そういう支出を減らしていくという努力。それと歳入についてはあまり増える見込みもございませんので、そういう歳出について減らしながら対応してまいりますけれども、どうしてもやはり費用を賄えない状態が将来出てくるであろう、その中であって急激な料金上昇とかならないような形の経営方針的などころを、今後将来考えていかなければいけないという状態になってきているというふうには考えております。

来年度、薩摩川内市水道ビジョン、これは水道事業と簡易水道事業合わせたビジョンをつくってまいります。現在、ちょうど水道事業については経営方針を説明いたします。簡易水道事業につい

ても来年度同時に経営方針を定めていくということになりますので、歳出と歳入を含めた形での更新事業という形で経営方針を定めていくということになりますので、今後、来年度以降、経営的な方針を定めていくという方針で、現在のところでございます。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△所管事務調査

○委員長（帯田裕達）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○水道工務課長（永田一朗）それでは、薩摩川内市水道事業経営戦略について説明しますので、委員会資料の1ページをお開きください。

薩摩川内市水道事業経営戦略案概要版について説明させていただきます。

まず、1、策定の趣旨でございますが、我が国の水道事業は、ライフラインの一つとして重要な役割を担っており、安全、安心な水を安定的に供給するためには、健全な経営を維持することが重要であります。

一方、少子化に伴う人口減少や節水型社会への移行を要因に料金徴収の対象になった水量である有収水量が減少しています。また、施設老化に伴う更新や耐震化の推進などに確保すべき財源が増加しているところです。

そこで、公営企業には、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を実現していくことが求められていることから、中長期的な経営の基本計画と

して、薩摩川内市水道事業経営戦略を策定しようとするものでございます。

計画期間につきましては、総務省が示す計画期間が10年以上を基本とするという考えから、令和3年度から令和12年度までの10年間としております。

2番の水道事業の現状でございます。薩摩川内市水道事業につきましては、平成16年10月の合併のときに、本土地域の旧1市4町の水道をそのまま新市が引き継ぎ、記載のと通りの事業認可を取得し、現在に至っております。

表1と表2に令和元年度の水道事業の概要と施設概要をお示ししております。経営状況は記載のとおりであり、平成28年度と平成29年度の2か年にわたり、18.4%の料金改定を実施し、平成29年度以降、当期純利益は3億円台で推移しております。

また、右側の表に記載しております経営の健全性を示す経常収支比率や企業債残高対給水収益比率については、いずれも良好な状態であります。

その下の、老朽化の状況を示す有形固定資産減価償却率は、平成30年度51.01%で、類似団体や全国平均の48.85%を上回っていること、施設の老朽化が穏やかに進んでいることから、今後も低減に努める必要がございます。

次に、3、将来の事業環境についてですが、まず、(1)給水人口及び給水量の見通しについてでございます。

右側の図1の給水人口及び給水量の推計結果を御覧ください。

折れ線グラフの給水人口及び色の薄い棒グラフの1日平均給水量も、令和2年度から令和12年度にかけて減少する見込みです。そのため、更新対象施設やその規模の見極めが課題となります。

2ページを御覧ください。次に、(2)有収水量と料金収入の見通しについてですが、右側の図の2、有収水量の推計結果と料金収入の見通しを御覧ください。

棒グラフの有収水量及び折れ線グラフの料金収入も、令和2年度から令和12年度にかけて減少する見込みです。そのため、水道事業の維持、運営に必要な財源を確保するとともに、今後実施する建設改良事業の財源確保に取り組む必要があります。

次に（３）既存施設の見通しについてでございます。

現有施設、設備の健全度推移を右側の図の３に、現有管路についてその下の図の４にお示ししております。

図の３を御覧ください。施設設備のうち法定耐用年数の１．５倍超過している老朽化資産を表示していますが、令和元年度に４０％で、令和２０年度には８０％程度に達します。

図の４を御覧ください。管路のうち法定耐用年数を超え、その１．５倍以下である経年化資産を表示しておりますが、令和元年度に３０％程度、令和２０年度には６０％程度に達します。

そのため、施設設備や管路の健全度を確保しつつ、更新するための財源を確保する必要があります。なお、給水人口の減少に伴う給水量の減少を加味しながら、施設の統廃合や老朽管の更新時に適切な口径にしていくなどのダウンサイジング等の検討を行い、更新費用の削減や維持管理費用の節減に取り組む必要があります。

次に、３ページを御覧ください。４番、経営の基本方針であります。

経営の基本方針は、令和２年３月に策定した第２次薩摩川内市総合計画（後期基本計画）の施策であります「安全・安心な水の安定供給と生活排水の適正な処理の推進」からその方向性である太枠で囲んであります「①計画的施設整備と災害に強い施設整備」及び「②持続可能な健全経営」を実現することを目的とします。

上記の二つの施策の方向性に基づき、その実現に向けて以下の施策目標により取組を推進します。

大きな１番、計画的施設整備と災害に強い施設整備では、（１）施設整備は、事業費の平準化や計画的な更新、施設の統廃合に取り組めます。

（２）管路は、漏水などの防止や適切な口径にしていくなど、更新に取り組めます。（３）災害時に被害を最小限に抑えるため、耐震性にも考慮した更新、新たな施設や管路についても整備します。

大きな２、持続可能な健全経営では、（１）施設の適正な維持管理、漏水の早期発見、有収率の向上に努めます。（２）財源確保として、必要に応じて料金設定を検討するとともに、収納率向上、国庫補助金の有効活用等による財源の確保を図り、事業経営に取り組めます。（３）コスト意識の向

上等のため研修等を実施し、公営企業会計に精通した職員の育成を図ります。（４）安定かつ効率的な施設の運用を継続するため、内部研修及び外部研修等に取り組めます。

次に、５番、経営戦略目標（投資財政計画等）、（１）投資試算についてであります。

投資試算は、令和３０年度に資産である水道施設の設備及び管路の更新基準年超過の割合が４０％程度となることを基準として、法定耐用年数で更新する場合、また更新基準年を定めて更新する場合、並びに建設改良費の最大金額を設定し平準化する場合とそれぞれ検討しております。その検討結果、投資試算は、各年度において建設改良費を最大約１２億円、更新工事費につきましては約１０億円と見込んだところです。

検討結果の内容を説明しますと、まず、下の図１の更新需要の更新見通しのグラフを御覧ください。建設改良費を令和元年度７億５，０００万円から令和２６年度にかけて最大約１２億円、更新工事費約１０億円に徐々に上げて、その後は平準化される見通しであります。

次に、右の図２は設備健全度推移の見通しを、その下の図３は管路の更新見通しのグラフでございます。更新基準年超過と更新基準年以内の割合を表示しております。

令和３０年度を見ていただくと、更新基準年超過の割合が４０％以内になることが見込まれております。検討結果のところに記載しておりますが、総括して言えることは、更新基準年を超過する資産の割合が現状に比べて増加するものの、必要最小限のサービスレベルを維持できる更新計画と考えられ、最も現実的な見通しであること。また、事業費が現状に比べて段階的に増大するものの、対応可能と考えられ、最も現実的な見通しであります。

この後、４ページ以降の内容については、水道管理課長が説明いたしますが、７ページをお開きください。今後説明します投資財政計画に合わせた令和３年度から令和１２年度の１０年間の水道施設事業計画を参考に掲載しております。

○水道管理課長（今井功司） それでは、委員会資料の４ページを御覧いただきたいと思っております。まず上段でございます。（２）の財源試算では、既設の更新事業等の建設改良事業を実施していく

に当たって、事業の収益がどのようになるのか、また、建設改良事業の財源を確保できるかどうかを検証したものであります。

4 ページの上段の（ア）収益的収支は建設改良事業規模を計画どおり実施した場合の収益の見通しを立てたものであります。

主な収入及び支出の条件を、水道料金収入を現行の料金単価で、支出経費は全般的に現在と同程度の規模と想定いたしまして、算出いたしました結果を5 ページにお示ししておりますが、説明につきましては、4 ページ上段のグラフで説明をさせていただきます。

収益事業の収支といたしましては、計画期間の各年度を通じまして、右側の棒グラフの支出が水道料金収入が主であります収入を左側の棒グラフに示しておりますとおり1 7 億 6, 0 0 0 万円から1 6 億 2, 0 0 0 万円程度で推移し、収入が支出を上回り、1. 7 億円から3 億円程度の黒字で推移するものと見込んでおります。

次に、4 ページ中段の（イ）の資本的収支では令和3 年度以降令和2 5 年度まで段階的に増加し、令和2 6 年度以降に毎年度最大約1 2 億円の建設改良事業規模を実施するための財源を確保できるかどうかの見通しを立てたものであります。

条件として、収入において企業債借入額を2. 5 億円から1. 8 億円で設定し、積算した結果を6 ページにお示ししておりますが、4 ページの中段のグラフで説明させていただきます。

資本的収支は、計画期間を通じ右側の棒グラフの支出が左側の棒グラフの収入を上回るものの、資金の手当ての見通しといたしまして、濃い折れ線グラフで示しておりますとおり、補填財源残高が令和3 年度の約1 0 億円から令和1 2 年度には約1 6 億円の水準を確保できる見通しでありますことから、計画期間において建設事業に係ります財源の補填が可能であると見込んだところでございます。

それを受けまして、同ページの下段を御覧ください。（3）の経営戦略目標であります。今後経営を図っていく上での目標を施設設備、管路の現状や経営の基本方針の考え方に基つきまして、投資事業の規模や収益事業の収支、建設事業の財源補填の見通しを踏まえまして、黒字収支を1. 7 億円から3 億円の水準を維持しながら、建

設改良費を令和3 年度から段階的に拡大し、令和2 6 年度以降の各年度において最大で1 2 億円確保することにより、令和3 0 年度におきます施設、管路の更新基準年超過割合を約4 0 %程度としようとするものであります。

同ページ最下段でございます。経営戦略目標を達成するためには、事後の検証や必要に応じた見直しをする必要がありますことから、改定予定であります水道ビジョンとの整合を図りながら、投資事業と財源状況の進捗状況を把握、分析し、計画期間の中間点であります5 年後におきまして、それまでの実績と見通しとの乖離の補正を行うなどの見直しをすることとしております。

最後に、本経営戦略の決定は本年3 月末を予定しております。決定後、市議会をはじめ関係機関に概要版と経営戦略書のほうを送付させていただきたいと考えております。

○水道工務課長（永田一朗）引き続きまして、入来温泉湯之山館指定管理者評価委員会の報告をさせていただきます。

今回、薩摩川内市指定管理者制度導入施設の評価マニュアルに基づき、指定期間が5 年の施設においては、4 年目の9 月から1 2 月の間に評価するもので、今回、その評価委員会で評価しましたので、その報告をさせていただくものでございます。

委員会資料の8 ページをお開きください。1 の施設及び指定管理者の概要では、当該施設につきましては、温泉場土地区画整理事業によるアゼロ湯及び柴垣湯公衆浴場の移転に伴い、両施設を統合し、新たに整備した施設で、平成2 7 年3 月に完成し、同年4 月4 日から、市民の健康と福祉の増進を図ることを目的として、当初は、市が直営する運営を開始しております。

平成2 9 年4 月1 日から民間事業者の経験やノウハウ等を活用し、サービスの向上と経費縮減を目的として指定管理者制度を導入し、株式会社グッドスタッフが管理運営を行ってきており、指定期限が令和4 年3 月3 1 日までとなっております。

2 の評価実施状況でございますが、評価委員会を令和2 年1 2 月2 3 日に開催しております。評価対象期間については、平成2 9 年4 月から令和2 年1 2 月の期間を対象とし、評価委員のメンバーについては、記載のとおりでございます。

3の採点結果表では、8ページから9ページにかけて記載しております。五つの項目について採点いただきまして、項目ごとの得点は記載のとおりであります。

9ページの4の評価結果について御覧ください。600点満点の422点、得点率としては70.3%で総合評価の結果としては、おおむね適正であると認められたところです。

総合コメント欄を御覧ください。評価委員会の中で委員から出された御意見を記載しておりますが、特に館内の物販や地域イベントの参加協力など地域貢献は評価できること。今後は、特に浴室内の清掃や敷地内の施設管理の徹底に努め、入館者サービスの向上に更に努めていただきたいとの御意見をいただいたところでございます。

○委員長（帯田裕達） ただいま、当局の説明がありました。これを含めて、所管事務全般について、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（犬井美香） 今、経営戦略、また、来年度に向けてということではあるようですが、これを含めて、安全、安心な水の安定供給と生活排水の適正な管理の推進ということが図られると思うんですが、一方で、12月の委員会でも言ったんですけれども、未水道地域というのがあるということはお伝えしたところです。そのときに実態把握というところをお願いしたような気がするんですが、実態把握などはその後されたでしょうか。

○水道工務課長（永田一朗） 12月委員会のところで犬井委員のほうから質問がありました。このときも環境課のほうとも一応確認しております。一応飲用井戸に関して、環境課の所管となっているということ等で、環境課の委員会の中では井戸の所有は個人となることから水質検査は個人の責任及び費用で行うこととなっているということと、あと薩摩川内市の飲用井戸衛生対策要領について定めていまして、年1回についてはその個人の方々に水質検査を受けましょうという啓発をしていると。毎年8月の広報紙のお知らせ記事に掲載されているという形で確認したところです。

今、先ほどの質問の分については、未給水区域についてどういう形で水を供給されているかという話の中では、方法としては四つございます。一応井戸を掘っていらっしゃる方、それとボーリン

グによる、家庭用井戸というのがほとんどである、この二つ。それと、このほかに山水を浄化して自分のところでそういう浄化施設を用いて水を供給しているということも数件ございます。

あともう一つの方法が、水を購入されて自分のところにタンクを設置して、そこに、タンクに水を供給して、その水を一応使用されると。そういう方法等がございます。

未給水地域についてどういう方法かというのがそういう四つの方法が一応あるということは押さえているんですけども、委員が、今質問されました、その未給水区域の戸数だったりとか、あと地域別にどのぐらいいらっしゃるのかという部分については、今のところは把握をしておりませんので、今後そういう形の調査についてはやっていきたいと考えているところです。

○委員（犬井美香） ぜひ、ライフラインということもあって命にやはりつながる水ということはあると思うので、今言われたように、大体どのようにして水を確保しているかということももう把握されているということなので、今後そちらをどのようにしたらいいか、一応井戸を掘るに関してはボーリング等の30万円の予算とかがついておりますけれども、それだけで果たしてその安定した水を確保できるのかということなどを、今後考えていただいて、更に地域別であったりとか実態を細かくちょっと把握していただいて、その方々がどうすればきちんと水を確保できていくのかということを検討していただければいいのかなと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員（瀬尾和敬） 水道局長にかつて質問させていただいて、水道事業の将来展望としてコンセッション方式、公設民営化は考えられないかということ質問させていただいたことがあります。今ここにこうやって水道事業経営戦略とかを掲げられて今後これに突き進んで行かれると思うんですが、これを作成されるに当たって、そのコンセッション方式についての検討というのはあったんですか。それをお伺いします。

○水道局長（新屋義文） コンセッション方式、資産は持ちながら経営を譲るという方式の利用でございまして、現状を申しますと、水道に関してもまだコンセッションができていないところがないというのが現状でありまして、やはり飲み水につ

いて企業に経営していただくという部分について、心情的な、市民の皆さんの心情、国民の皆さんですが、他の地域では、進めようとしたけれども、やはり理解が得られないという部分が大きくて、いまだまだ進んでいない状況であります。

ただし、宮城県においては工業用水とか、あと県ですので、各自治体に水を送る、そういう供給する事業も含めた形で今現在、宮城県では進んでいるというふうに認識しております、その他の事業体ではなかなか進まないという実態がありながら、そういう情報は得ております。

今回、経営戦略を考える上で、直接的には、コンセッションについては検討はいたしております。ただし、その経営の在り方については、今後もやはりどういったやり方がいいのか。今、例えば、管路を自前で設計し工事をやっておりますが、その工事について企業にそういう委託をすとか、いろんな方法があると思いますので、それについては今後も経営の実態を把握しながらやっていかないといけないという認識は、局の課長以下全員思っているところでありますので、今後の課題となると思っております。

○委員（瀬尾和敬） 通告をしたわけでもないのに立て板に水でよく教えていただきました。感謝申し上げます。

○委員（下園政喜） 収支計画書を見させていただいておるんですが、単純に収入合計から支出の合計を引けば経営損益が出てくるわけですけども、収入は減っていく、しかし、支出は余り変わらない、収入が、純益が減っていくんですけど、未収金ってあるんですよね。これ全然減ってないような気がするんですが、6,000万円からあるみたいですが、これは、どのような形で集金をされているのか、答弁できますか。

○水道管理課長（今井功司） 専門職のほうから答弁させていただきます。

○専門職（横山 満） 現在、未収金については、水道料金については約5,600万円とかそういう感じで、決算ベースでやっているんですけども、ある程度、水道料金の滞納というか、未収金については、ある程度は今まで縮減をしてきたんですけども、滞納の整理という中でも今の金額というのがある程度、この水準で、未収金もこの同額で推移するという形でやってあって、縮

減というか、そこについてはちょっと見込んでいないところで、未収金はある程度、同額で集金はさせていただいております。

○委員（下園政喜） とれる見通しがないということですか。

○専門職（横山 満） 毎年、水道料金につきましては、当然回収はしていくんですけど、毎月水道料金というのは調定を立てて、料金を請求して、新たに生まれながら、また古いやつを滞納整理で回収をしていくんですけども、その新たに、現年度の未収金というのがある程度、例えば4,000万円ぐらいの現年度の滞納未収金が出るんですけど、過去は2,000万円ぐらいということで、今、約5,000万円から6,000万円ぐらいあるんですけども、その形で、現年度が4,000万円、過去の部分にふれて2,000万円というような形で、ずっと同じ水準でいくというような形で見通しを立てているところでございます。

○委員（下園政喜） その水道とか電気とかガスとか、よく止める、止めの話がありますけれども、最長で、何年ぐらいしたら、止まるんですか。

○水道管理課長（今井功司） 水道の場合は、不納欠損という債権を処理する権限につきましては、一応5年で設定をしております。

それと、一応請求をいたしまして、納入はなかった場合には、また納入のお願いするんですけども、それでもされなかった場合につきましては、事前通告させてもらいまして、一応水道を1回、給水停止をさせてもらう措置も併せて講じながら、債権の処理につきましては取り組んでいるところでございます。

○委員（落口久光） 今のとちょっと少し関連するかもしれないんですけど、収支をいろいろ見ていった場合に、今みたいな状況になってくると、予算を切り詰めないといけないとかいろいろ出てくると思うんですけど、配管を今更新されている中で、中身確認して、実は今設定されている耐用年数をもうちょっと伸ばせるとかというような状況とかはないのかなとは思ったんですが、もしくは今5年、10年以降の配管交換のときに、更に長寿命化が望めるようなものに変えていくことで、この辺の流動経費的な内容ですけど、これは実は固定費になると思うので、こういう経費をぐっと

下げる見通しというのがあるのかどうかいうのを教えてください。

○水道工務課長（永田 一朗） 現在、平成27年度に策定した事業計画に基づいて、管路についての更新工事を随時行ってきているところです。中身としては、古い管の部分新しい管、ハイボリの水道管ということで、法定耐用年数が40年だったものを今回更新基準年60年という形で20年プラスしてもつ、そういう管であったりとか、あとダクタイル鋳鉄管というのも40年のものが80年という管に更新してきていますので、そういう部分の中ではそういう形で更新する年度がまた長くなりますから、そういう形でやっているということと。

あとは長くもつということはそういうことと、もう一つはダウンサイジング、先ほども説明しましたけど、管の口径を一応、今までは、例えば75ミリだったものを人口減少等によって50ミリに替えるとか、そういうことをやっていたりとか、もう一つは、今ある水源地だったりとか浄化施設だったりとかという部分を統合するという部分を検討していきます。

それとあと、もうそのところについては一応需要がなくなりましたので、その施設を廃止すること等で、既存の施設でまたつくるといことも考えているところです。そういう形で経費の削減だったりとか、あと耐用年数を長くしていくという形での処置を今やっているところです。

○委員（溝上一樹） まず水道に関する業務は、工事の発注だったり管理側なので少し専門的な知識も必要だと思われるんですけど、基本方針にも、職員の技術力向上のための内部研修、あと外部研修とかあるんですけど、これまでやられてきているとも思うんですけど、もう少し具体的にどのようなことをやられているのか、お聞きしたいと思うんですけど。

○課長代理（有田 秀夫） 先ほど、外部研修、内部研修でございますが、まず外部研修については、日本水道協会というのが全国的に、今水道のほうを仕切っているところがございますが、そこが毎年年度前に研修の申込みが来ます。残念ながら令和2年度においてはコロナ禍の影響で六つ、七つ研修がございましたけど、全て参加することができませんでした。毎年、それぞれ水道の専門

別の研修が3パターン、あと水道技術管理者の研修、あと特に新規の水道事業に携わる方へ対しての設計研修とかというのもございまして、そういうやつに積極的に令和元年度までは参加しております。

○水道局長（新屋 義文） 追加して、令和2年度から新規に毎週水曜日の午前中、若手職員が情報共有をしようということで、こういう事例があったということで修理の方法とか、例えば、こういう事象が生じたとか、そういう情報共有をしながら、またその解決のための協議を令和2年度から職員が代わりまして、してくれるようになりました。

こうして若手職員が技術を自分たちでつないでいこうということで頑張っているところです。

○委員（阿久根 憲造） たくさん意見が出ているところ申し訳ありません。薩摩川内市の川内川流域に住んでいるの、多分私だけかなと思うんですが、川内川の水というのは、もう薩摩川内市民にとっては、自分にとっては誇りみたいなところがあると思います。ですので、丸山浄水場ですとか宮里の下水処理場、こういったところの事業はしっかりと見ていただいて、予算をカットするような意見が相次いでいると思うんですけど、頑張って予算を要求していただいて、長浜地区の処理場なども、甕島の漁業と直結するような事業なのじゃないかなというふうにも考えております。

要望ですけど、頑張ってください。

○委員（井上 勝博） 先ほどありました給水停止を警告しているという件数と、そして実際、停止しているところの件数を教えてください。

○水道管理課長（今井 功司） 現在の令和2年度の途中の数字でございますが、停止予告しています件数は5,271件、その後、それでも納入されなかった方にメモ入れでもう一回再度するのが333件、結果、給水の停止を実施しておりますのが250件、こちらが令和3年の2月時点の数字でございます。

○委員長（帯田 裕達） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田 裕達） 質疑は尽きたと認めます。

以上で、水道管理課及び水道工務課の審査を終わります。

ここで、休憩します。再開は、13時10分とします。

~~~~~  
午後0時9分休憩  
~~~~~  
午後1時6分開議
~~~~~

○委員長（帯田裕達）休憩前に引き続き、会議を開きます。

水道管理課のほうから報告があるそうですので、これを認めます。

○水道局長（新屋義文）先ほどの水道管理課の審査の中で、停水、件数について数値的なことを申し上げましたが、停水実施件数は現在250件だということで申し述べましたが、これについては延べ件数でございまして、現在停止中の件数は1件でございます。

○委員長（帯田裕達）報告のとおりでございます。

△下水道課の審査

○委員長（帯田裕達）次は、下水道課の審査に入ります。

△議案第29号 令和3年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（帯田裕達）まず、審査を一時中止しておりました議案第29号を議題といたします。当局に補足説明を求めます。

○下水道課長（今村淳一）それでは、予算調書の259ページをお開きください。

上段、事項、下水処理施設管理費は、永利及び鹿島処理区の地域下水処理施設の維持管理費であり、右側経費の主な内容につきましては、前年度と同様であります。鹿島地区下水処理施設管理費におきまして、昨年9月の台風10号で被災しました圧送管を復旧する工事費を計上したことから、前年度より276万5,000円増額となっております。

次に、下の段、事項、小型合併処理浄化槽整備補助事業費は、小型合併処理浄化槽の設置整備補助に係る経費であり、経費の主な内容は前年度と同様で、450基分の予算措置と既存住宅の単独浄化槽及び、くみ取トイレからの転換に伴う宅内

配管工事への助成を予算計上しております。

次に、260ページをお開きください。

上段の事項、浄化槽費は、浄化槽事業特別会計への繰出金であります。

次に、下の段の事項、下水道管理費につきましては、前年度と同様の経費の内容ですが、下水道への接続工事に対する公共下水道等接続補助金を、前年度までの実績により、前年度に対しまして127万円の減額としております。

次に、261ページを御覧ください。

上段、事項、都市下水路管理費及び下段のポンプ場管理費につきましては、前年度と同内容の予算計上となっておりますが、ポンプ場管理費におきましては、昨年度に引き続き、施設の機能を持続的に確保していくために計画的な点検調査及び長寿命化を含む改築計画を定めた下水道ストックマネジメントを策定する業務委託の費用を計上しております。

次に、262ページをお開きください。

事項、下水道事業費は、下水道事業会計への財政支援に係る経費であります。経費の内容は、公共下水道の雨水ポンプに係る管理費や児童手当措置分等や、企業債の償還利子及び元金等、建設改良費に対する財政支援に係る経費を計上しております。

続きまして、前に戻っていただき、79ページをお開きください。

歳入について説明いたします。

衛生使用料から一番下、利子及び配当金まで、前年度と同内容の予算計上となっております。全体でも、ほぼ前年と同額となっております。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。ここで、本案の審査を一時中止します。

△議案第31号 令和3年度薩摩川内市浄化槽事業特別会計予算

○委員長（帯田裕達）次に、議案第31号令和3年度薩摩川内市浄化槽事業特別会計予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○下水道課長（今村淳一） それでは、予算調書の269ページをお開きください。

まず、歳出から説明いたしますが、本会計は、上甗地区の市町村設置型浄化槽の維持管理に係る経費であり、ページの右側に主な経費の内容をお示ししております。

調書の上段、浄化槽管理費から次ページの事項、長期償還利子につきましては、前年度と同内容の予算計上となっております。

続きまして、前の268ページをお開きください。

歳入につきましては、浄化槽事業分担金から一般会計繰入金まで、前年度と同内容の予算計上となっております。

○委員長（帯田裕達） ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達） 質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達） 討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第41号 令和3年度薩摩川内市下水道事業会計予算

○委員長（帯田裕達） 次に、議案第41号令和3年度薩摩川内市下水道事業会計予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○下水道課長（今村淳一） それでは、別冊となっております下水道事業会計予算書の7ページをお開きください。

収益的収入及び支出のうち、収入では、1款公共下水道事業から次のページ下段の4款漁業集落排水事業収益までの9億1,991万6,000円を計上しております。

それぞれ下水道料金、手数料等の営業収益と、一般会計負担金、一般会計補助金、長期前受金戻入等の営業外収益を計上しております。

9ページを御覧ください。支出になります。

1款公共下水道事業費用から次の10ページの4款漁業集落排水事業費用までの合計8億9,508万6,000円を計上しており、内訳といたしまして、各款におきまして、1項営業費用は、管渠費に污水管渠の維持管理費を、以下、処理場費に各浄化センターの維持管理費を、総係費にその他の管理経費全般を計上するとともに、減価償却費及び、2款以降では資産減耗費を計上し、2項営業外費用として、企業債等に対する支払利息等を計上し、3項特別損失として、過年度下水道料金等還付金等を計上し、4項に予備費を計上しております。

続きまして、11ページを御覧ください。投資的経費の資本的収入及び支出について説明いたします。

まず収入ですが、1款公共下水道事業資本的収入から次の12ページ4款漁業集落排水事業資本的収入までの合計は11億2,720万3,000円であります。

内訳としましては、企業債、一般会計からの出資金、負担金、国庫補助金のほか、県支出金を計上しております。

13ページを御覧ください。

支出についてですが、1款公共下水道事業資本的支出から4款漁業集落排水事業資本的支出まで、合計13億8,360万3,000円となっております。

主な内容といたしまして、下水道施設の改良に要する経費や、企業債償還金として元金償還金を計上しております。

支出に対し収入が不足する額2億5,640万円につきましては、前のページ、3ページになりますが、予算第4条に定めまして、当年度分、損益勘定留保資金等の財源で補填するものであります。

14ページ以降には、キャッシュフロー計算書などの所定の書類をお示ししておりますが、説明は省略させていただき、御確認くださいようお願いいたします。

次に、改良工事の内容について説明いたします

ので、別冊のオレンジ色の資料、令和3年度下水道事業当初予算資料を御準備いただき、1ページを御覧ください。

初めに、川内地区公共下水道整備事業として、令和2年度に引き続き、宮里浄化センターの水処理施設の建設工事、機械・電気設備の委託、平佐第二地区での污水管路の工事を行うとともに、その下、長浜地区公共下水道整備事業におきましても、浄化センターの建設工事委託及び污水管路施設の工事を行うこととしております。

また、下段の下水道ストックマネジメント事業は、一般会計と同様の内容でございます。

開けていただき、2ページですが、農業集落排水施設機能強化事業では、機能強化計画に基づき、入来中部と大馬越地区を接続する管路築造工事、大馬越地区遠方監視施設の更新工事及び、里地区において浄化センターの機械・電気設備の更新等を行うこととしております。

なお、この工事につきましては、現時点での計画であり、諸般の事情により変更となる場合もあることを御理解くださいますようお願いいたします。

また、生活福祉委員会資料の水道局分の10ページ以降には、先ほど説明いたしました公共下水道川内処理区と特定環境保全公共下水道長浜処理区の令和3年度事業の詳細についての資料をお示ししておりますので、御参照ください。

**○委員長（帯田裕達）** ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（帯田裕達）** 質疑はないと認めます。これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（帯田裕達）** 討論はないと認めます。これより採決を行います。本案は原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（帯田裕達）** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### △所管事務調査

**○委員長（帯田裕達）** 次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（井上勝博）** ちょっとこれは業者の方から聞いたんですけれども、合併浄化槽の補助金について、今後何かその補助金なくなるようなことを、うわさで広がっているみたいなんですけれども、そのようなことはないですか。確認です。

**○下水道課長（今村淳一）** 現在、合併浄化槽の補助金は、新築と浄化切替えっていうんですかね。単独くみ取管の転換に対して補助金を出しておりますが、来年度以降も同じような計画でいく予定でおりますので、廃止するとかは現時点ではありません。

**○委員長（帯田裕達）** ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（帯田裕達）** 質疑は尽きたと認めます。

以上で、下水道課の審査を終わります。

#### △市民健康課の審査

**○委員長（帯田裕達）** 次は、市民健康課の審査に入ります。

#### △議案第29号 令和3年度薩摩川内市一般会計予算

**○委員長（帯田裕達）** まず、審査を一時中止しておりました議案第29号を議題といたします。当局に補足説明を求めます。

**○市民健康課専門職（内田ひとみ）** それでは、歳出予算から御説明いたしますので、令和3年度各会計予算調書の129ページをお開きください。

上段、保健衛生一般管理費につきましては、1,068万3,000円の減額となっており、その主なものは、職員給与費等の減額に伴うものであります。

下段、予防接種事故救済措置費から130ページ上段、巡回診療事業費及び下段、保険対策推進事業費につきましては、前年度と同内容の予算計上となっております。

続いて、131ページを御覧ください。

上段、地域医療対策費及び下段、すこやかふれあいプラザ管理費、次の132ページの上段、保健センター管理費につきましては、前年度と同内容の予算計上となっております。

下段、保健指導費につきましては、67万4,000円の減額となっており、令和2年度に健康づくり計画中間評価のための事前調査業務委託が終了したことによるものであります。

133ページを御覧ください。

上段、母子保健事業費につきましては、938万4,000円の増額となっており、その主なものは、不妊治療費助成事業に係る申請件数及び交付額の増加による助成金の増額、また、産後ケア事業に係る産後ケア応援券の増額及び、宿泊型産後ケア事業に係る一日当たり利用者負担額の引下げに伴う委託料の増額であります。

下段、健康増進事業費につきましては、351万7,000円の減額となっており、その主なものは、各種検診の受診者数の見込みに伴う委託料の減額であります。

次に、134ページを御覧ください。

感染症等予防費につきましては、253万9,000円の減額となっており、その主なものは、高齢者肺炎球菌予防接種者数の見込みに伴う委託料の減額であります。

引き続き、歳入予算について御説明いたします。29ページをお開きください。

4項目めの国庫補助金、衛生費補助金は、予算額694万4,000円で、95万6,000円の増額となっており、産後ケア事業の拡充による増額が主な要因であります。

県補助金、衛生費補助金は、予算額3,115万7,000円で、172万5,000円の増額となっており、健康教育の拡充によるものが主な要因であります。

その他の歳入につきましては、前年度と同内容の予算計上となっております。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質問願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△議案第36号 令和3年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算

○委員長（帯田裕達）次に、議案第36号令和3年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○市民健康課専門職（内田ひとみ）それでは、歳出予算から御説明いたしますので、予算調書の309ページをお開きください。

上段、一般管理費につきましては、5,032万5,000円の減額となっており、里診療所の施設修繕工事完了による1,113万2,000円の減額、電子カルテシステム更新完了による3,245万円の減額が主なものであります。

下段、医師研究研修事業費につきましては、128万7,000円の減額となっており、上甕診療所医師住宅改修工事完了による96万7,000円の減額が主なものであります。

次に、310ページを御覧ください。

上段、医療用機械器具費につきましては、211万6,000円の減額となっており、各診療所医療機器の更新に係るものであります。

下段、医療用消耗器材費及び311ページ上段、医薬品衛生材料費につきましては、それぞれ177万4,000円、1,412万円の減額となっており、患者数の減少に伴う事業費の減額となっております。

下段、入院給食一般管理費及び312ページ上段、入院給食材料購入費につきましては、前年度と同内容の予算計上となっております。

下段、長期債償還元金、次の313ページ上段、長期債償還利子及び下段、予備費につきましては、前年度と同内容の予算計上となっております。

引き続き、歳入予算について御説明いたします。301ページをお開きください。

301ページから302ページの入院収入、302ページから305ページの外来収入及び307ページの手数料までにつきましては、患者数の減少に伴う減額となっております。

307ページ、一般会計繰入金につきましては、前年度と同内容の予算計上となっております。

国民健康保険事業特別会計繰入金につきましては、4,801万4,000円の減額となっております。

令和2年度に更新しました電子カルテシステムに係る繰入金の減額が主な要因であります。

308ページを御覧ください。

雑入につきましては、前年度と同内容の予算計上になっております。

診療施設等整備事業債につきましては900万円で、上甌及び下甌手打診療所医療機器整備に伴う辺地対策事業債であります。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### △所管事務調査

○委員長（帯田裕達）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○医療福祉対策監（平原一洋）手打診療所の医師住宅の新築工事につきまして、ちょっと1件報告をさせていただきたいと思えます。

手打診療所の医師住宅につきましては、本年度、新築工事をいたしておりまして、令和3年2月末を工期として工事を進めてまいりましたけれども、2月4日の中間検査の中で、一部に建築の施工基準に適合していない部分がちょっと認められたところでありまして、今、手直しの指示を行っております。この手直しの指示を受けまして、2月24日、請負業者のほうから契約の工期延長の願いが出されまして、これを受理いたしまして、工期を延長することになりました。

工期につきましては、一旦3月31日まで延長した後、予算の繰越しが承認されましたら、6月

頃までの再延長を予定しております。このことから、最終日のほうで補正予算のほうを上程させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたしたいと思えます。報告でございます。

○委員長（帯田裕達）ただいま報告並びに説明がありましたが、これを含めて、所管事務全般について、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）甌島診療所に今それぞれ入院患者さんがどのぐらいいらっしゃるのか、ちょっと確認です。

○医療福祉対策監（平原一洋）現在6名と聞いております。

○委員（井上勝博）それは、どこの診療所ですか。

○医療福祉対策監（平原一洋）下甌の手打診療所の6名ということでございます。

○委員（井上勝博）一般質問でも言いましたけれども、新規の入院患者さんという方がいらっしゃったときに、その方が感染していないということは保証はできないわけですよ。今、無症状の感染者というのは多いわけですから。入院患者さんの場合は、やっぱり食事をしたりとか、入浴したりとか、そういうことをするわけで、そういったときに感染が広がるという可能性というのは、ないとは言えないわけですよ。その辺で、私は、予算の問題で本会議では多額の予算がかかると。霧島市では1,000件だったと。1,000件で2万円だから2,000万円かかったと。だから、できないというお話をされたわけけれども、甌島でもし発生したら、やっぱり大変なことになるわけでありまして、せめて限定的でもいいですから、そういうことができないのか。医療従事者の負担軽減ということをして12月議会では主な理由として言われていたわけですので、医療従事者の負担を軽くするという点で、今、確かに少し落ち着いてはきていると。しかし、ワクチン接種というのは、非常にまだ見込みが長期にかかってくるようになると思うんですよ。だから、検査体制も同時並行的にやっぱりできるような、そういう仕組みをつくっておくということは、私は今後にとってとても非常に大事なことなんじゃないかというふうには思うんですが、やはりお金がかかるから駄目なんですか。

○医療福祉対策監（平原一洋）医療機関に入院する際にPCR検査を行うか行わないかにつきましては、それは医師の判断でいたしておりますので、その方の症状であったりとか、その方のこれまでの行動歴、そういうのを勘案してPCR検査が必要でないと判断する場合がありますし、その方がそういう、例えば、感染地域とかから帰ってこられた方とかであって、医師がこれはPCR検査をしたほうが良いというふうに判断した場合は、これについては行政検査の対象になりますので、そちらのほうでの対応ということで、一律にPCR検査を実施するというところについては、まだ考えていないところです。

○委員（井上勝博）それは、発熱だとか、そういったことが起こって、現実に垂水市で発熱者が発見された後は、もう遅かったわけじゃないですか。発熱者が出た後はもう、62名がもう既に感染していた可能性があるわけですよ。だから、そういうことにならないためにも早く手を打っておく。確かに空振りというのがあると思うんですよ。やってみただけで、全員陰性でしたとか、そういうのはあるかもしれません。だけど、そういうのをやっぱり前もって手を打っておくということは、私は大事なことだと思うんです。

それから、もう一つは、PCR検査を甑島の場合は、その機械はないと思うんですけれども、やっぱり本土と比べて、検査結果が出るというのは、同じ時間ぐらいでできるんでしょうか。

○医療福祉対策監（平原一洋）今、入院するときにPCR検査を行うことと、介護施設等で定期的なPCR検査を行うことというのは、それは取扱いが違いますので、同じような議論はできないと思います。それで、高齢者施設等での定期的な検査というのに対しましては、昨日、私が答弁いたしましたように、厚生労働省のほうからも定期的にやる場合、PCR検査のプールしての検体での検査とかというのについては、高齢者施設のほうで申し出ただけであれば、それについては、行政検査の対象とするということで答弁したつもりでございます。国の見解の中は、井上委員がおっしゃってます定期的なPCR検査を行うか行わないかについては、都道府県あるいは、それから、保健所を設置する市、それとあと特別区、そのほうが、その地域の実情に応じて判断して行

ってくださいというふうに言っております。今、鹿児島県は感染状況が落ち着いている状況の中であるので、そういう全ての高齢者施設に対して、そういう行政検査を行うようにと強い指導はしていないというところでございますので、御理解いただきたいと思います。

○委員（井上勝博）行政検査については、半分が国負担、半分が自治体負担というふうに聞いてるんですが、それはそのとおりなんですか。

○医療福祉対策監（平原一洋）基本的に国が半分みることになりますけれども、県が半分見た分につきましては、後からまた交付金として手当をされるということでございますので、基本的に自治体の持出しはないというふうに考えております。

○委員（犬井美香）川内看護専門学校についてもなんですが、今、全日制になってはいますが、前と比較して入学者数などの変化というのはどのようになっているか、もしお分かりでしたら教えてください。

○医療福祉対策監（平原一洋）入校者数につきましては、全日制になる前とあんまり変わらないということで伺っております。

○委員（犬井美香）ありがとうございます。少し前の南日本新聞の記事の中に、下甑の齋藤先生との看護学校の生徒のオンラインでの多分やり取りがあったという記事があったんですけども、やはりあのような取組というのは、離島医療に関しても、すごく前向きに学生が考えられる機会なのかなと私も感じたところだったので、そういうタイアップだったりというのも一つ考えていく方向性というのをお考えでしょうか。

○医療福祉対策監（平原一洋）今回、この補助金につきましては、看護学校の今まで運営補助金ということでやっておりましたけれども、基本的に看護師養成のために補助金を出すというような視点に変えておりますので、その中の一つの条件といたしまして、離島での研修の機会を持ってくださいということも言っております。要は、そういう離島医療に携わっていただくという経験をさせていただく中で、将来、甑島のほうでまた働いていただける人が少しでもいないか、そういう気分になってくれないかという人々を増やすという意味もございますので、そういうことで、今回視点を変えて、補助金の交付に当たってのそ

う要望はしてあります。

**○委員（犬井美香）**ありがとうございます。前向きに考えていただいて、ぜひ離島医療にも、川内に看護学校があるというのは、すごく強みだと思いますので、全日制というところもまだまだ多分周知が行き届いてない部分も含めて、ぜひ周知をしていっていただく中で、離島医療にも関心を持っていただいて、そのまま少し離島医療に就けば、奨学金じゃないけど、そういう制度がありますので、そのような活用なども進めていっていただけるといいのかなというふうに感じました。

あと、子育て支援についてなんですけど、子育て世代包括支援策として、SSプラザ内でも子育ての包括支援センター的なものも設置されているんですけども、もしその中で、母子保健推進員という方々との連携というところも書かれているんですが、その母子保健推進員の市内全体の人数と、業務内容についてちょっと教えていただけるとありがたいです。

**○医療福祉対策監（平原一洋）** すいません、今調べます。今SSプラザに子育て世代の包括支援センターということでしてありますけれども、あそこは、基本的には、保健センターのほうも子育て包括支援センターの看板は外してなくて、両方で行うということですので、SSプラザのほうは、基本的にはサテライトオフィスみたいな感じで取組をしております。保健センターのほうの子育て世代包括支援センターが閉まっているというわけではございませんので、両方で今そういう取組をしてるということは、ちょっと御理解いただきたいと思います。

**○市民健康課専門職（内田ひとみ）** 母子保健推進員さんにつきましては、平成30年度の数値なんですけれども、申し訳ございません、49名。年度によりまして多少増減がありますけれども、大体50名前後の人数で活動していただいているところでありまして。主には、妊娠8か月に達せられた妊婦さん、それから、生後2か月の赤ちゃんとお母さんのいらっしゃる御家庭を全戸訪問というような形でしていただきまして、御様子を伺っていただくと。それによって懸念されるような事項がありましたら、保健センターのほうにつないでいただく、もしくは、子育て世代包括支援センターとも連携していくといったような仕組みにな

っております。

**○委員（犬井美香）**ありがとうございます。本当に母子保健推進員さんの役割というのも、すごく重い、この少子化の中にあっては、すごく大事な仕事だとは思っています。49名というと、48地区コミュニティあるとすると、地区コミュニティ当たり1名ずつぐらいの感じですか。

**○市民健康課専門職（内田ひとみ）** 地域のまとまりの大きさにもよりますので、一つで複数の地域を持っていらっしゃる方もいらっしゃるれば、大きな地域はちょっと何人かで担当していただいているといったような、1地区お一人ということではございません。

**○委員（犬井美香）**ありがとうございます。一体的な取組というのは、高齢者に限らず、本当に子育て世代というのも一体的な取組が本当に必要だと思いますので、包括ケアというのは子育て世代にも本当に当たるのかなと感じてはいますから、ぜひその辺りは連携を取りながら強化していただけると、また子育てのしやすい薩摩川内市になっていくのかなと思いますので、これは、要望です。よろしくお願いします。

**○委員（井上勝博）** 先ほど質問にまだ答えていただかなかったのがありました。甑島の診療所で、仮に発熱されてきて、医師の判断で、PCR検査をするというときに、検査機械はあるかないかということと、そして、なければ、どのぐらいで検査結果が出るようになってるのか。

**○医療福祉対策監（平原一洋）** 委員おっしゃるとおりに、甑島地域でのPCR検査っていうのは、あくまでも検体を採取するだけでございまして、それを陰性か陽性か、ウイルスがあるのかというのに対しましては、本土のほうに持っていきまして、基本的には鹿児島県が委託しております民間の検査機関であつたりとかで検査することになりますので、どうしても時間的にはかかりますので、通常の本土のほうでの検査する時間的なものとする、若干、半日、一日ぐらい多めにはかかるということにはなります。

**○委員（溝上一樹）** 病院間の搬送についてなんですけど、甑島は離島ということで、本土の病院に行かざるを得ない状態の方の、患者様の搬送に対して、ちょっとまだまだドクターヘリなどの需要は少ないと思うんですけど、昨年の数値とか分

かりますか。漁船で何件、ドクターヘリが何件など。

○医療福祉対策監（平原一洋）今のところ甌島では、コロナに感染した方が、今もうちょっと発表されていますけど、自衛隊の隊員が一人ということでございますので、そのほかでコロナに感染した方がいらっしゃらないので、搬送した実績はございません。ちなみに、自衛隊の隊員につきましては、分屯基地内に医師、医官がおりますので、そちらのほうでその経過観察が診れるということでしたので、島外の搬出はなかったというふうに聞いております。

○委員（溝上一樹）コロナ以外の数字は分かりますか。

○医療福祉対策監（平原一洋）そこにつきましては、ちょっと市民健康課では把握しておりませんので、国保関係であれば、保険年金課のほうで把握していると思いますので、そちらのほうで御質問いただければと思います。

○委員長（帯田裕達）ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

以上で、市民健康課の審査を終わります。

---

#### △障害・社会福祉課の審査

○委員長（帯田裕達）次は、障害・社会福祉課の審査に入ります。

---

#### △議案第16号 薩摩川内市社会福祉施設条例を廃止する条例の制定について

○委員長（帯田裕達）まず、議案第16号薩摩川内市社会福祉施設条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○障害・社会福祉課長（南 輝雄）それでは、議案につきまして議会資料で説明いたしますので、市民福祉部の議会資料をお開きいただきまして、2ページになります。

本議案は、社会福祉施設の廃止条例でありまして、条例に規定しております4施設の廃止となります。これにつきましては、要因が二つございまして、まず概要の（1）ですが、上甌生活館、上甌保健福祉館及び下甌手打へき地保健福祉館の

3施設につきましては、地域の有効活用を図るため、集会所に用途を変更しようとするものです。

次に、（2）ですが、下甌子岳へき地保健福祉館につきましては、今後の利用見込みがないことや施設の老朽化もあることから、用途を廃止しようとするものです。

以上のことから、同条例を廃止しようとするものです。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案は原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

#### △議案第29号 令和3年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（帯田裕達）次に、審査を一時中止しておりました議案第29号を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○障害・社会福祉課長（南 輝雄）それでは、歳出から説明いたします。

予算調書の137ページをお開きください。

まず、上段、市民相談事務費につきましては、前年度と同様な予算計上となっております。

次に、下段、社会福祉管理運営費ですが、中ほどにあります総合福祉会館維持管理補助金であります。この中に総合福祉会館の空調機の老朽化に伴う改修工事経費500万円が入っております。

社会福祉協議会が行う改修工事の事業費は2,500万円ほどになりますが、社会福祉協議会が金融機関から借入れを行いまして、事業を実施する手法を取っているため、市としましては、その返済額に対して補助をすることとなります。

ということで、令和3年度の返済額500万円を計上したものでございます。なお、後年度の返済分2,000万円につきましては、後ほど説明します債務負担行為で計上しております。

138ページから139ページの上段、一般障害者自立支援事業費までは、前年度と同様な予算計上となっております。

次に、下段、障害者（児）自立支援事業費は、障害福祉サービスに係る経費で、扶助費の伸びはあるものの前年度と同様な予算計上となっております。なお、相互協力体制構築事業協力金がございますが、1月の臨時会で措置いただきました新型コロナウイルス感染症等に係るサービス維持のための協力金に関し、令和3年度分を計上したものでございます。

次の140ページになります。上段、重度心身障害者医療費助成事業費及び下段の特別障害者手当等給付事業費は、前年度と同様の予算計上となっております。

次の141ページになります。上段、地域生活支援事業費ですが、4行目にあります巡回支援専門員整備事業委託が新規事業でございます。記載の予算額のうち、612万1,000円が本事業分になります。

専門員が保育所等を巡回し、子どもの特性や発達段階に応じた関わり方の助言を行うもので、本年度モデル事業として一部地域で行っていたものを、令和3年度市内全域に広げ実施するものです。

他は、前年度と同様の予算計上となっております。

次に、下段、障害児通所支援事業費から144ページ、上段、災害救助費までにつきましては、前年度と同様の予算計上となっております。

続きまして、歳入になります。

予算調書は32ページをお開きください。32ページから34ページにかけて歳入予算を記載してございますが、扶助費に応じて国県負担金や補助金の増減はあるものの、前年度と比較して大きな変動はないところでございます。

続きまして、債務負担行為を説明します。予算書のほうになります。8ページをお開きください。

真ん中ほどになりますが、総合福祉社会館維持管理補助金、空調設備改修工事分であります。先ほど説明しましたとおり、令和4年度から令和

7年度までの返済額である2,000万円を計上したものでございます。

**○委員長（帯田裕達）**ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（井上勝博）**先ほどの説明の新規事業で、巡回支援専門員整備事業委託等なんです。これまでは要は保育所とか、そういったところで保育士さんが気づいたりとか、幼稚園であれば先生が気づいたりとかして、そしてそれで保護者に話をして相談に行くという、そういうパターンだったかなと思うんですが、これ巡回というのは専門の方がそれぞれの施設を巡回すると。その必要性が出てきたということなんです。その辺の説明をお願いします。

**○障害・社会福祉課長（南 輝雄）**基本的には必要性が出てきたというよりも、以前からやっぱりこの事業につきましては、実施できないかなというのが課題でした。その保育所の中で気になる子というのを、なかなかどういう具合にしたらいいのかというような課題がありまして、そういったためには、専門の指導員が保育所のほうに出かけて行って、専門的なやっぱり助言をするというのは、ずっとニーズがあって言われてきたのを、今回予算措置ができたということになります。

**○委員（井上勝博）**今までのやり方では何ていうのかな、この先生方からの情報が入らない場合もあったということで、専門員がその巡回することなんだろうけども。しかしちょっと見ただけでは、そりゃ専門でもよく分からない。やっぱり同じ生活というか、長時間おって気づくところがあるんじゃないかなと思うんですが、これまでのやり方と比べて、その巡回員に任せるといような形になってくるとしたら、逆効果というか、そういうことにならないのかなという心配もあるんですが、その辺は問題ないんでしょうか。

**○障害・社会福祉課長（南 輝雄）**井上委員がおっしゃったような部分というか、その気になる子どもを見つけるという部分もあるんですけど、それでもやっぱり実際保育園で携わっていらっしゃる保育士さん等に、この療育的なやっぱり視点を強めてもらうというのが狙いの一つですので、保育所に行ってその気になる子を見つけて帰ってくるということでは、また違います。

基本的には、療育が必要な子を例えば療育のそういう施設に行くケースもありますし、もしくは日常生活の保育園生活の中で見ていただくというようなのも必要になってまいりますので、そういう意味では、保育士さんのそういった資質の向上というのにつながるようにしていきたいということで考えているところでございます。

○委員（井上勝博）この専門員の方、身分的には会計年度職員なんですか。

○障害・社会福祉課長（南 輝雄）基本的に委託でしますので、今療育等を行っている施設のほうで、実際療育に携わっている方にさせていただこうということで、そういった施設に具体的に言いますと、市内の中には児童発達支援センターはつくし園の1カ所しかございませんので、そちらのほうで専門員の方に実際の対応をしていただくということで考えているところです。

○委員（犬井美香）福祉タクシー券の利用促進助成事業というのがあると思うんですけども、これは利用状況というのはどのような感じか、お分かりでしたら教えていただきたいんですけども。

○障害・社会福祉課長（南 輝雄）グループ長のほうで答弁させていただきますので、よろしく申し上げます。

○主幹兼障害福祉グループ長（福永美代）平成31年度の実績で、使用率が全交付対象者の60%になっております。交付対象者が2,700人ほど、交付者数の人数が965人になっております。

○委員（犬井美香）ありがとうございます。これ一律に年に1万円の補助という感じになっているんですけども、例えばなんですけど、地域政策課などでは一定以上に関しては、甲乙丙みたいな感じで、地域ごとに金額の設定がちょっと違ったりはするんですけども、この福祉タクシー券に限っても、川内の中央のこの市内のほうに住んでいる方々の1回の単価と、4町地域とかに住んでいる方々の単価というのは、もう何回使えるかという頻度で考えると、やはり4町のほうは距離感も含め回数的に言うと、その1万円ではあまりそんなに使えなかったりするのかなとちょっと考えられるんですけど、そのあたり地域別に地域政策課のような形でやっていくというようなお考えは、

今まではなかったでしょうか。

○障害・社会福祉課長（南 輝雄）この1万円は、500円券が20枚ある格好になっていてまして、上限が1万円ということで、実際的に例えば視覚障害者の方なんかで、例えば市街地に近い方でも、当然1万円では足りないような状況ですので、実際にそういったかかる経費の全てをこの助成金の中で見るというのは、もう難しいと思います。

当然、おっしゃるように地域によってはかかります。甌のほうでいいますと、これフェリーとか高速船のほうも対象にはなりますけど、実際かかる経費はたくさんですので、そこはよく分かるんですが、実際の上限額1万円しかございませんので、その中ではそれ以上のたくさんの御負担を実際に行っている中で、この一部の部分ですけど助成をさせていただくということで、なかなかその甲乙丙みたいなすみ分けをして、十分な対応ができるほどの予算額はないということが実態でございます。

○委員（犬井美香）予算がないのも十分承知しながらの質問ではあるんですが、やっぱり地域に応じてというところも必要な部分かもしれないので、また検討課題として考えていただけたらいいのかなと考えたりはします。

地域差というのは、それを十分に補うというのは、もちろん難しいとは思いますが、やはり負担感が公平であればあるほど、市民感情的にはいいのかなと考えたりもしますので、一応提案です。よろしく申し上げます。

○障害・社会福祉課長（南 輝雄）地域差の分は、おっしゃる部分は理解します。

ただ、地域差だけじゃなくて、障害によっても当然差がございまして、軽い方、重い方、そういう意味では満遍なく公平にというのは、非常に難しい部分はあるというところは御理解いただきたいと思います。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（帯田裕達）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○障害・社会福祉課長（南 輝雄）委員会資料の別冊の1で説明をいたしますので、別冊1の1ページを御覧いただきたいと思います。

第6期薩摩川内市障害福祉計画・第2期薩摩川内市障害児福祉計画になります。

この計画は、1の計画策定趣旨にありますように、それぞれの法律の規定に基づき策定するもので、国の基本方針に即して、数値目標や見込量等を定めるものでございます。

本計画の位置づけは、2にありますように上位計画になります障害者計画の実施計画ということになっております。

3の計画期間ですが、令和3年度からの3年間で、3年ごとに策定する計画でございます。

4の計画の視点ですが、国の基本指針で7項目の基本的理念が定められておりますので、このほかに本市では障害者計画の方向性を踏まえるとともに、インクルーシブの取組や医療的ケア児の家族のレスパイト支援の視点を重視して、今回策定をするものでございます。

計画の内容につきましては、数値目標等次のページからに記載してございますので、御参照いただきたいと思いますが、現在この計画案は、パブリックコメントを行っているところでございまして、出された意見を参考に、今月末には計画を策定したいということで考えているところです。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました、これを含めて所管事務全般について、これより質疑に入ります。

○委員（井上勝博）今説明があったインクルーシブの取組とか、医療的ケア児の家族のレスパイト支援とか、さっぱり分からなかったんですけど、ちょっと御説明をお願いします。

○障害・社会福祉課長（南 輝雄）インクルーシブにつきましては、障害のある子と普通の方と分け隔てないようにするというのがインクルーシブの考え方でありまして、先ほど巡回専門員のところで説明したように、例えば保育所の中で健常な子と、ちょっと発達に気になる子と一緒に保育するようなのを、このインクルーシブといった、ちょっと横文字で専門的な用語で申し訳な

いんですけど、言っております。

それと、医療的ケア児については、一般質問でもございましたので、そういった人工呼吸器等をつけた家族の方がレスパイト、ずっと家族の支援でかかりっ放しになりますので、それを短期入所等で休める時間をつくってあげようということで、昨年度本市でも助成金のほうをつくりましたので、そういったことをここでは言っているところでございます。

○委員（犬井美香）インクルーシブという共生というところだと思うんですけども、それに対しての先ほど巡回支援の事業も取り組んで、多分早期に療育につなげるというところがあると思うんですけども、共生という意味では、そこを分けるということではなくて、できるだけ皆さんの中で周りの子どもたちとか、大人にも分かっただけのような支援の在り方だと思うんですが、そこら辺のまだ具体的なものというのは、まだこれからということですか。

○障害・社会福祉課長（南 輝雄）今後の3年間の計画の中で今回これを入れたのは、先ほど言いましたように、巡回専門員の制度を今度入れるということもでございます。それが大きな理由です。

ただ、現在は保育園とか幼稚園等の児童を考えているんですけども、将来的には学童の子どもたちとか、そういうのも必要になってくると思いますので、そういう意味では少しずつではありますけど、広げていきたいなというふうには考えております。

○委員（犬井美香）言葉ではこれだけのことではあるんですが、多分かなり大変というか、今どちらかという分けられた社会ではあると思うので、そこをやはり共生という意味できちんとやっていくには、本当に自分たちの意識も含めなんですけど、変えていくというところにはありますので、この取組ってここに書いてはありますけど、すごく深い意味を持っていると私も感じていますので、ぜひ細かいところまでは難しいかもしれないんですが、取組を私も応援したいなと思いますので、今後ともよろしくをお願いします。

○障害・社会福祉課長（南 輝雄）先ほど言った事業だけじゃなくて、もうおっしゃるようにやっぱり普及啓発というのもすごく重要ですので、

そういう意味では私どものほうも一生懸命やっていきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

以上で、障害・社会福祉課の審査を終わります。

---

△市民課の審査

○委員長（帯田裕達）次は、市民課の審査に入ります。

---

△議案第29号 令和3年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（帯田裕達）まず、審査を一時中止しておりました議案第29号を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○市民課長（西田光寛）それでは、予算調書の115ページをお開きください。

上段の事項、市民政策調整費は、主に課内、部内の人件費、下段の市民相談事務費は、人権教育・啓発等に係る経費、116ページの上段、交通災害共済事業費は、交通災害共済事業に係る経費で、前年度と同内容の予算計上となっております。

下段の戸籍住民基本台帳費は、戸籍と住民基本台帳事務等に係る経費で、人件費等のほか国が構築中の戸籍情報連携システムのために必要な戸籍副本データの送信委託料が主な経費となっております。

次の117ページ、上段の住民基本台帳ネットワークシステム事業費は、証明書等コンビニ交付事務、住民基本台帳ネットワークシステム等に係る経費で、前年度と同様の予算計上、下段の個人番号事業費は、マイナンバーカード交付等に係る経費で、人件費等のほか国の交付金を利用し発行数が増えているマイナンバーカードの住所変更等に対応する裏書機器の整備を行います。

また、マイナンバーカードの発行等に係る業務を地方公共団体情報システム機構に一括委任する交付金については、機構からの指示額を予算措置しておりますが、デジタル庁の発足により、令和3年度から国が直接業務を行う仕組みに変わる予定で、今後の指示によっては補正により大幅に減

額となる見込みでございます。

次に、歳入について説明いたします。

予算調書の24ページと25ページになります。戸籍手数料、住民基本台帳手数料など、前年度と同内容の予算計上となっております。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑をお願いします。

○委員（井上勝博）今のこのデジタル庁との関係がまだよく分からなかったもので、もう少し詳しく説明いただければ。

○市民課長（西田光寛）このマイナンバーカードに係る事務費につきましては、国から一旦交付金を頂きまして、かかる経費については市がJ-LISというこの機構のほうに支払う仕組みになっております。この仕組みをデジタル庁の発足により、国がもともと行うということで、国が直接その機構のほうに支払いをする仕組みに今後変わっていくということでございます。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

---

△所管事務調査

○委員長（帯田裕達）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）毎年お聞きしていることで、自衛隊の適齢者名簿についての要請というのが、もう来ているのかどうか。そして、今どういう段階なのかというのをお尋ねいたします。

○市民課長（西田光寛）自衛隊のその名簿につきましては、直接的には防災安全課のほうに要望が行っていきまして、防災安全課のほうからうちのほうにそのリストアップの要請が来るという仕組みになっていますので、今年度の取扱いについては3月に防災安全課のほうに来ているということでございます。

○委員（井上勝博）じゃあ、市民課のほうにはまだそういう防災安全課から依頼が来る、依頼と

どうか、……。

○市民課長（西田光寛）依頼は来たところでございます。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

以上で、市民課の審査を終わります。

---

△環境課の審査

○委員長（帯田裕達）次は、環境課の審査に入ります。

---

△議案第29号 令和3年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（帯田裕達）まず、審査を一時中止しておりました議案第29号を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○環境課長（上口敬子）予算調書118ページをお開きください。

上段、災害救助費から、下段の狂犬病予防事務費については、前年度と同内容の予算計上となっております。

調書119ページ上段、環境総務一般管理費は、令和2年度の単年度事業として実施した災害廃棄物処理計画の策定に係る経費等が減額となっております。

下段、環境保全対策費から次ページ、地球温暖化対策費は、前年度と同内容の予算計上となっております。

下段、花いっぱいまちづくり推進事業費については、170万7,000円の減額となっておりまして、快適環境づくり補助金を近年の実績に基づいて予算計上したこと等によります。

調書121ページ、上段、公害対策費につきましては、150万7,000円の減額となっておりまして、環境測定調査業務委託において調査項目の見直しを行ったことによるものです。

下段、市営墓地管理費につきましては、508万4,000円の減額となっておりまして、共同納骨堂を地元へ譲渡するために必要であった補修工事が、前年度で完了したことによるものです。

調書122ページ、上段、葬斎場管理費につき

ましては、506万1,000円の減額となっております。指定管理者の更新に伴いまして、指定管理料提案額の減額等があったものです。

下段、葬斎一般管理費から124ページ、上段、環境美化推進事業費につきましては、前年度と同内容の予算計上となっております。

下段、一般廃棄物処理費につきましては、953万2,000円の増額となっております。一般廃棄物収集業務委託等の公共単価等の改定による増額でございます。

調書125ページ、上段、資源ごみ分別推進事業費については、617万円の減額となっております。地区コミ分別報奨金の原資となります資源ごみの売払収入が減少したことによりまして、お支払いする報奨金額が減額となるものでございます。

下段、クリーンセンター管理費につきましては、5,809万2,000円の増額となっております。川内クリーンセンターの管理運営業務を行うSPC—特別目的会社でございますが、こちらへの委託料の増額が主なものでございます。年次計画で実施しております施設補修費が、令和3年度は4,823万7,000円増加することに伴うのと、それから、処理量の増加が主な原因でございます。

調書126ページ、上段、最終処分場管理費から127ページ、上段、下甌環境センター管理費につきましては、おおそ前年度と同内容の予算計上となっております。

下段、汚泥再生処理センター施設管理費につきましては、3,933万1,000円の増額となっておりまして、同施設の管理運営業務を行うSPCへの委託料の増額が主なものです。年次計画の施設補修費が、令和3年度は3,502万2,000円の増加になりますことと、処理量の増加が主な要因でございます。

調書128ページ、上段、災害予防応急対策費につきましては、50万円の減額となっており、近年の実績により予算計上しております。

続きまして、歳入について説明いたします。

予算調書の26ページをお開きください。

使用料、衛生使用料、予算額1,056万9,000円は、125万9,000円の増額となっており、葬斎場使用料が増額の要因です。

手数料、衛生手数料、予算額6,787万

4,000円は、103万2,000円の増額となっており、廃棄物処分手数料が増額の要因です。

財産運用収入、財産貸付収入予算額25万4,000円は、10万9,000円の増額となっておりまして、土地建物貸付収入で、廃止いたしました最終処分場の賃料2件が増額の要因です。

次に、財産売払収入、物品売払収入予算額1,071万8,000円は、474万7,000円の減額となっております。資源ごみの売払収入の減少が見込まれることが減額の要因です。

その他の歳入は、前年度と同内容の予算計上となっております。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）まず、125ページの先ほどの説明の中にあつた資源ごみなどの回収が減少ということで、財源も減少という見込みというお話で、一般質問でもありましたけれども、改めてその減収する要因というか、どういうことなのかというのを御説明いただけますか。

○環境課長（上口敬子）まず、先の一般質問の中でもございましたとおり、店頭での回収、お店の前にある回収ボックスへの資源の回収であったり、空き地等に青いボックスなんか置いてある事業所のそういったもの、それから新聞社等が自社回収を行っていることに伴いまして、利便性のよさ、手軽さから自治会の回収ではなくて、そちらを利用されている方が増えている現状がございます。特に、古紙類の自治会回収のほうが増少してきております。

ただ、量が減っただけではなくて、売払いの単価というのが中国の輸入規制のお話も委員の皆様よく御存じだと思うんですけども、それに伴うことと、国内でのペーパーレス化というの、随分進行しておりまして、そういったことから国内で紙類がだぶついておりまして、価格がなかなか下落しておりまして、今後上昇する見込みというところが、まだ見込めないところです。そういったことから売払収入のほうが増少してきております。

○委員（井上勝博）分かりました。もう一つは、126ページ、焼却灰の運搬及び埋立て処分業務

委託等については、これは何トン想定しているのか教えてください。

○課長代理（原 暢幸）令和3年度の搬出予定ですけれども、現年発生する焼却灰を2,500トン、あと現年発生する飛灰、これを1,000トン、それから埋立て廃棄物を7,100トン程度見込んでいます。

○委員（井上勝博）この2億1,999万5,000円ですが、この運搬料もこの中に入っているということですか。

○環境課長（上口敬子）こちらの委託料の中には、最終処分場の埋設廃棄物を掘り起こして、それからトラックでエコパークへ運搬いたしまして、エコパークのほうで処分委託を行う一連の経費が全て含まれているところです。

○委員（福田俊一郎）今の最終処分場の管理費についてですけれども、本会議の中でもありましたが、今回処分場の埋立て分をエコパークへ搬出してあります。そして、令和9年から令和12年までに、その遮水シートを全面敷いていくんだというのが、張り替えするというものでありますけれども、そうしますと、要するにエコパーク搬出分については、もうそこから先はなくなって、最終処分場に直接埋め立てるといったことになってくれば、今回の掲示をされている予算についても、これを大きく減額になり、なくなるといった意味でいいのでしょうか。

それと、平成27年度から搬出をしていますけれども、令和9年から12年の張り替えの際には、張り替えているときには、要するに埋立て分の搬出を全て完了しているというふうを受けていいかどうか、その辺をちょっと詳細に御説明いただければありがたいです。

○環境課長（上口敬子）川内クリーンセンターの最終処分場の再生事業について説明させていただきます。

今福田委員のほうからありましたように、全ての埋立て廃棄物を持ち出さないことには、新たな基準に適合した最終処分場の構築ということができませんので、全てを持ち出した後に、新たな基準を満たす遮水工をしながら、最終処分場を再築する考えでございます。

ただ、その間は現年発生する飛灰と焼却灰がございますので、それにつきましては、引き続きエ

コパークのほうへ搬入させてもらって、新しい最終処分場が完成した段階で、発生する現年灰のほうを埋め立てていくというような計画でございます。

○委員（福田俊一郎）エコパークへの搬出はかさ上げをしながら、そういった今の課長が言われる一連の作業を進めていくということですね。

そうすると、埋立て処分場の容量のほうも、大きくなるというふうに捉えてよろしいですか。

○環境課長（上口敬子）現在のこの委託料の中には、埋立て廃棄物を掘削して持ち出す分と、現年で発生する飛灰焼却灰のほうも、エコパークのほうへ搬出する費用が含まれております。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△陳情第1号 ゼロカーボンシティ宣言に関する陳情

○委員長（帯田裕達）次に、陳情第1号ゼロカーボンシティ宣言に関する陳情を議題といたします。

それでは、陳情文書表については、配付してありましたので、朗読を省略します。

それでは、本陳情について当局の補足説明を求めます。

○環境課長（上口敬子）委員長、ここで資料のほうを配付させていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

○委員長（帯田裕達）どうぞ。

[資料配付]

○環境課長（上口敬子）今、お手元に地方公共団体の実行計画について、説明する資料を配付させていただきました。

この計画というのは、地球温暖化対策の推進に関する法律、通称温対法と呼ばれます。こちらの第21条に基づき、都道府県や市町村に対し、地球温暖化対策の推進のために計画策定が求められているものでございます。

この計画には、記載のとおり事務事業編と区域施策編の2種類がございます。

ちょうど中ほど（1）地方公共団体実行計画

（事務事業編）を御覧ください。

事務事業編は、市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画でございます。

陳情書の1-2ページの4趣旨のまとめの5行目辺りに書かれております地球温暖化対策実行計画とは、この計画のことを指しております。

事務事業編は、全ての都道府県及び市町村に策定の義務がございます。本市も、第3次薩摩川内市役所環境保全率先行動計画を策定しておりまして、市役所の事務及び事業に伴う温室効果ガスの排出削減に向けた具体的な取組を実施しているところでございます。

下のほう、（2）区域施策編、こちらは四角囲いの中に記載がございますように、策定の義務があるのは都道府県、政令都市及び中核都市となっております。その他の市町村は策定に努めるとなっておりまして、本市では策定していないところでございます。

区域施策編は、その区域の自然的・社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項を定める計画でございます。

計画期間に達成すべき目標を設定しまして、その目標を達成するために実施する措置の内容を定めるものでございます。

ちょっと記載はないんですけども、項目といたしましては、再生可能エネルギーの導入、省エネルギーの促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、緑化推進、廃棄物等の発生抑制など、循環型社会形成等がございます。

続きまして、ゼロカーボンシティの定義ということについて、ちょっと御紹介いたします。

ゼロカーボンシティの定義について、環境省は、「2050年に二酸化炭素を実質ゼロにするということを目指す旨、首長自らがまたは地方公共団体として公表された地方自治体」と定義づけております。

表明のやり方につきましては、議会の場であったり、定例記者会見やイベントにおいて、報道機関へのプレスリリースで、自治体のホームページ上において、といった例が示されております。表明に当たって、何か特別な縛りがあるのかと県に確認をしましたところ、「特に縛りはない」とい

う回答を頂いております。

しかしながら、ゼロカーボンを目指すということは、地域における具体的な取組が必要であるのではないかと思います。「いつまでに」「どの数値を」「どのくらいに」設定するのか、その目標達成のために何をしていくのか、どのように減らしていくのかといった計画のようなものが必要ではないかと考えています。先ほど説明しました地方公共団体実行計画の区域施策編の策定のようなものが必要になるのではないかなと考えているところです。

それには、本市内の産業部門、民生家庭部門、民生事業部門、運輸部門、こういったものの温室効果ガスの排出量の状況でございますとか森林吸収源など、そういったものの現状把握が必要となってまいります。現在、本市では、そのような情報を持ち合わせておりませんので、調査や分析を行わなければならないのではないかなと考えています。

その後、地域の合意形成を図る作業へと進むと考えられます。計画づくりには予算も伴いますし、策定完了まではある程度の年数を要するのではないかなと予想をしているところです。

**○委員長（帯田裕達）** ただいま説明がありましたが、陳情の内容等を含め、当局に確認したい事項があれば質疑を行い、その後、委員間の自由討議により審査を進めたいと思いますので、よろしくお願ひします。

それでは、質疑はありませんか。

**○委員（井上勝博）** 先ほどもあった、環境課の中では、クリーンセンターのことがあるわけですね。それで、ここはやっぱり焼却すれば、当然、CO<sub>2</sub>が排出されると。ゼロカーボンということは、ゼロにするっていうことになるわけですから、クリーンセンターの在り方自身を考えていかなくてはいけないと思うんですが。

仮に、ゼロカーボンシティ宣言ということになれば、当然そのことも含めて検討していくということになってくるんでしょうか。

**○環境課長（上口敬子）** おっしゃるとおり、クリーンセンターはごみを焼いておりますので、CO<sub>2</sub>が発生します。実際、本市の率先行動計画の中でも、やはり焼いておりますので、その部門で発生量が増えているという事実はございます。

2050年のゼロカーボンといいますと、30年後という形になりますので、30年後にはクリーンセンターのほうも躯体自体が耐用年数を迎えますので、当然、新たな施設をどうするのかっていう議論が、それよりまだ早い段階でなされることとは考えております。

**○委員（井上勝博）** あと、そういうクリーンセンターだけじゃなくて、ほかに考えられることっていうのはどういうのがあるんですか。CO<sub>2</sub>排出を抑制するという点では。

**○環境課長（上口敬子）** 例えば、国が示しているゼロカーボンに向けた取組として考えられる主なものという例示がございます。その中には、現在既に実施されている建物等に関する省エネ化、照明のLED化であるとか空調の効率化等といったものがございます。

これは実際、市役所としても実施している内容でございますが、今後、温暖化対策として資する施策としての例が示されているのが、生産活動に関する省エネ化です。例えば、生産現場におけるラインの配置の見直し等による生産性の向上であるとか、生産設備の効率化、それから、IT化、集約化等による省エネ化、共同配送であるとか、共同出荷作業場の整備による配送面の合理化、試験研究新商品開発、その他として、例えば自転車を利用した観光ルートの作成や、環境に配慮したイベントの実施。こういったものが、環境省のほうでは例示が示されているところです。

**○委員（瀬尾和敬）** ここに、県内で既に宣言されている、鹿児島市、知名町という名前が出てきていますが、この宣言の方法、内容というのは調べてありますか。

**○環境課長（上口敬子）** 私どものほうで資料収集はさせていただいているところです。鹿児島市におきましては、先ほど御紹介しました区域施策編、こちらをつくっております、地球温暖化対策アクションというのをつくっていらっしゃいまして、その中で2050年にCO<sub>2</sub>ゼロを目指すということを記載されて、今から更に内容の計画の見直しを行うところだというふうに聞いております。

あともう一個は、知名町さんなんですけれども、知名町さんのほうは、全町民が家庭生活、社会生活、産業生活において、4Rの徹底に努めますと

いったような記載でありますとか、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの自給率向上を目指す、自然環境を守り、豊かな森林を生かしたまちづくりを実現しますといったことを宣言されています。

**○委員（瀬尾和敬）** 先ほど課長のお話をお伺いしておりましたら、「これ何年もかかるから、これを宣言するのは大変だよ」というふうに聞こえたんですけど。やはり、これは今、世界的な流れであり、日本の流れでもあるし。

しかし、私はこれは、ここはもう、結論を言うといけないんですが、宣言をすることを目標にして、やっぱり市自体として取り組んでいくべきなんだろうなというふうに、私自身は考えるんですけど。といて、課長のコメントは求めませんが。正直申し上げて、この陳情書を見たときに、これは私自身も議員として、本来ならば政策提言をしてもすべきであったと。この陳情者に、それこそ「もっとしっかりと勉強しなさいよ」と提案を受けたような気がして。そういう気持ちで、今いるんです。

当局の方々も大変でしょうけど、やっぱり取り組んでいくべきじゃないかなというふうに、私自身は熱烈に思っています。

以上、意見を申し上げます。

**○委員長（帯田裕達）** ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（帯田裕達）** それでは、ここで質疑を一時中止し、委員間の自由討議を行います。自由討議としたい論点、または、その他御意見はありませんか。

**○委員（井上勝博）** 私もこの気候変動問題ってというのは、最近よくテレビでも取り上げられて、この10年間でやっぱり勝負と。もし、仮に10年間の間に地球の平均気温を1.5度に抑えられなければ、人類がもう何をしたら、自然発生的に、もうどんどん温暖化が進んでいくという恐ろしい話がNHKなんかでも特集されておまして。私たちの物すごい責任があるんだなと思っっているわけですが。その辺の認識ってというか、委員の皆さんの認識を、ちょっとお聞きしたいなと思っっているんです。

**○委員（犬井美香）** 井上委員の御質問にお答えするんですけど。

私も、2030のNHKで特集があって、そのテレビをずっと、3回シリーズがあったので見る中で、やはり、もう2050年は待ってられないという気持ちが本当にありました。

今からもう本当に動いていって、やっぱり市民の意識、先ほど課長も言われましたけど、市民の意識を、やはり少しずつでも変えていって行動変容につなげていかなければ、この問題というのはなかなか。字面ではゼロカーボンなんですけど、達成することというのは本当に難しいのではないかとこのNPOの方々がその思いをもって、先ほど瀬尾委員も言われましたが、私たちにもちゃんと動いていけよということではあると思いますので、とても大切なことだと思っています。

**○委員（落口久光）** まず、気候変動の件については、今、異常気象とかいうのを言われて久しいので、それに対しては、いろいろしないといけないというものは、私も同じ意見であります。

ただ、最近、地球温暖化とは逆行して、寒冷化の説を唱えていらっしゃる学者の方々も、ここ最近出始めていますので、ここは専門家の方々ももっと幅広い知見で検討していただかなければいけないですから、それに対しては、専門家の方々の、もっと積極的な議論と調査を待ちたいとは思いますが、すけれども。

片や二酸化炭素については、一部は地球温暖化ガスというような紹介をされていますので、これを削減するというのは、必要であろうと思っています。

ただ半面、日本の場合は、全世界で見たときにCO<sub>2</sub>の排出量が3%しかないということと、それ以外で、1位、2位のところで30%、20%、ほぼ半分を排出しているところがありますので。日本が頑張って削減はする必要はあるのかもしれないですが、日本の持つ技術力で、今いっぱい二酸化炭素を出しているところのそのCO<sub>2</sub>を、吸収分解、もしくは処分するような技術力を提供することのほうが、多分、世界に対しての貢献度は、やっぱり大きいのではないかなというふうに思っているところです。

具体的な例を挙げますと、一番、二酸化炭素を出している国は、相当効率の悪い石炭火力発電を使っているというふうにも聞いていますので。そ

れが今、日本の場合は、石炭火力発電は売れない  
というような風潮にはなっていますが、それに切り  
替えるだけでも、多分、この30%というのが  
半分ぐらいまで落ちる可能性があるとかというの  
を考えますと、そちらのほうの技術を向こうのほう  
にも提供する。向こうが使わないっていうような  
風潮があるみたいですので、そこをうまく何とか  
打開しながら、少しでも高効率なものに替えて  
いっていただきながら。

日本の場合は、さらに、発生した二酸化炭素を  
うまく吸収とか分解とか。今は、地層の中に埋め  
るっていう技術の検証をずっとやっているみたい  
ですので、そういうものを全面的に進めながら、  
日本の技術力で世界に貢献するというやり方も一  
つの手かかと思えますので、いたずらに発生させ  
ないという方向で行きますと、地球規模で見たと  
きに、ほとんど減らないという可能性があります  
ので。

実際、展開する場合においては、広い視野に立  
って、減らすだけではない、発生したものを、ま  
た違った形で収納、分解する方法もあるんだとい  
う視野に立って、やっていっていただければなど  
いうふうな思いで私はいます。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）それでは自由討議を終  
わり、ここで質疑に戻します。そのほか質疑はあ  
りませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）それでは、質疑を終了  
いたしますが、本陳情の取扱いはいかがいたしま  
しょうか。

○委員（瀬尾和敬）採決をお願いします。

○委員長（帯田裕達）ただいま採決の声があ  
りますので、これより討論、採決を行います。討  
論はありませんか。

[「討論あり」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）ただいま討論の声があ  
りますので、これより討論を行います。まず、本  
陳情に反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）次に、本陳情に賛成の  
討論はありませんか。

○委員（井上勝博）いろいろ気候変動の原因が

CO<sub>2</sub>であるのかないのかという議論も、ネット  
を見れば確かにあります。しかし今、二酸化炭素  
の排出がどんどん増えている、これはもう現実で  
あって、同時に各地で、世界的な規模で異常気象  
が起こってきている。その関連性は本当にあるの  
かどうかという議論をしている間に、私たちがCO<sub>2</sub>  
を出し続けるっていうことは、いけないと思  
うんです。

だから、やっぱりまず原因の一つであると考え  
られるものならば、私たちが努力して何とかして  
それを回避できるならば、その努力を進めるべき  
であるというふうに思うんです。そういう物理的  
な科学的な検証っていうのは専門家同士で話し合  
っていけばいいんだけど、私たちにできることは  
何かあっていったら、もう二酸化炭素を減らすとい  
うことしかないわけですので、やっぱり、ぜひと  
もゼロカーボンシティ宣言ができればなどというふ  
うに思います。

○委員長（帯田裕達）次に、反対の討論はあ  
りませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）次に、賛成の討論はあ  
りませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）これで討論を終わります。

これより起立により採決を行います。本陳情に  
ついて趣旨を了とし、採択すべきものと認める  
ことに賛成する委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○委員長（帯田裕達）起立多数であります。

よって、本陳情は採択すべきものと決定しました。

以上で、陳情第1号の審査を終わります。

#### △所管事務調査

○委員長（帯田裕達）次に、所管事務調査を  
行います。

当局に説明を求めます。

○環境課長（上口敬子）市民福祉部の委員会  
資料1ページをお開きください。

令和2年9月の台風10号によりまして、甌島  
地域で発生した災害廃棄物の処理状況について御  
報告いたします。

島内6か所に設けた仮置場は、記載のとおり現

在、段階的に処理を進めているところでございます。現在の処理状況は、下甌多目的広場の搬出処理を終えまして、上甌クリーンセンター内の処理を行っているところでございます。残り4か所につきましては、本年の10月をめどに処理を終えるよう計画を進めております。

続きまして、次の2ページのほうをお願いいたします。

快適環境づくり補助制度の一部見直しについて説明いたします。

各表の左側が見直し前で、右側が来年度以降の見直し後の内容となっております。

1、補助対象事業につきまして、花の名所づくり事業と環境学習活動につきましては、今後の利用が見込めないため、対象事業から削除させていただきました。

2、補助対象経費につきましては、道具類です。税抜き単価5,000円未満の、こちらの購入費を補助対象外といたしました。

表の下のほう、注意書きのアからウにございませうように、道具類は団体保有の備品となりまして、団体の運営補助に当たる可能性がございます。事業に直接必要とされる材料に限りまして、必要と認められる数量のみを経費として認めることといたします。

3、団体区分、補助率及び上限額の見直しにつきましては、これまで団体区分が七つに分かれて、大変複雑でございました。こちらは再編して、シンプルにしたところです。

右側の表の下のほう、経過措置を御覧ください。

上限額の見直しを行ったことによりまして、前までは10万円もらえた団体が8万円になるところもでございます。その経過措置を設けさせていただいております。

令和3年度のみは、新区分の(2)または(3)の団体が8万円で補助金の交付決定を受けた場合には、2万円以内の増額変更申請を1回限りでございますが認めることといたしました。通常、増額変更は認めておりませんが、今回は特例措置としております。

次ページをお開きください。

4、端数処理につきまして、こちらは本市の他の多くの補助金と同様の取扱いに変更させていただきます。今まで100円未満だったものを

1,000円未満という形で端数処理をさせていただきます。

この見直し内容につきましては、利用されている各団体へも個別に連絡いたしました。そのほか各地区コミュニティ協議会の皆様へも周知を行ったところでございます。

○委員長(帯田裕達) ただいま当局の説明がありましたが、これを含めて所管事務全般について、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員(井上勝博) 一般質問で取り上げましたエコパークのことで、阿茂瀬川の調査は、水質検査はやられているかっていうことで、白書を見ましたら、ありました。ちょっと私も見つけられなかったものですから。

ただ、ダイオキシン類についての調査っていうのが、ちょっと阿茂瀬川でやっているのかどうかなんですけど、そのことを確認したいんですけど。

○環境課長(上口敬子) 村岡グループ長のほうに回答させたいと思うんですが、よろしいでしょうか。

○主幹兼生活環境グループ長(村岡 実) 阿茂瀬川自体ではダイオキシン類の調査は実施しておりません。阿茂瀬川から勝目川に合流したその後、岩坂橋というところで実施しております。

○委員長(帯田裕達) ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(帯田裕達) 質疑は尽きたと認めます。

以上で、環境課の審査を終わります。

ここで、休憩します。再開は、15時10分といたします。

~~~~~

午後3時 休憩

~~~~~

午後3時10分開議

~~~~~

○委員長(帯田裕達) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

△保険年金課の審査

○委員長(帯田裕達) 次は、保険年金課の審査に入ります。

△議案第15号 新型コロナウイルス感染

症に感染した薩摩川内市国民健康保険の被保険者等に対する傷病手当金に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（帯田裕達） まず、議案第15号新型コロナウイルス感染症に感染した薩摩川内市国民健康保険の被保険者等に対する傷病手当金に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○保険年金課長（山元 茂） それでは、御説明いたしますので、市民福祉部の議会資料1ページを御覧ください。

まず、令和2年4月に制定いたしました、国保被保険者等に対する傷病手当金に関する条例におきましては、1に記載のとおり、新型コロナウイルス感染症の定義を新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2に規定するものとしておりましたけれども、2を御覧ください。

令和3年2月3日に公布され同年同月13日に施行されました、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律におきまして、附則第1条の2が削除されることとなりました。

3を御覧ください。

削除されたことに伴いまして、引用規定がなくなったことから、新たに新型コロナウイルス感染症を規定するため、このたび条例改正を行うものでございます。

新しい規定につきましては、削除された改定前の新型インフルエンザ等対策特別措置法の附則第1条の2の規定を用いて定めることといたしましたところでは、

改正案は、参考に記載のとおりでございまして、条例に新型コロナウイルス感染症の定義を直接記載することとしたものでございます。

○委員長（帯田裕達） ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。御質問願います。

○委員（井上勝博） 事前に、勉強してなかったものですから、このことによって、この条例によって、感染した方がどういう恩恵を受けるというのか、そういうことなのか、そこをもう少し説明していただけますか。

○保険年金課長（山元 茂） そもそも傷病手当といえますのは、もともと健康保険とか、社会

保険にあったものですけれども、その事業所で働く方々が病気等をした場合に、その手当も保障するというものでございます。

国民健康保険には、この規定がございまして、いわゆる国民健康保険の事業所で働く人という前提になりますので、対象者が少ないとか、そういうことであつたんだろうと思うんですが、そういう方においても、同じように、今回コロナが発生したことにおいて、PCR検査を受けたりとか、そういうことの治療を受ける期間が、3日以上休む機会があつた場合には手当を出すということで、そういう法整備をした、それに伴って条例を制定したということです。

○市民福祉部長（小柳津賢一） 私のほうから補足いたします。

今回の改正はあくまでも形式的な改正で、一引用条文の削除に伴って、新型コロナウイルス感染症の定義をどっかに定めないといけないのでございますので、課長が今御説明した、傷病手当金の扱いが、今回の改正の前後で変わるということではございません。

○委員（井上勝博） 今、例えば感染した人が会社を休んだら、保険から休業手当が出ます。国民健康保険に加入して、事業者さんが仮に感染して2週間は休まないといけないといった場合に、もう既にそれは傷病手当がきちんと出ていたという理解でよろしいんですか。

○保険年金課長（山元 茂） 施行日が4月30日ですから、それ以降対象者があれば、手当を支給する状態になっています。

○委員（井上勝博） つまり、やはり事実上今までは出なかったと、そういう方は言わば休業手当みたいなのはなかったと。2週間、もし仮に感染して、無症状の方でも感染する場合があつて、家で待機する、仕事ができないという場合は、これまではどうだったんですか。

○保険年金課長（山元 茂） 今の御質問というのは、コロナウイルスに対するものですよ。コロナが出たのが、昨年1月、2月だったと思うんですけど、それに併せて改正をしておりますので、そういうことではございません。

○委員長（帯田裕達） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達） 質疑は尽きたと認めま

す。

これより討論、採決を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第29号 令和3年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（帯田裕達）次に、審査を一時中止しておりました議案第29号を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○保険年金課長（山元 茂）まず、歳出から説明いたしますので、予算調書の135ページをお開きください。

事項国民年金事務費については765万9,000円の増額を行っております。この主な要因は、一般職員1名分の給与等人件費の増でございます。

次に、下の段になります。

事項国民健康保険対策費から、136ページをお開きください、事項後期高齢者医療対策費については、前年度と同内容の予算計上となっているところでございます。

次に、歳入について、御説明いたします。

予算調書の31ページをお開きください。

1行目の国庫負担金から雑入におきましては、全て前年度と同様の予算計上となっているところでございます。

次に、債務負担行為について御説明いたしますので、予算書の8ページをお開きください。

保険年金課分は表の下から6段目の長寿健診受診券作成等業務委託で、健診事業者との日程調整により、早期に受診券を発送する必要があるため、100万円を限度として設定しているものでございます。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑

願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△議案第35号 令和3年度薩摩川内市国民健康保険事業特別会計予算

○委員長（帯田裕達）次に、議案第35号令和3年度薩摩川内市国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○保険年金課長（山元 茂）それでは、御説明いたしますが、まず最初に、歳入の国民健康保険税の関係につきましては、税務課のほうから説明いたしますので、御了承いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、予算内容について歳出から、主なものについて、御説明をさせていただきます。予算調書の283ページをお開きください。

事項一般管理費から284ページ下段、事項運営協議会費につきましては、前年度と同様の予算計上となっております。

次に、285ページをお開きください。

事項一般被保険者療養給付費から、287ページ上段、事項審査支払手数料につきましては、一般被保険者と退職被保険者別の疾病等に係ります療養給付費や、鍼灸等に係る療養費、いわゆる現物給付を、また審査支払事務に係る手数料で要求しております。昨年度と同様の予算計上をしておるところでございます。

次に、287ページ下段、事項一般被保険者高額療養費から、289ページ上段、事項退職被保険者等高額介護合算療養費につきましては、いわゆる現金給付となりますけれども、昨年度同様の予算計上しておるところでございます。

次に、289ページ下段、事項葬祭費から291ページ下段、事項出産育児一時金支払手数料につきましても、前年度と同様の予算計上となっております。

次に、292ページ上段、事項一般被保険者医療給付費分から294ページ上段、事項介護納付金分は、県に納める国民健康保険事業費納付金でございますが、対前年度3億2,725万7,000円減額をしております。

主な理由としましては、療養給付費等に係る、国等の公費補填分の増に伴い、市町村の負担分が減額されたことに伴うものでございます。

次に、295ページをお開きください。

事項特定健診保健指導事業費から、296ページ下段の事項早期介入保健指導事業費は、市民の健康増進及び医療費抑制を目的とした各種保健事業に係る経費でございます。前年度と同様の予算計上をしているところでございます。

次に、297ページをお開きください。

下段の事項一般被保険者保険税還付金から299ページ上段の事項その他償還金までは、それぞれ前年度と同様の予算計上をしているところでございます。

また、次に、299ページ下段、直営診療施設勘定繰入金は、甞島地域の国保直営診療所の運営に係る赤字補填分として交付された、調整交付金を、施設勘定特別会計へ繰り出すものでございます。対前年度4,801万4,000円減額をしており、主な理由は、診療所施設整備費の減額でございます。

次に、300ページをお開きください。

上段、事項一般会計繰入金及び下段、事項予備費は、前年度と同様の予算計上となっております。

以上が、歳出になります。

続きまして、歳入について御説明いたしますので、前にお戻りいただきまして、予算調書の280ページをお開きください。

まず、税務課のほうから国保税等の説明の後、引き続き保険年金課分を説明させていただきますので、よろしく願いをいたします。それでは、税務課のほうから説明をお願いします。

○税務課長（佐多誠一） 予算調書の280ページをお願いいたします。

1款1項国民健康保険税1目一般被保険者国民健康保険税は、75歳未満の加入者全員が対象となります医療給付費分及び後期高齢者支援金分と、40歳から65歳未満の加入者が対象となる介護納付金分、それぞれ現年課税分と滞納繰越分合わせて、前年度より4,906万5,000円減の14億9,292万4,000円を計上しております。

2目退職被保険者等国民健康保険税は、退職被保険者等に係る医療給付費分、後期高齢者支援金

分及び介護納付金分の現年課税分と滞納繰越分合わせて、前年度より15万1,000円増の186万5,000円を計上しております。

退職被保険者等国民健康保険は、平成26年度までの間に退職した者が、65歳に達するまでの間は、経過措置として存続されてきた制度であり、現在までに加入者全員が65歳に達したこと等により、当初予算編成時点で既に対象者がいなくなっておりますが、今後、資格要件等の過誤調整、転入等により該当者が生じる場合もございますので、医療、介護、後期高齢の各現年度課税分において1,000円ずつを計上しております。

2款1項2目の督促手数料は、前年度と同様でございます。

○保険年金課長（山元 茂） 引き続き、同じく280ページ下から5行目になります。県補助金のうち、保険給付費等交付金、普通交付金分は、県から交付されます本市のそれぞれの療養給付費見込額分を計上いたしておるところでございます。

次に、281ページをお開き下さい。

上から6行目からの特別交付金分は、説明欄に記載しておりますけれども、保険者の健診受診率や収納率等に応じて配分される保険者努力支援分と、精神・結核療養費等の特殊要因に対して交付されます特別調整交付金と、特定健診に付随します経費に対する補助にあたる県繰入金（2号分）と、特定健診に係る補助分の特定健診等負担金をそれぞれ計上しているところでございます。

282ページを御覧ください。

1行目財産運用収入は国民健康保険基金の利子分を、次に、3行目他会計繰入金は、一般会計からの法定内繰入金分でございます。内訳としまして、保険基盤安定繰入金が対前年度1,417万2,000円の減額、財政安定化支援事業繰入金が対前年度1,633万円減額しておりますけれども、これは、県からの指示額による減額でございます。

また、出産育児一時金に係る繰入金は、対前年度4,200万円減額をしておりますけれども、これは、前年度の実績見込みに基づき減額した金額を計上しているところでございます。

次に、6行目基金繰入金は、国民健康保険基金からの繰入分でございます。対前年度1億5,905万6,000円を減額しておりますが、

主な要因は、歳出の県への事業費納付金が減額となったことによるものでございます。

次に、7行目繰越金は、前年度からの純繰越金でございます。

次に、8行目延滞金、加算金及び過料は、過年度保険税の延滞金。11行目雑入では、交通事故等の賠償に係ります第三者納付金や過誤調整による医療機関からの返納金、また、健康教室等の参加者負担金分をそれぞれ計上しているところでございます。

次に、債務負担行為について説明いたしますので、予算書の296ページをお開きください。

債務負担行為につきましては、国民健康保険税納税通知書作成等業務委託は、納税通知書発送までの日程調整により早期に作成する必要があるため、253万7,000円を限度として設定し、国民健康保険特定健康診査受診券作成等業務委託は、健診事業者との日程調整により早期に受診券を発送する必要があるため、105万9,000円を限度として設定するものでございます。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）納付金が3億7,000万円の減額ということになって、納付金が、国保税を決定する要因でもあるから、今後についてはどうなるか分らんというのが、今までの考えだったんですが、今回下がったということなんです。そのことによって、納付金が上がれば国保税を上げるけれど、納付金が下がったら国保税を下げるという考え方はないんでしょうか。

○保険年金課長（山元 茂）この納付金といいますのは、平成30年度から財政所管が県になりまして、県に納めるお金でございます。

いわゆる、実際に薩摩川内市の市民の方が、医療費として使った部分、県内43市町村、そういうものに医療費分と、あと人口割とかで求められる金額でございます。単純にそのお金が上がったから、下がったからということが、直接的に保険税が上がる、下がるという考えは、若干ちょっと違うのかなと思っています。

○委員（井上勝博）上がるときは、今回納付金が高額になってきたというお話もあるわけで、医

療費が下がったからこれだけ下がったというふうには、私も思わないんですが、納付金というのが減ったわけだから、やはり従来から国保税は高いということで、資格証を出されている方とか、短期証を出されている方とかいらっしゃるわけです。

直近でいうと、まず資格証と短期証の人数は分かかりますか。

○国保グループ長（森山一美）短期証の人数ですけれども、2月時点でお伝えいたします。短期証の発行が767人、資格証の方が70人になっております。

○委員（井上勝博）あと、現在の滞納者数、滞納額は幾らあるでしょう。現年でいいですけど。

○保険年金課長（山元 茂）2月末現在で申し上げますと、1億9,853万1,358円になると思います。

○委員（井上勝博）後でまた詳しい数字は教えていただければありがたいです。

とにかく、かなりの方が滞納されている。私は薩摩川内市で、今度本当すばらしいことをされたなって思っているのがあるんです。それはコロナ減免をやられて、19市の中で一番頑張って減免されているというのが分かってすごいなと、そういう点では努力されていると評価しているんですが、同時にやっぱり国保税が高いということで、よく聞くんです。介護保険料とか、国保税とか高いと言われるわけです。

それで、納付金が減額されたということもあれば、やはりコロナ禍でもありますし、国保税を下げるという選択も検討されてもよかったんじゃないかなと思うんですか、いかがでしょうか。

○保険年金課長（山元 茂）国保税の増につきましては、今委員の御指摘の負担金下がったからということで、先ほどの繰り返しになるんですが、県が財政主体となりまして、納付金につきましては、県のほうから来る指示額で納めております。

今後、前に持原議員がおられた頃に、国保税の賦課のこととかも出て、3方式の話も出てまいりました。

県が主体になって、まず47都道府県の中において、統一保険料を定めていくという方向に今あります。その中で、各自治体においては、繰上充用とか、法定外繰入れをやっている各市町村があ

りまして、まずそういうものを解消してから、保険料統一していこうという方向にあります。

その中で、前の議会のときにも御回答したと思うんですが、本市においては県下の19市のうちの大体真ん中ぐらいの保険料の設定になっております。ただ、これは単純に供給できるいろんなサービス等を含めまして、高い安いという議論にはなりません。賦課のやり方も様々違いますので、まずは今当課では、その4方式を3方式に変えていくことを、税務課と協議をしていっております。

そういう中で、伸びてくる医療費でありますとか、様々な要因に対してできるだけ、今現実的に当初予算を組む場合でも、基金から取り崩して歳入確保をしている状態でございますので、様々な観点で住民の方に不利益を被らない形で、できる限り抑制する形で設定はしてまいりますけれども、今の時世柄、県の標準負担額よりも、今、薩摩川内市は低い設定になっておりますので、それを標準額に戻していく作業だけでも上がる要因がございます。

また、賦課方式を変更することで上がる要因になります。上がる要因はあるんですけども、下がる要因がなかなかない中で、上げないとか、下げていくという議論というのは、なかなか難しいところがあると思います。

そういうことを含めまして、必要な時期にできるだけ市民の方に負担のかからない設定をする形で、お話を今後議会のほうにもしていきたいと思っております。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

[「討論あり」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）ただいま討論の声がありますので、これより討論を行います。

まず、本案に反対の討論はありませんか。

○委員（井上勝博）当局の努力も確かに、私はあると思います。国保税そのものの仕組みに、事業者負担というのが、国保の場合はないわけで、その代わり国が出している金があるわけですが、国がどんどんその負担割合を減らしてきたという

ことが、今回の国保の問題になっているわけですから、市の当局の責任だけを言っているわけではありません。

ただ、市民の中には、やはり国保税は払い切れないという声があるということから、保険料の引下げを求めて、今回の会計には反対いたします。

○委員長（帯田裕達）次に、賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）これで討論を終わります。

採決します。採決は、起立により行います。

本案を、原案のとおり可決すべきものと認めることに賛成する委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○委員長（帯田裕達）起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第38号 令和3年度薩摩川内市後期高齢者医療事業特別会計予算

○委員長（帯田裕達）議案第38号令和3年度薩摩川内市後期高齢者医療事業特別会計予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○保険年金課長（山元 茂）それでは、まず、歳出から御説明いたしますので、予算調書の348ページをお開きください。

上段の事項一般管理費は、後期高齢者医療保険料の徴収事務に係る経費を計上しております。

下段の、事項後期高齢者医療広域連合納付金は、被保険者から徴収した保険料や保険基盤安定負担金を広域連合へ納付する経費を計上しており、対前年度1,422万9,000円増額をしておりますけれども、これは、鹿児島県後期高齢者医療広域連合からの指示によるものでございます。

次に、349ページをお開きください。

事項一体的実施推進事業費は、令和2年度から新規で取り組んでいる事業でございます。高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に係る事

業費分で、対前年度621万4,000円増額をしております。これは、実施地区を1地区増やしたことに伴います、人件費等の増が主な要因でございます。

続きまして、歳入について御説明いたしますので、お戻りいただきまして、347ページをお開きください。

1行目後期高齢者医療保険料から4行目手数料までは、前年度と同内容の予算計上となっております。

次に、5行目一般会計繰入金は、一体的実施推進事業に従事します職員の人件費分の繰入れと、低所得者に係る保険料軽減に対する公費補填分であります、6行目保険基盤安定繰入金でございます。前年度と同様の予算計上となっております。

次に、7行目繰越金から9行目償還金及び還付加算金も、前年度と同様の予算計上となっております。

最後に、10行目雑入は、先ほど歳出の説明の際に申し上げました、事項一体的実施推進事業費に係ります、鹿児島県後期高齢者医療広域連合からの補助分で、細節におきまして、後期高齢者医療制度特別対策補助金のインセンティブ分と一体的実施分をそれぞれ計上しております。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）この後期高齢者医療は、普通徴収と特別徴収でやられていると思いますけれども、それぞれの徴収者数、最近のいいんですけど、あと、普通徴収というのが直接払うお金だったと思うんですけども、滞納者が何人いらっしゃって、額が幾らで、そして実際に資格証になっている。資格証はないのか、あるのか、その辺どういう状況か教えてください。

○保険年金課長（山元 茂）グループ長から答えさせます。

○高齢者医療グループ長（外山律子）まず、後期高齢者の特別徴収と普通徴収なんですけど、およそなんですけれども、特別徴収は1万1,000人、普通徴収が4,500人程度となっております。

今の納期が到来した分までの滞納の額なんですけど、滞納繰越分で、現在2月末で598万

9,800円。現年度の方で828万6,800円の未納が生じております。

○委員（井上勝博）現年がちょっと書けなかったんで、もう一回教えていただきたいのと、実際、保険証が停止というかな、資格証でしたっけ、そこら辺が、どうなっているか教えてください。

○保険年金課長（山元 茂）現年度の数値は、またグループ長のほうから答えさせますけれども、後期高齢は制度上は、資格証、給付の制限というのはあるんですけども、厚生労働省の平成20年度の通知において、資格証については発行しないというような旨が示されておりますので、全国で資格証が出ている人は一人もない現状でございます。

現年度の数値については、グループ長のほうから説明します。

○高齢者医療グループ長（外山律子）現年度分の保険料の未納額ですが、828万6,800円となっております。

○委員（井上勝博）短期証はあるんじゃないですか。短期証の発行は、その人数を願います。

○高齢者医療グループ長（外山律子）2月末現在で、2か月証をお出ししている方が15名、1か月証をお出ししている方が6名となっております。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

これより、討論、採決を行います。討論はありますか。

[「討論あり」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）ただいま討論の声がありますので、これより討論を行います。

まず、本案に反対の討論はありませんか。

○委員（井上勝博）後期高齢者医療制度というのは、かつて民主党政権のときに、このことが大きな争点になって、廃止ということを1回決めているんですけど、また復活していて、その後私は、本会議で、後期高齢者医療制度に反対をずっと続けてきております。

なぜ反対するかといいますと、後期高齢者と前期高齢者を別枠扱いにして、そして高齢者の医療

費が増えていけばいくほど、保険料を上げる仕組みにしているという、非常に冷酷な制度になっているということ。

そして、もう一つは、それまでの老人保険では、滞納しても、短期証になることはなかったんですけども、後期高齢者になってから、短期証を発行するというので、今、聞いたんでは、多くの方が現在、そういう短期証で不便な思いをされているということから、この後期高齢者医療制度そのものに反対ということで、反対の討論といたします。

○委員長（帯田裕達）次に、本案に賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）次に、反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）これで討論を終わります。

採決します。採決は、起立により行います。

本案を、原案のとおり可決すべきものと認めることに賛成する委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○委員長（帯田裕達）起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△所管事務調査

○委員長（帯田裕達）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。以上で、保険年金課の審査を終わります。

△高齢・介護福祉課の審査

○委員長（帯田裕達）次は高齢・介護福祉課の審査に入ります。

△議案第17号 薩摩川内市上甕総合センター条例を廃止する条例の制定について

○委員長（帯田裕達）まず、議案第17号薩

摩川内市上甕総合センター条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○高齢・介護福祉課長（中俣賢一郎）内容につきましては、議会資料で説明させていただきます。議会資料の3ページをお開きください。

1、提案の趣旨にあるように、住民の文化、教養及び福祉の増進を図るために設置している、上甕総合センターについて、施設の老朽化及び薩摩川内市公有財産利活用基本方針に基づき廃止しようとするものであります。

2、対象財産についてですけれども、施設名称、薩摩川内市上甕総合センターで、位置は、上甕町中甕481番地1でございます。その他、延床面積等及び位置図につきましては、御参照いただきたいと思えます。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（福田俊一郎）議案のほうが出てきましたけれども、これまでここでいろんな事業をされてきていると思いますけれども、そういった事業、今回条例案にあるように、状況等勘案しということでもありますけれども、どういうふうに勘案されたのか、これまでのいろんなイベント等については、今後どういうふうに取り扱われていくのか、それも御説明いただきたいと思えます。

○高齢・介護福祉課長（中俣賢一郎）この総合センターは1階部分で、平成28年まで、ミニ・デイサービスというのを、事業所がされていたんですけども、その事業所も撤退されまして、現在は全く使用しておりません。

ただ、2階部分につきましては、図書館の上甕分館が入っておりますので、図書館としては、まだ御利用されるんですけども、1階部分については、もう利用していないということで、条例の廃止ということでございます。

○委員（福田俊一郎）2階のほうは図書館で利用しているということですから、当分はこの施設については解体をしていくというのはないというふうに、理解してよろしいですね。

○高齢・介護福祉課長（中俣賢一郎）我々の条例を廃止いたしましても、図書分館の条例が残っておりますので、今後取り壊すかというのは、

こちらでは判断できませんけれども、当分の間は施設は継続すると考えております。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

これより、討論、採決を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第18号 薩摩川内市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（帯田裕達）次に、議案第18号薩摩川内市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○高齢・介護福祉課長（中俣賢一郎）内容につきましては、議会資料と、あと生活福祉委員会資料のほうで御説明をさせていただきます。

まず、議会資料の4ページをお開きください。

1、目的でございますが、令和3年度から令和5年度までを計画期間とする、第8期の介護保険料を定めるとともに、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の公布による、介護保険法施行令の一部改正に伴い所要の規定の整備を図ろうとするものでございます。

2、改正の内容でございますが、（1）保険料率の改定につきましては、薩摩川内市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画に関連いたします。

まず、最初に、これらの計画について御説明をさせていただきますので、別冊2となっております、生活福祉委員会資料、高齢・介護福祉課の1ページをお開きいただきたいと思います。

本計画につきましては、昨年の10月から4回の推進委員会を開催し、またパブリックコメントを実施し、1件の御意見を頂きました。これらの

意見等を踏まえ策定したところでございます。

1、計画策定の趣旨、2、計画の位置づけ及び計画期間につきましては、12月の委員会で御説明しておりますので、説明は省略いたします。

2ページを御覧ください。

3、基本理念等についてですが、高齢になっても、安心していきいきと誇りを持ってくらせるまちづくりとし、七つの基本目標及び施策の推進を図るものであります。

3ページをお開きください。

4、高齢者人口及び第1号被保険者の要介護（要支援）認定者数の推移であります。

（1）において、総人口及び高齢者人口の見込みを記載してございます。真ん中と下の二つの表にありますとおり、総人口は減少するものの、高齢者人口は、ほぼ横ばいであると見込まれ、それに伴い高齢化率は上昇するものと推計されます。

なお、高齢者人口の内訳では、上の表の下から3段目、前期高齢者数は令和3年の14,626人をピークに減少傾向に転じる一方、これまで減少傾向にあった前期高齢者の下の段に記載の後期高齢者数が、令和3年以降増加傾向になり令和12年にピークを迎えるまで増加することが予想されております。

なお、下の表では、令和22年までの推計を記載してありますので、御覧いただきたいと思えます。

次に、4ページを御覧ください。

（2）です。要介護（要支援）認定者数の見込みであります。上の表にありますとおり、第8期期間中におきましては少しずつではありますが、増加するものと見込まれ、認定率も令和2年の19.9%から、令和5年には20.5%となる見込みでございます。

また、下の表では、令和22年度までの推計を記載してございますので、御覧いただきたいと思えます。

続きまして、5ページをお開きください。

5、標準給付費及び地域支援事業費の見込みでございますが、（1）標準給付費につきましては、これまでの介護保険のサービス事業量の推移、今後のサービス基盤の整備及び介護報酬改定を見込み、推計しております。

標準給付費見込額は、令和3年度で103億

7,084万円、令和5年度では107億4,013万円と見込んでおります。

(2)の地域支援事業費につきましても、標準給付費と同じような増加傾向を見込んでおり、

(3)合計であります。令和5年度では、114億8,039万円と推計しております。

なお、これらの計画書につきましては、議員の皆様には、4月中旬までには、お配りできるものと考えております。

申し訳ありません、生活福祉委員会資料本編になります。本編の4ページをお開きください。

1、保険料設定についての考え方についてでございます。

(1)保険料上昇原因といたしまして、①のアとイに記載の、第1号被保険者数の推計及び認定者数の推計について記載してあります。

先ほど、第8期介護保険事業計画で御説明したとおり、後期高齢者数及び認定者数の増加に伴い給付費の増が見込まれます。

②の介護基盤の整備(施設整備)につきましては、アとして、地域密着型介護老人福祉施設の新設29床。これは、第7期介護保険事業計画で整備する予定でしたが、応募がなく、第8期においても引き続き公募することとしております。

イです。認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームであります。現在1事業所より、医療療養病床からの転換相談がありますので、介護基盤の整備として予定しているものであります。

ウであります。看護小規模多機能型居宅介護事業所の新設でございますが、第7期期間中に公募を行った結果、令和2年度に応募があり、令和3年度中に開設される予定でございます。

③の介護報酬改定であります。令和3年度において、改定率0.7%の増が見込まれております。

(2)保険料抑制要因といたしまして、①介護給付費準備基金の取崩しによって、保険料の上昇を抑制するものであります。表にありますとおり、令和2年度末で、基金残高が6億5,881万9,000円と見込まれております。このうち約4億円を取り崩す予定としております。

また、②にありますとおり、第7期に引き続き、13段階の所得段階において、保険料の設定を行うこととしております。

次に、5ページをお開きください。

(3)第1号被保険者の介護保険料につきましては、第8期における、3年間の第1号被保険者負担額は62億7,205万円と見込んでおり、表の④にありますとおり、月額6,589円となります。この金額につきましては、先ほど御説明しました、保険料の上昇要因であります後期高齢者数及び認定者数の増加に伴う給付費の増、介護基盤の整備及び介護報酬改定を含んでいる数字であります。

④の6,589円に介護給付費準備基金取崩しに伴う389円を減額し、第8期の介護保険料を6,200円とするものであります。

(4)は所得段階別の介護保険料をお示しております。

第1段階から第3段階の括弧書きは、消費税が10%増税されたことに伴う低所得者保険料軽減措置前の金額であります。参考までに記載してあります。

また、第7段階から第9段階における括弧書きは、第7期までの合計所得金額による区分であり、第8期より改定されるものであります。

その他の改正内容について御説明いたしますので、議会資料の4ページにお戻りください。

(2)その他の改正内容についてですが、アといたしまして、低未利用土地等の長期譲渡所得に係る特別控除額を控除する見直し、イとしまして、第8期計画期間における第1号保険料の基準所得金額の見直し。これは、先ほど御説明いたしました、第7段階から第9段階の境目となる合計所得金額について改正を行うものであります。

ウ、所得指標の見直しについてですけれども、平成30年度税制改正において、給与所得控除・年金所得控除において、10万円引き下げるとともに、基礎控除額を10万円引き上げることとされました。保険料段階の判定において、意図せざるを得ない影響や不利益が生じないように改正するものでございます。

○委員長(帯田裕達)ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員(井上勝博)5ページの表で、年の増加額が、仮に第一段階の方が年間に360円上がります。人数が5,761人ということで、これ

を右と左を掛け合わせて合計すれば、収入の増額になるというふうに考えてよろしいのですか。

○高齡・介護福祉課長（中俣賢一郎）介護保険料につきまして、年度ごとに収入なんかも若干変わってきますので、単純に対比した形で、どれだけ保険料が増えるとかはなかなか言えないところがございますので、年度間の歳入じゃないとなかなか比較はできないところがございます。

○委員（井上勝博）ただ、予算の中で大体この介護保険料、標準額を100円上げることによってどれだけの増収になるという計算をするわけですが、それが幾らになるのでしょうか。

○高齡・介護福祉課長（中俣賢一郎）当初予算の段階で試算したところがございますけれども、現段階では、対前年度91万8,000円しか上がらないんですけれども、ただ、先ほど申しました低所得者の保険料軽減分があります。本来なら、これだけ入る分が、国・県・市の補助分がたくさん入るようになりますので、個人からもらう分につきましてはさほど増えないんですけれども、国・県・市の低所得者保険料に係る補助金といいますか負担分がありますので、その分が次年度で約1億円増えておりますので、その辺を見極めた形の保険料設定になりますので、一概に、100円上げたからといってこの金額が丸々影響するとは、なかなか申し上げられないところです。

○委員（井上勝博）努力をされて、本来ならば6,100円じゃなくて6,500円ぐらいに引き上げなきゃいけないところを6,100円に抑えたというお話でしたので、そういう努力は認めます。評価します。

ただ、やっぱり、では、払う側の人たちの立場というのは、とにかく年金しかないわけですよ。年金しかないから、そこから引かれるのが100円でも多くなるということについて、やはり、それは、非常にこう負担感があるし、将来への不安という形で、金額じゃなくて不安というのが出てくるんですね。その分、年金が減っていくわけですから。

だから、そういう点では、もう限界に近いわけですので、私は、国からはしてはいけないと言われているかもしれないけれども、やはり一般会計からの繰入れなり、基金の取崩しをするなりして、この100円というのをやっぱり抑えるべきでは

なかったんじゃないのかなと、その辺の気持ち、市民側からの気持ち、お分かりでしょうか。

○高齡・介護福祉課長（中俣賢一郎）確かに、今、コロナ禍におきまして値上げをするというのはなかなかどうだろうかという議論もあったんですけども、基金をたくさん投入し過ぎたときに、今度は第9期の介護保険料設定のときに、基金がないと次期の値上げを抑える財源がありませんので、それを考えると、9期に向けて、あるいは、団塊の世代が令和7年にはもう75歳以上に上がってきますので、そこを見越した、どうしても介護保険料の設定をしないといけないので、今回もやむを得ず100円はどうしても上げさせていたかないと、9期あるいは10期、将来の介護保険料の設定にすごく影響があるということで100円の値上げをぎりぎりお願いしているところがございます。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありますか。

[「討論あり」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）ただいま討論の声がありますので、これより討論を行います。

まず、本案に反対の討論はありませんか。

○委員（井上勝博）今、9期、10期を考えるとというお話がありました。確かに、介護保険制度そのもののこの在り方がもう問われてきている。このままいったら、本当にどんどん上がっていく。年金は、物価が下がったからって年金は下がっていくわけですから、その中から天引きされる、金額は上がっていくということになって、もう高齢者は本当にいても立ってもいられんような気持ちになっているというふうに思います。高齢者の気持ちを代弁して反対いたします。

○委員長（帯田裕達）次に、賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）次に、反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）これで討論を終わります。

す。

採決します。採決は起立により行います、本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに賛成する委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○委員長（帯田裕達） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第19号 薩摩川内市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

○委員長（帯田裕達） 次に、議案第19号薩摩川内市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○高齢・介護福祉課長（中俣賢一郎） 内容につきましては、議会資料で説明をさせていただきます。

議会資料の6ページをお開きください。

1、目的でございますが、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布による指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴いまして、薩摩川内市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例、薩摩川内市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例、薩摩川内市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正するものでございます。

2、主な改正の内容ですが、（1）全サービス共通の改正内容については、アといたしまして、感染症対策の強化、イ、業務継続に向けた取組の強化、ウ、ハラスメント対策の強化、エ、会議や多職種連携におけるICTの活用、オ、利用者への説明・同意等に係る見直し、次に7ページをお

開きください、カとして、記録の保存等に係る見直し、キ、運営規定等の掲示に係る見直し、ク、高齢者虐待防止の推進。

（2）その他の改正内容といたしまして、アとして、災害への地域と連携した対応の強化、これは通所系サービス共通でございます。イとして、認知症介護基礎研修の受講の義務づけ、これは通所系、居住系、多機能系、施設系サービス共通でございます。

（3）サービスごとの主な改正内容については、アとして、認知症対応型通所介護につきましては、管理者の配置基準について、事業所の管理上支障がない場合は、本体事業所との兼務が可能になったこと、イとして、小規模多機能型居宅介護につきましては、広域型特別養護老人ホーム等と小規模多機能型居宅介護事業を併設する場合において、管理者・介護職員の兼務が可能となったこと、次に8ページを御覧ください。ウとして、認知症対応型共同生活介護につきましては、認知症グループホームユニット数について、原則1又は2とあるのを3以下とすること、及び、複数事業所で人材の有効活用の観点から、サテライト型事業所の基準が創設されたものです。

エとして、地域密着型介護老人福祉施設につきましては、従来型とユニット型を併設する場合、看護・介護職員の兼務を可能としたこと、口腔管理体制の整備、管理栄養士の配置の位置づけ、個室ユニット型施設について、1ユニットの定員を、おおむね10人以下から、原則としておおむね10人以下として、15人を超えないものとする、事故防止のための安全対策の担当者を定めることを義務づける。

以上が改正の内容でございます。

参考として、各サービスごとの種別を記載してございますので、御参照ください。

○委員長（帯田裕達） ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達） 質疑はないと認めます。これより討論、採決を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達） 討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第29号 令和3年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（帯田裕達）次に、審査を一時中止しておりました議案第29号を議題といたします。当局に補足説明を求めます。

○高齢・介護福祉課長（中俣賢一郎）それでは、歳出から説明させていただきますので、予算調書の145ページをお開きください。

145ページの上段、事項、老人福祉管理運営費から、150ページの事項、労働者福祉対策費まで、おおむね前年度と同内容の予算計上となっておりますが、新たなもの、または、前年度と比較して増減が大きなものにつきましては、145ページになります。下段の事項、老人福祉施設管理費につきましては、主な内容の下から2段目なんですけれども、上甕老人福祉センターキュービクル改修工事費を新規事業として計上しております。

次に、147ページをお開きください。

下段の事項、介護保険対策費につきましては、新規事業として、経費の主な内容の欄の上から4行目、高齢者施設における感染症発生時のサービス提供の相互協力に関する協力金であります。また、介護保険事業特別会計への繰出金が、第8期介護保険事業計画に基づき、介護給付費の増等の見込みを考慮し、対前年約1億2,377万円の増となっております。

次に、148ページをお開きください。

事項、地域介護基盤整備事業費につきましては、地域密着型サービス施設整備分、既存施設の改修等の補助金を計上しております。

次に、歳入について御説明いたしますので、予算調書の35ページをお開きください。

新たなものとしまして、17款2項2目民生費補助金の2行目で、歳出で御説明いたしました地域介護基盤整備事業補助金5,296万

8,000円であります。

その他の歳入は、前年度と同内容の予算計上となっております。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（犬井美香）甕島地域における訪問介護に係る利用者負担軽減事業というのが事業概要の58ページにあるんですけども、それは、訪問介護に係るものなんですけれども、甕島地域じゃないんでしょうか。

○高齢・介護福祉課長（中俣賢一郎）グループ長のほうから答弁させます。

○高齢・介護福祉課介護指導グループ長（福留慎一）甕島地域だけになります。

○委員（犬井美香）それは、何か予算の関係でということですか。訪問介護を本土地域でもしていると思うんですけど。

○高齢・介護福祉課介護指導グループ長（福留慎一）甕島地域においては、本土地域に比べてサービスの種類が少ないということもありまして、訪問介護の利用を促進するというところで軽減を図っているところです。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△議案第37号 令和3年度薩摩川内市介護保険事業特別会計予算

○委員長（帯田裕達）次に、議案第37号令和3年度薩摩川内市介護保険事業特別会計予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○高齢・介護福祉課長（中俣賢一郎）それでは、歳出から説明をさせていただきますので、予算調書の325ページをお開きください。

325ページにつきましては、障害・社会福祉課の所管ではございますが、介護保険事業特別会計予算でございますので、当課より御説明をさせていただきます。

上段の事項、権利擁護事業費及び下段の事項、任意事業費は、前年度と同内容の予算計上となっ

ております。

次に、326ページになります。

上段、事項、居宅介護サービス給付費から、飛びまして、329ページの下段、特例地域密着型介護サービス給付費につきましては、各種居宅サービス給付費を計上しており、前年度と比較して2億8,701万5,000円ほどの増と見込んでおります。

次に、334ページの下段、事項、介護予防サービス計画給付費から、338ページの上段の介護予防住宅改修費までは、要支援1・2の認定者に係る介護予防サービス給付費を計上しており、前年度と比較して3,220万1,000円ほど増加しております。

次に、341ページの下段の事項、生活支援体制整備事業費は、地域包括ケア体制推進コーディネーター業務専門員1名の人件費のほか、地域生活支援業務委託が主なものであります。後ほど、所管事務で御説明いたしますけれども、まるごとささえ愛事業につきまして、地区コミへの補助金から、社会福祉協議会が実施主体となるため、委託料として計上し、前年度と比較して1,427万9,000円ほど増加しております。

その他の歳出につきましては、前年度と同内容の予算計上となっております。

続きまして、歳入について御説明いたしますので、予算調書の317ページをお開きください。

新しいところだけ御説明いたします。317ページです。

一番下の段の4款2項7目介護保険保険者努力支援交付金につきましては、令和2年度から創設された交付金であり、令和2年度におきましては補正予算で対応させていただきましたけれども、令和3年度から当初予算に計上しております。

その他各種国庫補助金等につきましては、給付費の法定負担割合に基づき、前年度と同内容の予算計上となっております。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

[「討論あり」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）ただいま討論の声がありますので、これより討論を行います。

まず、本案に反対の討論はありませんか。

○委員（井上勝博）先ほど、条例のところで申し上げましたとおり、今回の介護保険特別会計は、介護保険料の引上げを含んだものでありますので、反対いたします。

○委員長（帯田裕達）次に、賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）次に、反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）これで討論を終わります。

採決します。採決は起立により行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに賛成する委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○委員長（帯田裕達）起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△所管事務調査

○委員長（帯田裕達）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○高齢・介護福祉課長（中俣賢一郎）それでは、別冊となっております生活福祉委員会資料、高齢・介護福祉課の6ページをお開きください。

薩摩川内市介護サービス事業経営戦略について御説明いたします。

この経営戦略につきましては、総務省から、公営企業についての中長期的な経営の基本計画として経営戦略を策定し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組むように要請され、今回策定しようとするものでございます。

策定日は、令和3年3月中を予定しており、計画期間は、令和3年度から令和7年度までとなります。

事業概要について御説明いたします。

(1) 事業形態等ではありますが、①事業の現況については、法適・非適の区分は、地方公営企業

法の適用を行わないので非適用であります。

事業開始年月日は平成7年4月1日で、事業の内容は、記載のとおり、指定介護老人福祉施設・老人短期入所施設・老人デイサービスセンターで、指定管理者制度導入状況は利用料金制であります。職員数は、薩摩川内市社会福祉協議会が指定管理者であるため、本市の職員数はゼロとなります。

②施設は、特別養護老人ホーム甌島敬老園であり、定員・延床面積等は記載のとおりでございます。

7ページを御覧ください。

(2)現在の経営状況、(3)のこれまでの主な経営健全化の取組としまして、平成21年4月より薩摩川内市社会福祉協議会が指定管理者となっており、利用料金制であり、市からの指定管理料の支払いはございません。

2の将来の事業環境等では、(1)介護保険サービス事業における主な取組から、(5)組織の見直しまで記載してありますので、お目通しいただきたいと思います。

8ページを御覧ください。

3の経営の基本方針では、離島という地域特性を踏まえ、本市としては引き続き設置するとともに、指定管理者制度により運営を行うこととしております。

4の投資・財政計画についてはお目通しを頂きたいと思います。

5の経営戦略後の事後検証、改定等に関する事項につきましては、5年ごとに改定を行うことを基本とするが、毎年度の進捗管理を踏まえ、必要に応じて見直しを図ることとしております。

次に、まるごとささえ愛事業における制度変更について御説明いたしますので、生活福祉委員会資料、本編の6ページを御覧いただきたいと思えます。

1、事業の目的についてですが、介護支援が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるようにするため、有する応力に応じた柔軟な支援体制を講じることで高齢者の自立意欲の向上と地域における支え合う支援体制の整備を図るものであります。

2、事業の内容ですが、(1)生活支援サービス体制づくり、(2)元気な地域住民が生活支援を必要とする方を支えるサービスの提供、(3)

地域の高齢者等に対する介護予防事業へのつなぎ、運営であります。

3、変更点でございますけれども、表の「変更前」と「変更後」に記載のとおり、主体が、「地区コミュニティ協議会」から「社会福祉協議会」へ、エリアが、「旧小学校区」から「中学校区」へ、体制として、地区コミ職員としてコーディネーターを配置しておりましたけれども、社協職員をコーディネーターとして中学校区に一人ずつ配置し、そのコーディネーターをサポートする、ささえ愛推進員をエリアごとに必要数配置することとしております。

4の地区コミへの周知活動についてですが、令和2年12月に、事業実施中の14地区コミを訪問し、説明を行い、令和3年1月には、コミュニティ主事連絡会で説明をし、2月には、全地区に案内を行い、事業説明会を実施し、御理解を頂いたところでございます。

○委員長(帯田裕達)ただいま当局の説明がありましたが、これを含めて所管事務全般について、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員(井上勝博)ちょっとごめんなさい。理解が追いついてなくて。

今のまるごとささえ愛事業なんですけど、これは、お金も委託事業みたいなふうになるんですか。これお金は動くんですか。

○高齢・介護福祉課長(中俣賢一郎)社協へは委託料は発生しますけれども、個人の負担という御質問でよろしいでしょうか。

○委員(井上勝博)今までは地区コミュニティ協議会が希望があったところが実施して、委託料をもらいながらやっていたんですか。

○高齢・介護福祉課長(中俣賢一郎)今までは補助金として各地区コミに、こういう事業をするのでということで補助金をお出ししていたんですけれども、今度は、この事業をもう社協に委託するというので、社協一本に委託料としてお支払いするというので、令和2年度までは、各地区コミに補助金を出しておりました。

○委員(井上勝博)社協がやるということなんですけど、コミュニティの場合であれば、例えばごみ出しとかそういったものは隣の方が協力するとかっていう形でできるけど、社協に委託するということになるので、そういうことができる社協職

員を配置するわけですか。

○高齡・介護福祉課長（中俣賢一郎）資料でも御説明いたしましたけれども、社協には、各地区に社協職員としてコーディネーターを配置いたしますけれども、そのお手伝いしていただけるというか、ささえ愛推進員です、その方を中学校区で2、3名ずつ配置して、その方を通して、ごみ出ししてほしいとか、ちょっとシルバーに頼むほどではないけれども、庭の草を取ってほしいとか、そういった形のマッチングはするというところで、今まで14地区の小学校地区しかできていなかったの、少しずつエリアを広げていきたいということで、このような制度に変えていこうとするものでございます。

○委員（犬井美香）大変いい事業というか、社会福祉協議会に移ったことで、多分、より多くの地区コミが手を挙げるということが予想されるんです。主体が地区コミのときには、多分、少し消極的な部分があったと思うんですが、こういうささえ愛を求めている地区コミは多くあると思いますので、ささえ愛推進員が全体で30名程度を配置予定というふうになっているんですけど、コーディネーターさんと、このささえ愛推進員が1地区1名もいないような状態なので、予算関係もあると思うんですけど、よりきめ細かな、やはりささえ愛マップなんかも利用しながら、どういう体制をとるという住民も意識をしながらということにはなると思うんですが、より細やかなそういうサービスをということになると、恐らくこのささえ愛推進員も一人でも多いほうがいいのかなというふうには考えたりもしますので、また今後、そのようなことも検討しながら行っていただければいいのかなと思います。

○高齡・介護福祉課長（中俣賢一郎）ただいま犬井委員がおっしゃったように、令和3年度やってみて、どうしても、エリアが広がったので、ささえ愛推進員が足りないといったときには、また増やすような方向でも検討せざるを得ないのかなと。まずは、ちょっとやってみたいということでございます。

○委員（瀬尾和敬）まるごとささえ愛事業というのはネーミングもいいし、私はもっと多くの地区コミが手を挙げられるのかと思っていましたが、こうやって、また新しくされるということで、と

ても、これはまた楽しみにしています。

あと一つ、来年度自治会長をするという方から相談の電話があったんですが、リサイクル推進員という人には、自治会宛てに補助金が交付されていると。ところが、すこやか健康アドバイザー、これは自治会で推薦した人なんですけど、これは、個人宛てに支給されていると。このすこやか健康アドバイザーという方の仕事は内容を見ると、とても大変なので、もうちょっと上乘せしてあげたいんだけど、何でリサイクルのほうは自治会宛てに来て、アドバイザーのほうは個人宛てになっているのかと、そういう電話だったんですけど、これはどういうふうになっているんですか。

○高齡・介護福祉課長（中俣賢一郎）ただいまの件につきましては、実際、以前も監査委員のほうからどうなっているのかという御指摘という御相談がありまして、一応調べさせていただきました。

環境課のほうのリサイクル推進員といいますか、その分につきましては、資源ごみステーション管理運営補助金ということで、ごみステーションを設置している個数によって人数を決めているので、そして、1,250円掛ける12月ということで伺っております。その分を自治会に補助金として払うという形になっていますので、自治会のほうから、リサイクル推進員の方にお金が行くような形だとは思いますが。

今、御質問のすこやか支援アドバイザーにつきましては、自治会から推薦を頂いた方に委嘱するという形で、報償費という形でお支払いしているもので、どうしてもそれは、市のほうから直接個人の方にお支払いするということ。

あと、単価につきましては、実は、令和元年度に、以前4,000円だったんですけども、6,000円には一応値上げはしております、2,000円だけですけども。現在、年間6,000円をお願いしていて、説明会とかあったときには、しっかり謝金ということで2,000円はお支払いしているんですけども、確かにいろんな御意見を伺っているのは事実でございます。

○委員（瀬尾和敬）分かりました。

ただ、すこやか健康アドバイザーという仕事というのは、相当、結構厳しい面もあるらしくて、

何か気の毒だと。課長は6,000円とおっしゃいましたけど、この自治会長さんになられる方はもっと上げたいというふうに思っているんですけど、もし、こちらが勝手に上げて、それは別に市としては関与しないことよろしいんですか。

○高年齢・介護福祉課長（中俣賢一郎）自治会の役員手当という形になると、我々としては何もコメントできないというか、以上です。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

以上で、高年齢・介護福祉課の審査を終わります。

△保護課の審査

○委員長（帯田裕達）次は、保護課の審査に入ります。

△議案第29号 令和3年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（帯田裕達）まず、審査を一時中止しておりました議案第29号を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○保護課長（新川皇祐）初めに、歳出であります。

予算調書の151ページをお開きください。

調書上段、行旅病人等取扱い事務費は、前年度と同内容の予算計上となっております。

調書下段、生活保護管理運営費については、872万8,000円の減額となっており、その主なものは、会計年度任用職員である生活保護高齢者世帯等支援員2名について、令和3年度から職員等が配置されるため、給与等を減額するものであります。

次に、調書の152ページをお開きください。

調書上段、生活保護適正実施推進事業費については、129万円の減額となっており、その主なものは、同運営費に計上していましたが生活保護版レセプト管理システム保守業務委託料を、今年度から必須事業になりました被保護者健康管理支援事業に移管したものです。

次に、同ページ下段、被保護者就労支援事業費については、前年度と同内容の予算計上となっ

ております。

次に、調書の153ページをお開きください。

調書上段、被保護者健康管理支援事業費については、令和3年1月から必須事業になったため、生活保護適正実施推進事業費から新たに事項を新設したものであり、前年度と同内容の予算計上となっております。

次に、同ページ下段、生活保護費は、前年度と同内容の予算計上となっております。

続きまして、歳入について説明申し上げます。

予算調書の37ページをお開きください。

国庫負担金民生費負担金、予算額11億8,534万5,000円は、82万9,000円の増額となっており、その主なものは、令和3年1月から必須事業になりました被保護者健康管理支援事業に要する経費を国から4分の3の負担分の受入れが増額の要因であります。

その他の歳入は、前年度と同内容の予算計上となっております。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（帯田裕達）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）一般質問でもちょっと岩切議員のほうで質問した扶養照会についてなんですけど、これまで、特に、本人の同意がない扶養照会をしていないということなんですけど、国のほうは、この扶養照会問題については、通知か何か出したというふうに聞いているんですが、どのような内容で、そして、薩摩川内市では、今後の扱いとしては何か変わることがあるのか教えていただけますか。

○保護課長（新川皇祐）2月26日付で通知が発出されました。その内容は、議会でも答弁されたように、扶養義務者との交流が20年以上と

なっていたものが10年に短縮されました。あと、相続でもめたり、以前、借金なんかの都合で個人的にもめたりした分については、扶養照会はしなくていいということでした。そのほかも、DV等はもう今までどおりです。

それで、以前と変わりがあるものといったら、特にございませぬ。従前のおり、生活保護の利用者から同意を得た上で扶養照会は行っておりませぬ。

○委員（井上勝博） 確認です。私は親に知られたくないという方が、保護を受けたいという方がいたとして、それは、扶養照会をしないで保護を受けることができるかどうかということですが。

○保護課長（新川皇祐） 本人の同意がないと扶養照会は行っておりませぬ。

ただ、生活保護を受給してもらった後に、生活を安定させた後に、本人といろいろ面接をしながら、そのお金の仕送り等だけではなくて、病気になったときとか、特に緊急連絡先の設定ということが大事になるので、生活保護を受給になった後に、根気強く扶養照会についての説明を行って、同意が得られたものについて行っております。

ただ、本人がどうしても知られたくないという方については、扶養照会は行っておりませぬ。

○委員（井上勝博） 分かりました。

あと、このことと関連して、自動車保有について何か大臣がテレビで発言したということを知り、どうだったのかなと調べているところなんですけど、自動車保有についての、何か国からの動きはあるんですか。

○保護課長（新川皇祐） 車についてはまだしつかりした通知はないんですけど、事前に、県とかから今まで車の保有については、コロナに関して、今まで生活保護で認められた分については、通勤とか、障害者の通院なんかは認められていたんですけども、今後、コロナ禍になって、それに伴う営業をされていた方とか、やっぱり収入がなくなった方については、すぐ処分させるのではなくて、ある程度保有を認めてくださいと。運転はしてもいいということではないんですけども、保有をちょっと認めていいということでした。

ただ、今までは、求職活動については車は駄目だったんですけども、今のところの情報では、求職活動についても認めたいというような方向で進

んでいるようです。

ただ、まだしつかりした通知は国からは届いておりませぬ。

○委員（井上勝博） ただ、保有は認めても使ってはいけないとなると、何も意味がないんですよ。確かに、生活保護からまた自立して、そのときに、また車があるから使えるようになると、そういう意味はあるんだけども、しかし、今のところ見通しがいいという方が、生活保護から自立できる見通しがいい方が、保有だけは認める、しかし使っちゃいけない、しかし、車検は来る。ということで、その車検代どうするのかという問題出てくるわけですけども、その辺はどう考えればいいんですか。

○保護課長（新川皇祐） 車については、やっぱりまだしつかり認められてないもので、病気とか、会社から退職した方々については、自立が6か月以内にできると認められた方については、それをすぐ処分させてしまっただけは自立を阻害するので、6か月は処分を保留していいということになっております。

それで、6か月、一生懸命求職活動をした中で、やっぱり6か月以内に自立できない方については、その方の求職活動等の状況を見て、最長1年認めていいということになっています。

ただ、今、委員がおっしゃったように、車については、やっぱり経費がかかるもんですから、ちょっと保有は難しいところがあります。持っているのに乗れないというところはあるんですけども、国の制度ですので、それに従って事務を進めております。

○委員（井上勝博） 過疎地と都会というのは全然状況が違うということは前からも言っているわけなんですけど、意見を述べる機会があれば都会とは違うんだと、1分ごとに電車が来るようなところは違うんだということ、ぜひ言ってほしいなと思います。

○委員（犬井美香） 生活保護世帯の子どもたちのことがちょっと危惧されるんですけども、18歳までは保護費の中で医療費も免除だったりとかかっていう手厚い保護制度にはなっていると思いますが、自立というところを考えたときに、その後、就職をして、自宅から出た就職であれば別世帯というふうな捉え方でいいと思うんですけども、自宅に居

ながら仕事をしたときに、結局、その子どもさんの収入が収入と認められることによって保護費のほう削減されるということで、全体的な生活費というのは、その子の収入をもって成り立ってしまうというところがあって、その子どもさんが自動車の免許を取ったりだとか、いろんなことに不具合が出ているケースが以前あったんです。なかなか子どもさんも家を出るということに踏み切れないというケースがあったんですが、今、現在、保護課の中で、そういう子どもさんへのケアというか、自立に向けての支援はどのようになっているんでしょうか。

○保護課長（新川皇祐）18歳まで、高校卒業までの子どもさんたちが、中にはアルバイトをされております。そのアルバイトも未成年者控除とか、一般の方々が収入認定するよりも大きな控除があるんですけども、それでもまだ収入認定しないといけない額があるときには、これは自分が大学に行くときに使うお金とか、今、委員がおっしゃったように、車の免許を取るために必要だということであれば、それは別通帳で管理をさせていただいて、その分は収入として扱っております。

○委員（犬井美香）子どもさんには別通帳での管理をとすることはお伝えはしていただいているということですか。

○保護課長（新川皇祐）最初、収入認定をするときに、その世帯主、子どもさんにも伝えております。

○委員（犬井美香）ちょっと心配なのは、やはり保護者の方々の認識というところも恐らくあるのかなというふうに考えますので、ぜひそのあたりは、あまり踏み込めない部分でもあるかもしれないんですが、子どもさんも自立という意味ではすごく大事な事かなと。保護世帯から、また、なかなか仕事もできずにそのまま家にいるというお子さんもちよっと見られるようなので、できたらきちんと自立に向かっていけるような新体制というもの、相談も含め、していただけるといいのかなと思います。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

以上で、保護課の審査を終わります。

△子育て支援課の審査

○委員長（帯田裕達）次は、子育て支援課の審査に入ります。

△議案第29号 令和3年度薩摩川内市一般会計予算について

○委員長（帯田裕達）まず、審査を一時中止してありました議案第29号を議題といたします。当局に補足説明を求めます。

○子育て支援課長（遠矢一星）それでは、歳出から御説明申し上げます。

予算調書の154ページをお開きください。上段の事項、児童福祉管理運営費については、右側の主な内容に記載のうち、保育所等に対する新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業に係る補助金が当初予算としては新たなもので、下段の事項、児童福祉施設整備費は、本年度から実施している水引保育園の老朽化に伴う建て替え工事に係る令和3年度分の補助になり、建て替え後は認定こども園に移行し、本年10月には開園予定です。

次に、155ページの上段、事項、利用者支援事業費については、前年度と同内容の予算計上となっており、下段の事項、保育対策総合支援事業費については、主な内容のうち、4行目の保育補助者雇上強化事業補助金は、保育士の負担軽減等のため保育士の補助を行う保育士資格を有しない者を新たに雇用した場合に助成するもので、新規事業になります。

次に、156ページの上段、事項、児童手当福祉費については、前年度と同内容の予算計上となっており、下段の事項、児童館費については、主な内容のうち3行目の環境整備事業費1,200万円は、一つの児童クラブが利用児童数の増加に伴い新たな児童クラブの設置を計画していることから、その整備費用を計上しております。

次に、157ページの上段の事項、保育所運営費から、158ページの下段の事項、子ども医療費助成費については、前年度と同内容の予算計上となっておりますが、子ども医療費助成に係る窓口負担なしの現物給付については、本年4月診療分から市民税非課税世帯の未就学児から18歳以

下までに拡充されます。

以上、歳出でございます。

引き続き、歳入の主なものについて御説明申し上げますので、予算調書の38ページをお開きください。38ページでございます。

16款2項2目国庫補助金、民生費補助金に記載の保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金は、水引保育園の建替えに係る補助金になり、補助率はそれぞれ対象経費の3分の2と2分の1になります。

そのほか、38ページ、39ページに記載の歳入は、歳出に対応した国・県の各種負担金、補助金等になり、前年度と同内容の予算計上となっております。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（犬井美香）保育対策総合支援事業ということで、保育士補助者雇上強化事業というのが始まるようですが、今、少しだけ説明があったんですが、保育補助者の具体的な仕事の内容というのを教えていただけますでしょうか。

○子育て支援課長（遠矢一星）保育士の補助になります。

○委員（犬井美香）具体的に。

○子育て支援課長（遠矢一星）実は、保育士の負担軽減、もしくは保育士確保のため、この新規事業を含めて三つございます。

154ページの待機児童解消体制事業確保事業補助金というのが960万円ございますけれども、これが新規、もしくは今まで休んでいた保育士さんを新たに雇用した場合に補助金を出すという市単独の事業です。

そのほか、155ページの下段の部分、保育体制強化事業費補助金というのは、これは保育士の業務ではない、例えば清掃であったり、送り迎えを見てもらったりとか、保育士業務以外の職員を雇った場合に補助する制度、それと、新規事業とありました。保育士補助者雇上強化事業補助金は、保育士の業務を手伝っていただける資格を持っていない方を採用した場合という、この3本柱で、今、保育士確保に取り組もうということで進めているところです。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

以上で、議案第29号令和3年度薩摩川内市一般会計予算の内うち、本委員会付託分について質疑は全て終了いたしました。

これより討論、採決を行います。討論はありますか。

[「討論あり」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）ただいま討論の声をありますので、これより討論を行います。

まず、本案に反対の討論はありませんか。

○委員（井上勝博）一般会計予算について反対いたします。

理由は、一つは、毎年なんですけれども、自衛隊員の適齢者名簿というのを高卒、あるいは大卒に当たる年齢の男女の名簿を自衛隊の鹿児島地方本部に提供すると、本人に断ってあるんだっというんですけども、断りなくそういうことがやられているということについては、従来から私は反対しております。

それから、国保、介護特別会計への一般会計からの繰入れをやっばりすべきだと、そして、幾らかでも国保や介護の負担を軽くしていただきたい。

それから、消防については、通信指令事務について、広域化というのは、やはり私は懸念材料が多いということで反対いたします。

○委員長（帯田裕達）次に、賛成の討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）次に、反対の討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）これで討論を終わります。

採決します。採決は起立により行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに賛成する委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○委員長（帯田裕達）起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△所管事務調査

○委員長（帯田裕達）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○子育て支援課長（遠矢一星）それでは委員会資料の7ページをお開きください。

児童扶養手当の制度改正についてです。

児童扶養手当法が改正され、児童扶養手当と障害年金等の併給調整に係る見直しが行われることとなりますが、変更点の1を御覧ください。

中段の図を見ていただくと分かりやすいと思いますが、改正前、これまでは、障害基礎年金等が児童扶養手当の額を上回る場合、児童扶養手当は全額支給停止になり受給できませんでしたが、本年3月分からは、児童扶養手当の額が障害基礎年金等の子の加算分を上回る場合は、その差額を児童扶養手当として受給することができるようになります。

なお、図の下に記載してあるとおり、制度改正に伴い支給要件を満たしている方は申請が必要となりますので、本市においては、1月25日号の広報紙及びホームページに掲載したほか、川内年金事務所等においてもチラシ等により周知をいただいております。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました。これを含めて所管事務全般について、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。以上で、子育て支援課の審査を終わります。

△委員会報告書の取扱い

○委員長（帯田裕達）以上で日程の全てを終わりましたが、委員会報告書の取りまとめについては、委員長に一任いただきたいと思います。ついで、そのように取り扱うことで御異議ありま

せんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）御異議なしと認めます。よって、そのように取り扱います。

△閉会中の委員派遣の取扱い

○委員長（帯田裕達）次に、閉会中の委員派遣についてお諮りします。

現在のところ、閉会中の現地視察は予定しておりませんが、今後必要となった場合はその手続を委員長に一任いただきたいと思います。そのように取り扱うことで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）御異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

△閉 会

○委員長（帯田裕達）以上で、生活福祉委員会を閉会いたします。

【卷末資料】

陳情文書表

受 理 番 号	陳情第 1 号	受理年月日	令和 3 年 1 月 1 2 日
件 名	ゼロカーボンシティ宣言に関する陳情		
陳 情 者	薩摩川内市入来町浦之名 5 6 番地 NPO 法人いかす・つなぐ入来空き家再生プロジェクト 代表理事 中川 功		

要 旨

1 温暖化対策への国の動向

2020年10月26日に開会した臨時国会の所信表明演説で、菅義偉総理大臣は「我が国は、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする」と発言。続けて「すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを、ここに宣言する」と締めくくった。最近では、法制化するとの発言もあった。

日本の温暖化対策は菅首相の宣言によって、何らかの形で2050年までに産業を中心に進んでいくと思われる。

2 気候変動とCO₂について

気候変動に関しては、超大型台風、異常高温、干ばつ、洪水などによる甚大な災害が世界各地で発生している。また、日本国内においても、直近では熊本の豪雨災害などが記憶に新しいかと思う。

このような異常気象は、地球温暖化が原因だと言われている。その地球温暖化は、二酸化炭素(CO₂)などの大気中の濃度が増加することで起こるとされている。IPCC(気候変動に関する政府間パネル)第5次評価報告書によると、地球全体のCO₂排出量は約338億トン/年であるが、自然界のCO₂吸収量は約180億トン/年しかなく、その結果、大気中には約158億トン/年のCO₂が毎年蓄積されている。(2002年~2011年の1年当たりの平均)このままでは2100年の平均気温は、温室効果ガスの排出量が最も多い、最悪のシナリオの場合には、最大4.8℃上昇すると発表した。2020年現在、1℃上がった状態での気候状況を見ると、4.8℃上昇とは、想像を絶することが地球上で起こる可能性を示唆している。

そこで、2018年10月、気候変動による最悪の事態を回避するためには、世界の気温上昇を

1.5℃までに抑えなければならず、そのために2050年までに温室効果ガス排出をゼロにすべきであると警告した。

3 CO₂の排出量の現状について

現在までの大気中のCO₂濃度は、人間の活動によって1750年以降増加し続けており、2011年には391ppm、2019年には410.5ppmに達している。これは、工業化以前の平均値278ppmと比べて48%高い水準となっており、人類史上初のレベルまで達していると言われている。

このCO₂は、主に化石燃料(石炭、石油など)を燃やすことで発生する。私たちが化石燃料を燃やしてエネルギーを使うことが主な原因である。

一度排出されたCO₂は、大気中に100年は存在し続けることが分かっており、今すぐにでも対策を取らなければ、地球規模で人類の生存危機につながる可能性が高いと言われている。

4 趣旨のまとめ

これまで、個人の生活レベルでは様々な改善を実践してきた。

まだ私たち個人でできることはいろいろあると思うが、SDGsへの取組が企業レベルで非常に盛んになっていることに比べると、市民の意識というのが温暖化に向けて盛り上がっていないように思えない。

一方で、市が以前より取り組んでいる「地球温暖化対策実行計画」は、本年度で第3次が終了し、更に次の段階へと計画・実行されていく。計画書を拝読しても、様々な取組をしていることが分かる。

そこで、更にもっと多くの市民一人一人がこのことを知り、その緊急性を自覚することによって、自分たちの暮らしの中での改善の創意工夫が格段に加速するのではと考えた。薩摩川内市が鹿児島県では鹿児島市、知名町に続いて3番目にゼロカーボンシティ宣言をすることにより、企業、そしてNPOなども含めた市民全体へと更に情報を広げることが、日々環境を意識した生活をする事への大きな推進力になると考える。

私たち市民は、市にお願いするだけの一方向ではなく、市・企業・市民(NPO含む)の三位一体となって連携し、今すぐにでもこれらの改善に取り組む必要がある。

私たちは、薩摩川内市の環境を次世代につなぐことを強く意識している。大切な子どもたちの未来を考え、緑に包まれた木々、きれいで安心して入れる海、安心して暮らせる生活環境を創造するためには、今すぐにでも、市・企業・市民一丸となって、行動を開始する必要がある。これは、薩摩川内市だけの課題ではなく、地球規模の人類存続としての課題である。日本国内でも、すでに宣言した9,014万人の人々と一丸となって、この問題に取り組む時が来ている。

一人の100歩より100人の一歩である。

そのような趣旨をもって、今ここに、下記のとおり陳情する。

記

薩摩川内市長に対して、ゼロカーボンシティ宣言をすることを、市議会として求めること。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会生活福祉委員会
委員長 帯田裕達